

令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業補助金
老人保健健康増進等事業

介護保険施設等実地指導マニュアルの
在り方に関する調査研究
報告書

令和2（2020）年3月

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

令和元年度老人保健健康増進等事業
介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究 報告書

目次

本調査研究の概要.....	3
第1章 事業の概要.....	5
1. 本研究事業の目的.....	5
2. 研究の実施体制.....	5
3. 検討委員会、ワーキング委員会の開催と検討事項.....	6
4. 調査の実施.....	8
① 自治体調査.....	8
② 聞き取り調査（事例の収集）.....	9
第2章 自治体調査の結果.....	10
1. 回収状況.....	10
2. 調査項目ごとの結果.....	11
I 管内の介護保険事業所数と実地指導の実施状況、平均時間等.....	11
II 現行の実地指導マニュアルについて.....	35
III 令和元年5月の「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」について.....	39
IV 報酬請求に関する文書確認について.....	45
V 集団指導.....	51
VI 実地指導や集団指導を通じた事業所の質の向上に向けた取組.....	61
VII ICT化に対する考えと取組状況.....	63
VIII 実地指導全般における課題と工夫.....	66
第3章 調査結果のまとめと課題・工夫の整理.....	72
1. 自治体調査のまとめ.....	72
① 介護保険事業所数と自治体規模、実地指導の状況.....	72
② 現行の実地指導マニュアルの活用ならびに「実地指導の標準化・効率化等の 運用指針」の取扱い.....	73
③ 報酬請求に関する文書確認について.....	74
④ 集団指導の開催状況と事業所の質の向上に向けた取り組みについて.....	74
⑤ ICT化の推進に対する考えと取組状況.....	75

2. 実地指導における課題と実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案.....	75
① 実地指導における課題.....	75
② 実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案.....	76
第4章 効率的な実地指導を行っている自治体の取組（事例紹介）.....	78
1. 集団指導・実地指導等を活用した事業所への情報提供.....	78
2. 人員不足・専門知識の不足に対応する取組.....	78
3. 市町村間の協力体制の構築.....	78
4. 実地指導の平準化と頻度向上に向けた取組.....	78
第5章 実地指導の効率化推進に向けた提案 ～本事業のまとめ～.....	92
実地指導の効率化推進に向けた提案.....	92
参考資料.....	96
自治体調査票.....	96

本調査研究の概要

【目的】

介護保険事業所への実地指導ならびに集団指導は、行政機関が事業所の実態確認や情報提供を行う貴重な機会であり、優良事例の紹介など有用な情報を提供することが望まれる。

本事業では、現行マニュアルの活用状況の確認と、令和元年5月29日に厚生労働省老健局総務課介護保険指導室より発出された「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針（以下、「指針」）について」にて示された実地指導時の確認項目、確認文書の活用状況の他、国の重要施策に対し、実地指導や集団指導においてどの程度触れられているかについて確認する。

【研究の実施体制】

本研究事業を実施するにあたり、実地指導を効率的に行っている自治体と介護保険事業所における実地指導対応責任者、ならびに有識者からなる検討委員会（委員長1名、委員4名）ならびにワーキング委員会（委員5名）を設置した。

【調査の実施】

自治体における実地指導ならびに集団指導の実施状況や指針の取組状況等について把握すべく、全国の自治体を対象とした「自治体調査」と、その結果を元に事業所への情報提供や自治体の職員育成に力を入れている自治体を対象とした「聞き取り調査（事例収集）」を行った。

<自治体調査>

調査時期	令和元年12月18日（水）～令和2年2月10日（月）
調査方法	ウェブサイトを用いた質問紙調査 （郵送、Email、ファックスでの送付も受付）
対象	全国の自治体（都道府県、政令指定都市、中核市、特別区、一般市町村）
回収数	941件（ウェブ回答：701件、郵送・Email・ファックス：240件）

<事例収集>

調査時期	令和2年1月～3月
調査方法	聞き取り・メールによる調査
対象	県：1か所、市：4か所、区：1か所、町：1か所、協議会：1か所

【結果】

- 回答は941か所からあったが、この数字の中には広域連合で介護保険事業を行っている自治体や、協議会を立ち上げている自治体もあることに留意されたい。

- 実地指導の実施件数や実施率、実地指導にかける平均時間、実地指導時の延べ所要時間の平均、報酬請求の確認にかける平均時間は、自治体規模や実地指導の対象サービス種別に関わらず標準偏差が大変大きく、自治体によって実地指導の実施状況は大きく異なることが明らかとなった。
- 現行の実地指導マニュアルについて、半数の自治体が普段は活用しておらず、自治体独自のマニュアルを作成しているところが161か所あった。
- 指針にそった実地指導の標準化・効率化について、54.5%が「今年度から取り組んでいる/取り組む予定」と回答しており、標準確認項目ならびに標準確認文書については「適切である（ちょうどよい）」と回答した自治体が75%を超えた。
- 「各種加算等自己点検シート」を活用している自治体が65.1%で、そのうち事前提出を求めている自治体は474か所であった。
- 集団指導を年1回以上開催していると回答した自治体が55.2%と半数を超えたが、小規模自治体を中心に「開催していない」と回答した自治体も29.7%あった。また、集団指導の内容は、対象サービスに関わらず、「制度・基準全般」や「報酬改定」、「実地指導指摘事項の解説」を取り上げている自治体が多く、国が推進する施策の紹介や優良事例の紹介等はあまり行われていなかった。
- ICT化に対する考えとして、多くの自治体が必要文書のウェブ公開、メールでの送付や事業所がPCに保管している文書をPCで確認することを「推進すべき」と回答したが、すでに取り組んでいる自治体は項目により半数強もしくは40%以下であった。
- 実地指導全般の課題としては、「人員不足」、「専門知識の不足」、「事業所の対応力・理解力の不足」などが挙げられたが、これらに対し、職員研修の充実や他地域と合同で実地指導を実施している自治体、集団指導を通じて事業所への情報提供に力を入れている自治体など、様々な工夫や取組が報告された。
- 実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案として、最も要望が多かったのは「標準化に向けたマニュアルの作成・普及」で、その他には「様式の統一」や「ICT化の推進」、「他部署・他機関との協体制の構築」等が挙げられた。
- 聞き取り調査では、職員研修の効果的実施や集団指導における工夫、1市5町で協議会を設立した自治体等、先駆的取組の実施状況や背景等を確認した。

【実地指導の効率化推進に向けた提案】

自治体調査の結果より、様々な課題が浮き彫りとなったが、その反面、すでにその課題に対して先駆的に取り組んでいる自治体が複数あることが明らかとなった。今後、そういった優良事例を収集・整理していくことで、課題を感じている自治体の参考になるであろう。また、実地指導の標準化に向けたマニュアルの作成・普及を希望する声が多く上がっており、自治体・事業所の事務負担軽減に向け、早急に対応する必要がある。

第1章 事業の概要

1. 本研究事業の目的

介護現場では人手不足が深刻であり、事務的な負担軽減が急務であることに加え、自治体においても総合事業の開始や介護保険事業所数の増加など、職員の負担は年々増加している。国は平成22年度に介護保険事業所を対象とした実地指導マニュアルを作成し、高齢者虐待防止・身体拘束禁止や一連のケアマネジメントプロセスに関する指導について詳細に記している。しかし、各自治体が実施している実地指導は旧「主眼事項及び着眼点」とは異なるが、同様のチェックが各々の方法で行われており、その量や内容は様々である。自治体の多くは「人員、施設、運営の各基準が守られているか」の視点から、必要文書を求めているなど、旧来の実地指導の方法が踏襲されている。

介護保険事業所への実地指導ならびに集団指導は、行政機関が事業所の実態を確認したり、情報提供を行う貴重な機会であり、その際に優良事例の紹介など有用な情報を提供することが望まれる。そこで本事業では、現行マニュアルの活用状況について確認を行うとともに、平成30年度の「実地指導における行政文書削減に関する調査研究」にて検討、令和元年5月29日に厚生労働省老健局総務課介護保険指導室より発出された「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」にて示された実地指導時の確認項目、確認文書の活用状況について確認する。また、介護保険制度の現状を踏まえた集団指導・実地指導の内容設定のあり方や運営指導におけるケアの質の向上・生産性向上に向け、高齢者虐待防止や身体拘束禁止、ケアマネジメントの流れ等現行マニュアルにある項目に加え、医療介護連携や認知症施策の推進、ICTの活用といった国の重要施策に対し、実地指導や集団指導においてどの程度触れられているかについて確認し、実地指導における文書削減、ならびに自治体、介護保険事業所それぞれの職員における事務負担軽減に向けた検討を行う。

2. 研究の実施体制

本研究事業を実施するにあたり、実地指導を効率的に行っている自治体と介護保険事業所における実地指導対応責任者、有識者からなる検討委員会ならびにワーキング委員会を設置した。

表 1-1 検討委員会委員

委員名	所属	肩書
基 豊	青山学院大学法学部法学科	教授
佐々木 勝則	社会福祉法人桜井の里福祉会	専務理事
中川 龍治	医療法人財団友朋会 嬉野温泉病院	理事長
橋本 健一	金沢市福祉局福祉指導監査課	課長補佐
中島 英司	広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導係	課長補佐

表 1-2 ワーキング委員会委員

委員名	所属	肩書
稲葉 裕一	静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課介護指導第1班	主幹
芳賀 優	柏市保健福祉部法人指導課	主査
加嶋 友美子	大分市指導監査課高齢者福祉・介護保険指導担当班	参事補
櫻井 千恵美	アースサポート株式会社	業務推進部長
柴田 倫宏	株式会社メゾネット	執行役員

表 1-3 オブザーバー

	所属	肩書
里村 浩	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室	室長
金久保 誠	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室	室長補佐
細谷 光市	厚生労働省老健局総務課介護保険指導室	特別介護サービス指導官

表 1-4 事務局

	所属	肩書
小森 雅一	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	企画戦略局長
進藤 由美	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	企画戦略局リサーチ コーディネーター
平川 文乃	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	事務助手
堀川 柊平	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	事務助手
浅井 秀香	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	事務助手
松浦 佳代	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	事務助手
中谷 晶光	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	財務経理課長
加藤 美保	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	財務経理課

3. 検討委員会、ワーキング委員会の開催と検討事項

検討委員会は2回、ワーキング委員会は4回開催され、一昨年度に実施した自治体調査（都道府県、政令指定都市、中核市を対象に実地指導の方法について調査）、事業所調査（訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援事業所を対象に、実地指導を受けたときの状況について調査）、昨年度の検討事項（実地指導時の標準確認項目案、確認文書案の検討）、令和元年5月29日に厚生労働省老健局総務課介護保険指導室より発出された「介護保険施設等に対する実地指導の標準化・効率化等の運用指針について」を踏まえつつ、今年度実施した自治体調査の調査項目について検討した。また、結果の考察についてはメールや電話を通して意見収集を行った。

表 1-5 検討委員会、ワーキング委員会の開催

第1回 検討委員会・ワーキング委員会 合同開催	
日時：	令和元年9月6日（金）午後3時～5時
場所：	イオンコンパス東京八重洲会議室 Room C
議事：	<ul style="list-style-type: none"> （1）文書削減に向けた国の動き （2）今年度事業とこれまでの結果 （3）自治体を対象とした調査について （4）その他
第2回 ワーキング委員会	
日時：	令和元年10月9日（水）午後3時～5時
場所：	イオンコンパス東京八重洲会議室 Room A
議事：	<ul style="list-style-type: none"> （1）第1回検討委員会・ワーキング委員会での議論 （2）実地指導マニュアルの骨子案について （3）自治体を対象とした調査の項目について （4）その他
第3回 ワーキング委員会	
日時：	令和元年11月8日（金） 午後1時30分～3時30分
場所：	ベルサール東京日本橋 ROOM 6
議事：	<ul style="list-style-type: none"> （1）第2回ワーキング委員会での議論 （2）自治体対象調査の質問項目について （3）その他
第2回検討委員会・第4回ワーキング委員会 合同開催	
日時：	令和元年12月23日（月）午前10時～12時
場所：	イオンコンパス東京八重洲会議室 Room C
議事：	<ul style="list-style-type: none"> （1）自治体調査の実施について （2）報酬請求の確認文書について （3）ICT化に向けた対応 （4）その他

なお、第3回検討委員会・第5回ワーキング委員会を令和2年2月28日に東京駅近くにて開催する予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止とした。

4. 調査の実施

① 自治体調査

一昨年度に行った自治体調査の結果を踏まえつつ、1. 実地指導の実施状況、2. 現行の実地指導マニュアルの活用状況、3. 「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」への対応状況、4. 報酬請求に関する文書確認の状況、5. 集団指導の実施状況、6. 事業所の質の向上に向けた取組の実施状況、7. ICT化に対する取組状況と、これらを含めた実地指導全般に対する課題や提案、意見を収集することを目的に、質問紙調査を実施した。

なお、調査項目は、事務局作成のたたき台に対し、主にワーキング委員会にて意見を収集し、修正・検討を行った。

<調査の概要>

調査時期	令和元年12月18日(水)～令和2年2月10日(月)
調査方法	ウェブサイトを用いた質問紙調査 (郵送、Email、ファックスでの送付も受付)
対象	全国の自治体(都道府県、政令指定都市、中核市、特別区、一般市町村)

調査票は厚生労働省より都道府県、政令指定都市、中核市に Email にて送付された。また、特別区、一般市町村へは都道府県に転送を依頼した。

個人情報の取り扱い及びプライバシーの保護として、回答は国立長寿医療研究センターにて適切に保管・管理のうえ、統計的に処理し、個人情報や勤務先の情報等が漏えいしたり、特定されることは一切ないこと、調査データに本調査研究事業にかかわる職員、関係者以外が触れることはないこと、調査結果は報告書の作成や関連学会、雑誌等での発表等、研究目的のみに使用することを明記した。

また、調査への協力は任意であり、協力しなくても不利益を被ることはないこと、調査票への回答をもって、調査への協力の同意とみなすことを明記した。

なお、研究データは当研究事業の担当者のみがアクセス可能な状態で PC に保管し、研究終了後 10 年間保管の後、再現不可能な状態で破棄をする。

調査票は巻末資料に掲載しているので、そちらを参照されたい。また、調査結果は第 2 章にまとめる。

② 聞き取り調査（事例の収集）

自治体調査の結果を踏まえ、実地指導や集団指導において事業所育成の工夫がみられるところや、異動してきたばかりの自治体職員の育成に工夫をしている自治体を対象に、聞き取り調査を実施した。

<調査対象と聞き取り項目>

- 埼玉県飯能市：集団指導前に事業所から質問を受け、集団指導時にその回答を伝える
【聞き取り項目】集団指導の連絡方法、案内の記載内容、事業所からの質問内容 等
- 青森県青森市：事業所への情報提供や育成に力を入れている
【聞き取り項目】集団指導の実施時期、参加事業所数（参加割合）、欠席の事業所への対応、集団指導の内容、時間配分、事業所の理解を深めるための工夫、課題 等
- 北海道川上郡標茶町：集団指導と包括ケア会議において事業所に情報提供
【聞き取り項目】集団指導の内容、時間配分、事業所の理解を深めるための工夫、等
- 東京都大田区：集団指導における効率的な情報提供や実務的な助言を実施
【聞き取り項目】事業所理解を深めるための工夫、実地指導・集団指導の工夫、等
- 山梨県南アルプス市：ケアの質の向上と職員育成への取組に重点をおいた指導
【聞き取り項目】事業所育成における工夫、集団指導の実施状況、当日の内容、等
- 千葉県柏市：自治体職員に対する効果的な研修を行い、人材育成に力を入れている。
【聞き取り項目】異動後の研修内容、着任から実地指導に出るまでの流れ、業務を伝えていく中で力を入れていること 等
- 静岡県賀茂地域：1市5町で協議会を立ち上げ、実地指導を共同実施
【聞き取り項目】賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会設立の背景、職員の位置づけ、実地指導・集団指導の実施状況、協議会設立による利点、課題 等
- 静岡県：実地指導を2～3年に1回実施することで、文書指摘率が減少傾向
【聞き取り項目】実地指導の実施状況、文書指摘率の推移、職員研修の状況、異動のスパン、効率的な実地指導の実施に向けて工夫していること、課題 等

調査結果は第4章にまとめる。

第2章 自治体調査の結果

1. 回収状況

第1章「4. 調査の実施」にまとめた通り、令和元年12月18日（水）～令和2年2月10日（月）にかけて、ウェブサイトを用いた質問紙調査を実施した。自治体によってはウェブサイトへのアクセスができない可能性があることから、郵送、Email、ファックスでの回答も可能としたところ、計941か所から回答があった。内訳はウェブサイトにおける回答が701か所、郵送・Email・ファックスでの回答は240か所であった。また、実地指導の対象事業所が管内にないという回答が1か所あった。

なお、本調査対象には介護保険を広域で行っている自治体も含まれるが、実地指導の実施状況により、広域連合がまとめて回答をしている自治体もあれば、別々に回答した自治体もあったほか、広域連合を組んではいないが、実地指導の実施にあたり協議会を立ち上げている自治体もあるなど、様々であった。そのため、回収率を算定するための母数（本調査研究の対象自治体の正式な数）は不明であるが、参考までに、令和元年12月の「介護保険事業状況報告（暫定）」における保険者数は1,571か所¹であり、その保険者数を母数とした場合の回収率は59.9%である。

① 回答のあった自治体の区分

回答のあった941か所の自治体（広域連合を含む）の区分は以下のとおりである。

	回答数	%
都道府県	37	3.9
政令指定都市	20	2.1
中核市	53	5.6
一般市	456	48.5
特別区	19	2.0
町	287	30.5
村	41	4.4
広域連合	28	3.0
計	941	100.0

¹ 厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和元年12月分）」第1表 第1号被保険者数。

（情報検索日：令和2年3月1日 <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyo/m19/1912.html>）

② 実地指導担当部署と指定申請・更新申請担当部署

実地指導の担当部署は大きく分けて「介護保険担当部署」と「指導監査担当部署」の2つに分かれていた。また、一部の自治体では保健センターや地域包括支援センターが実地指導を担当していたり、広域連合とは別に実地指導の共同実施を行っている自治体もあった。

2. 調査項目ごとの結果

1 管内の介護保険事業所数と実地指導の実施状況、平均時間等

平成 30 年度における実地指導の対象事業者数や実地指導の実施件数、平均訪問職員数、実地指導に要する平均時間、実地指導に要する延べ平均時間（訪問職員数×実地指導に要する平均時間）と、そのうち報酬請求の確認に要する時間、ならびに専門職の同行の有無について確認した。

調査票では全サービス種別について確認をしているが、回答が膨大であることに加え、自治体区分によって平均や最小値、最大値などのばらつきが大きい。そのため、本章では訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援事業所、認知症対応型生活介護の回答のみを掲載する。それ以外の回答については参考資料を参照されたい。

なお、介護保険事業所の指定権者は、地域密着型サービス（介護予防）と居宅介護支援・介護予防支援は政令指定都市、中核市、市区町村の長に、それ以外のサービスについては都道府県知事、政令指定都市、中核市の市長にあり、一般的には指定権者が実地指導、集団指導を行う。しかし、①介護老人福祉施設や訪問介護、通所介護等の指導権限が市区町村にすでに委譲されている、②都道府県と市区町村とが常日頃から合同で実地指導を行っている、③居宅介護支援事業所など、都道府県から市区町村に指導権限が移譲されたことを踏まえ、都道府県職員が市区町村へのスキルの伝達のために共に実地指導を行っているなど、様々なケースがあることが報告されている。これらのケースの値を組み込んで集計・分析を行うと、平均値や標準偏差等に影響が出ると考えられることから、以下の自治体における値のみ集計し、まとめた。

サービス種別	自治体区分	自治体数
訪問介護 通所介護 介護老人福祉施設	都道府県、政令指定都市、中核市	110
居宅介護支援 認知症対応型共同生活介護	政令指定都市、中核市、一般市 特別区（東京 23 区）、町、村	904

① 訪問介護

<事業所数（単位：か所）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	428.5	510.9	18	3164
政令指定都市	19	554.1	468.4	128	2096
中核市	50	124.4	62.4	43	307

事業所数の平均は政令指定都市が最も多く 554.1 か所、次いで都道府県が 428.5 か所、中核市が 124.4 か所であった。しかし、自治体区分に関わらず標準偏差が大きいことから、上記平均は参考とされたい。

<実地指導の実施件数（単位：か所）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	68.0	47.8	11	242
政令指定都市	19	107.3	110.1	13	487
中核市	49	25.3	15.2	1	81

実地指導の実施件数は政令指定都市が最も多く 107.3 か所、次いで都道府県が 68.0 か所、中核市が 25.3 か所であった。しかし、自治体区分に限らず標準偏差が大きいことから、上記平均は参考とされたい。

<実地指導の実施率（単位：％）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	21.1	15.4	3.3	94.4
政令指定都市	19	18.1	7.5	4.0	38.9
中核市	49	21.2	8.6	1.3	41.2

実地指導の実施率の平均は 18.1%~21.2%であった。しかし標準偏差が大きく、最も低い自治体は 1.3%であったのに対し、最も高い自治体は 94.4%であった。

<実地指導時平均訪問職員数（単位：人）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	2.2	0.7	1	5
政令指定都市	19	2.1	0.5	2	4
中核市	49	2.2	0.6	1.5	4

実地指導時の平均訪問職員数は、自治体区分によって特に差はなく、平均 2.1～2.2 人であった。しかし、少ない自治体は 1 人と回答があったのに対し、最も多い自治体は 5 人であった。

<実地指導にかける平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	184.8	75.4	112	390
政令指定都市	19	174.2	66.8	90	360
中核市	49	182.6	71.1	60	510

実地指導にかける平均時間は、政令指定都市の平均が 174.2 分、中核市が 182.6 分、都道府県が 184.8 分と、おおよそ 3 時間前後の値であった。しかし標準偏差が大きく、短いところでは 60 分（1 時間）程度であるのに対し、最も長い自治体は 510 分（8.5 時間）であった。

<実地指導時の延べ所要時間の平均（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	394.5	173.0	229	900
政令指定都市	19	372.0	145.3	180	720
中核市	49	396.5	172.9	225	1200

実地指導時にかかった延べ所要時間の平均(平均訪問職員数×平均時間)は 372 分～396.5 分（約 6 時間 10 分～40 分程度）と、同じような値であった。しかし、標準偏差は大きく、短いところでは 180 分（3 時間）であったのに対し、最も長い自治体は 1,200 分（20 時間）であった。

<報酬請求の確認にかかる平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	141.8	90.0	50	500
政令指定都市	18	146.1	108.0	30	450
中核市	47	171.7	179.7	30	1200

実地指導のなかで報酬請求に関する確認にかかる平均時間は都道府県が最も少なく141.8分（約2時間20分）、最も長いのは中核市で171.7分（約2時間50分）と30分程度の差がみられた。特に中核市における標準偏差が大きく、短い自治体が30分と回答したのに対し、長い自治体は1,200分（20時間）であった。

<報酬請求の確認にかかる時間の割合（単位：%）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	21.1	15.4	3.3	94.4
政令指定都市	19	18.1	7.5	4.0	38.9
中核市	49	21.2	8.6	1.3	41.2

実地指導時の延べ所要時間のうち、報酬請求の確認に係る時間の割合を見たところ、平均は18.1～21.2%と、ほぼ同じ割合であった。しかし、特に都道府県において標準偏差が大きく、最も低い割合の自治体は3.3%であったのに対し、最も高い自治体は94.4%と、実地指導の時間のすべてにおいて報酬請求の確認をしている自治体があった。

<実地指導に同行する専門職の割合>

	回答数 (件)	常に同行 (%)	必要に応じ (%)	同行なし (%)	無回答 (%)
都道府県	37	2.7	29.7	62.2	5.4
政令指定都市	20	15.0	25.0	55.0	5.0
中核市	53	15.1	13.2	64.1	7.6

実地指導時に専門職を同行しているか否かを確認したところ、半数以上が「同行なし」と回答した。また、都道府県においては「常に同行」と回答した割合が2.7%と、政令指定都市、中核市よりも割合が低かった。

② 通所介護

<事業所数（単位：か所）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	329.8	248.8	29	1465
政令指定都市	19	269.7	158.3	91	759
中核市	50	83.7	54.9	37	412

事業所数の平均は、都道府県が最も多く 329.8 か所、次いで政令指定都市が 269.7 か所、中核市が 83.7 か所であった。ただし、自治体区分に関わらず標準偏差が大きいことから、上記平均は参考値とされたい。

<実地指導の実施件数（単位：件）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	64.8	43.3	11	217
政令指定都市	19	55.1	57.5	5	245
中核市	49	18.1	21.0	1	143

実地指導の実施件数は都道府県が最も多く 64.8 件、次いで政令指定都市が 55.1 件、中核市が 18.1 件であった。しかし、自治体区分に限らず標準偏差が大きいことから、上記平均は参考とされたい。

<実地指導の実施率（単位：％）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	22.6	15.5	5.4	100.0
政令指定都市	19	19.3	9.8	2.8	42.6
中核市	49	19.7	9.9	1.5	41.7

実地指導の実施率の平均は 19.3%～22.6%であった。しかし、自治体区分に限らず標準偏差が大きく、実施率の幅は 1.5%～100.0%であったことから、上記平均は参考とされたい。

< 実地指導時平均訪問職員数（単位：人） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	2.2	0.7	1	5
政令指定都市	19	2.2	0.5	2	4
中核市	49	2.3	0.7	1.5	4

実地指導時の平均訪問職員数は、自治体区分によって特に差はなく、平均 2.2～2.3 人であった。しかし、少ない自治体は 1 人と回答があったのに対し、最も多い自治体は 5 人であった。

< 実地指導にかける平均時間（単位：分） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	187.6	73.5	116	390
政令指定都市	19	183.1	75.5	80	360
中核市	49	177.2	57.7	24	360

実地指導にかける平均時間は 177.2～187.6 分（約 3 時間～3 時間 10 分程度）とほぼ同じであった。しかし標準偏差が大きく、短いところでは 24 分と回答したのに対し、最も長い自治体は 390 分（6 時間 30 分）であった。

< 実地指導時の延べ所要時間の平均（単位：分） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	403.7	182.3	225	900
政令指定都市	19	389.9	158.5	160	720
中核市	49	430.6	205.9	225	1200

実地指導時にかかった延べ所要時間の平均（平均訪問職員数×平均時間）は 389.9 分～430.6 分（約 6 時間 30 分～7 時間 10 分程度）と、約 40 分の差があった。しかし、標準偏差が大きく、短い自治体では 160 分（2 時間 40 分）との回答があったのに対し、最も長い自治体は 1,200 分（20 時間）であった。

<報酬請求の確認にかかる平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	144.8	88.6	50	500
政令指定都市	18	145.2	107.0	30	450
中核市	47	187.7	194.3	30	1200

実地指導のなかで報酬請求に関する確認にかかる平均時間は都道府県が144.8分、中核市で187.7分と約43分の差がみられた。特に中核市における標準偏差が大きく、短い自治体が30分と回答したのに対し、長い自治体は1,200分（20時間）であった。

<報酬請求の確認にかかる時間の割合（単位：％）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	22.6	15.5	5.4	100.0
政令指定都市	19	19.3	9.7	2.8	42.6
中核市	49	19.7	9.9	1.6	41.7

実地指導時の延べ所要時間のうち、報酬請求の確認に係る時間の割合を見たところ、平均は19.3～22.6%であった。しかし、標準偏差が大きく、最も低い割合の自治体は1.6%であったのに対し、最も高い自治体は100.0%であった。

<実地指導に同行する専門職の割合>

	回答数 (件)	常に同行 (%)	必要に応じ (%)	同行なし (%)	無回答 (%)
都道府県	37	2.7	29.7	62.2	5.4
政令指定都市	20	15.0	25.0	55.0	5.0
中核市	53	15.1	17.0	60.4	7.6

実地指導時に専門職を同行しているか否かを確認したところ、半数以上が「同行なし」と回答した。また、都道府県においては「常に同行」と回答した割合が2.7%と、政令指定都市、中核市よりも割合が低かった。また、訪問介護に比べ、中核市において「必要に応じ（同行）」の割合が若干高かった。

③ 介護老人福祉施設

<事業所数（単位：か所）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	125.5	84.1	16	473
政令指定都市	20	106.3	98.6	39	417
中核市	50	21.0	9.0	7	59

事業所数の平均は、都道府県が最も多く 125.5 件、次いで政令指定都市が 106.3 件、中核市が 21.0 件であった。ただし、自治体区分に関わらず標準偏差が大きく、特に都道府県では最も少ない自治体は 16 件であるのに対し、最も多いところは 473 件と、400 件以上の差が報告された。

<実地指導の実施件数（単位：件）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	40.9	29.8	8	137
政令指定都市	19	40.8	37.7	10	153
中核市	45	8.5	4.5	1	20

実地指導の実施件数は都道府県と政令指定都市が 40.9 件、40.8 件とほぼ同じ値で、中核市が 8.5 件であった。しかし、自治体区分に限らず標準偏差が大きいことから、上記平均は参考とされたい。

<実地指導時平均訪問職員数（単位：人）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	2.6	1.0	1	7
政令指定都市	19	2.9	0.8	2	4
中核市	49	3.4	1.4	1.5	9

実地指導時の平均訪問職員数は、自治体区分によって特に差はなく、平均 2.6～3.4 人であった。ただし、少ない自治体では 1 人であったのに対し、最も多い自治体では 9 人との回答があった。

<実地指導にかける平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	281.3	60.6	120	390
政令指定都市	19	311.2	76.5	180	420
中核市	49	291.1	79.2	90	420

実地指導にかける平均時間は281.3～311.2分（約4時間40分～5時間10分）であった。しかし標準偏差が大きく、短いところでは90分（1時間30分）と回答したのに対し、最も長い自治体は420分（7時間）であった。

<実地指導時の延べ所要時間の平均（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	736.4	326.9	240	2100
政令指定都市	19	915.6	362.7	420	1680
中核市	46	996.4	578.1	225	3240

実地指導時にかかった延べ所要時間の平均（平均訪問職員数×平均時間）は都道府県が736.4分（約12時間15分）であったのに対し、中核市の平均は996.4分（約16時間30分）と4時間15分程度の差があった。また、特に中核市における標準偏差が大きく、短いところでは225分（3時間45分）であったのに対し、最も長いところは3,240分（54時間）であった。

<報酬請求の確認にかかる平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	255.5	169.4	80	1050
政令指定都市	18	265.5	175.9	30	720
中核市	45	395.6	310.1	30	1500

実地指導のなかで報酬請求に関する確認にかかる平均時間は都道府県が最も短く255.5分、中核市で395.6分と、約140分（約2時間20分）の差がみられた。特に中核市における標準偏差が大きく、短い自治体が30分と回答したのに対し、長い自治体は1,500分（25時間）であった。

<報酬請求の確認にかかる時間の割合（単位：％）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
都道府県	36	34.9	12.0	13.3	50.0
政令指定都市	18	29.7	17.4	7.1	66.7
中核市	45	39.1	20.8	8.3	100.0

実地指導時の延べ所要時間のうち、報酬請求の確認に係る時間の割合を見たところ、平均は29.7～39.1%であった。しかし、特に中核市において標準偏差が大きく、最も低いところは8.3%であったのに対し、最も高い自治体は100.0%であった。

<実地指導に同行する専門職の割合>

	回答数 (件)	常に同行 (%)	必要に応じ (%)	同行なし (%)	無回答 (%)
都道府県	37	18.9	18.9	56.8	5.4
政令指定都市	20	40.0	15.0	40.0	5.0
中核市	53	30.2	5.7	50.9	13.2

実地指導時に専門職を同行しているか否かを確認したところ、都道府県と中核市は半数強が「同行なし」と回答した。また、都道府県においては「常に同行」と「必要に応じ（同行）」と回答した割合が同じであった。政令指定都市においては「常に同行」と回答した割合が40.0%で、「必要に応じ（同行）」と回答した割合は15.0%と、合わせると55.0%に達した。中核市においては「常に同行」が30.2%に達したが、「必要に応じ（同行）」は5.7%であった。

④ 居宅介護支援事業所

<事業所数（単位：か所）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	439	28.6	23.9	1	159
区	19	115.8	73.0	12	241
町	257	5.7	3.6	1	28
村	31	2.6	2.2	1	12
政令指定都市	17	489.2	315.3	210	1468
中核市	52	134.9	45.3	68	248
広域連合	27	61.1	66.8	10	256

事業所数の平均は村の 2.6 か所から政令指定都市の 489.2 か所まで、自治体区分によって大きな開きがあった。また、標準偏差が大きく、特に一般市、政令指定都市において大きかった。

<実地指導実施件数（単位：か所）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	353	6.1	7.7	0	60
区	18	19.3	21.0	2	93
町	122	1.7	2.0	0	14
村	4	0.5	0.6	0	1
政令指定都市	16	66.2	45.1	12	166
中核市	51	28.5	15.1	1	60
広域連合	23	7.1	6.3	0	20

実地指導の実施件数の平均は町の 1.7 か所から政令指定都市の 66.2 か所まで、自治体区分によって大きな開きがあった。また、標準偏差が大きく、特に政令指定都市、区、一般市と中核市において大きかった。

なお、村は回答数が 4 か所と少ないことから参考値とされたい。

< 実地指導実施率（単位：％） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	344	20.3	16.3	0.0	180.0
区	18	18.2	11.7	2.2	50.0
町	120	30.0	30.2	0.0	100.0
村	2	75.0	35.4	50.0	100.0
政令指定都市	16	14.6	8.0	2.6	33.0
中核市	51	21.4	10.2	1.1	44.6
広域連合	22	14.8	11.0	0.0	34.7

実地指導実施率の平均は 14.6～75.0%と幅が広がった。自治体によって実施率が 0%のところから、100%を超えるところもあった。なお、本実施率の計算は実地指導の実施数を平成 30 年度当初の事業所数で除している。この場合、①平成 30 年度に新規に整備された居宅介護支援事業所に対して年度中に実地指導を行った場合、実地指導の実施件数は平成 30 年度当初の事業所数を上回る、②近隣市町村と合同で実地指導を行った場合、他市町村の自治体のサービス事業所にも実地指導に入ることから、自地域の事業所数を上回る、といった理由から 100%を超えることになる。そのため、100%を超えた値も残した形で平均値や標準偏差を求めていることに留意されたい。

なお、村は回答数が 2 か所と少ないことから参考値とされたい。

< 実地指導時平均訪問職員数（単位：人） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	346	2.8	0.8	1	6
区	18	2.8	1.0	2	6
町	112	2.8	1.0	1	6
村	4	4.2	2.9	2	8
政令指定都市	16	2.3	0.7	2	4
中核市	51	2.3	0.6	1.5	4
広域連合	22	3.2	0.9	2	5

実地指導時の平均訪問職員数は 2.3 人～4.2 人であった。また、最大値において都道府県職員の同行が含まれている自治体があることに留意されるとともに、村は回答数が 4 か所と少ないことから参考値とされたい。

< 実地指導にかける平均時間（単位：分） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	340	191.9	113.6	30	1500
区	18	283.3	92.7	150	420
町	102	158.3	65.4	30	360
村	4	210.0	77.5	120	300
政令指定都市	16	170.6	69.1	90	360
中核市	51	173.1	52.5	90	360
広域連合	21	187.9	60.6	90	360

実地指導にかける時間の平均は、町が最も短く 158.3 分（約 2 時間 30 分）であったのに対し、最も長いのは東京特別区で 283.3 分（約 4 時間 40 分）であった。また、全体でみると最も短い自治体は 30 分と回答があったのに対し、最も長い自治体は 1500 分（25 時間）と回答があった。なお、村は回答数が 4 か所と少ないことから参考値とされたい。

< 実地指導時の延べ所要時間の平均（単位：分） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	340	540.9	377.2	60	3000
区	18	818.0	390.7	300	1464
町	102	452.4	285.7	60	1440
村	4	1050.0	996.2	240	2400
政令指定都市	16	372.5	164.9	180	720
中核市	51	399.3	170.0	225	1200
広域連合	21	602.3	236.1	270	1080

実地指導時の延べ時間（平均訪問職員数×実地指導にかかる平均時間）をみたところ、政令指定都市が 372.5 分（約 6 時間 10 分）で最も短かった。また、全体でみると、短いところは 60 分（1 時間）と回答があったのに対し、最も長い自治体は 3000 分（50 時間）と、大きな開きがあった。なお、村は回答数が 4 か所と少ないことから参考値とされたい。

<報酬請求の確認にかかる平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	342	162.3	178.9	0	1290
区	18	253.9	193.5	60	900
町	107	122.6	101.9	0	500
村	4	90.0	60.0	60.0	180
政令指定都市	15	152.0	132.5	30	450
中核市	50	175.0	178.3	0	1200
広域連合	21	242.5	169.3	30	600

報酬請求の確認にかかる平均時間は村を除く、122.6分（約2時間）から253.9分（約4時間10分）の幅があった。また、全体でみると0分と回答した自治体が複数あったほか、長い自治体は1,290分（21時間30分）と大きな開きがあった。なお、村は回答数が4か所と少ないことから参考値とされたい。

<報酬請求の確認にかかる時間の割合（単位：％）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	337	30.8	19.9	0.0	100.0
区	18	34.8	21.4	4.8	83.3
町	102	30.0	17.9	4.2	89.3
村	4	13.5	9.1	5.0	25.0
政令指定都市	15	39.6	26.1	11.1	100.0
中核市	50	40.7	22.0	0.0	100.0
広域連合	20	36.5	20.5	10.0	83.3

報酬請求の確認にかかる時間の割合の平均は、13.5%～40.7%と、自治体によっては違いがみられた。全体でみると、少ないところは0%であったのに対し、多いところは100.0%であった。ただし、村は回答数が4か所と少ないことから参考値とされたい。

<実地指導に同行する専門職の割合>

	常に同行 (%)	必要に応じ (%)	同行なし (%)	無回答 (%)
市	26.8	8.8	40.6	23.8
区	47.4	26.3	21.0	5.3
町	12.4	4.3	14.4	68.9
村	2.7	0.0	16.2	81.1
政令指定都市	30.0	20.0	30.0	20.0
中核市	28.8	13.5	53.8	3.9
広域連合	33.3	12.5	29.2	25.0

実地指導の際の専門職の同行について確認したところ、区は約半数が「常に同行」と回答した。なお、町と村は半数以上で無回答であったことから、本結果からは実態の把握は難しい。

⑤ 認知症対応型共同生活介護

<事業所数（単位：か所）>

事業所数	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	447	14.3	14.0	1	83
区	19	24.8	19.0	3	76
町	254	3.6	4.0	1	38
村	20	1.7	1.2	1	6
政令指定都市	16	181.7	94.6	58	402
中核市	52	65.6	43.9	19	242
広域連合	27	33.7	37.2	4	146

事業所数の平均は村の 1.7 か所から政令指定都市の 181.7 か所まで、自治体区分によって大きな開きがあった。また、他サービス種別に比べ、標準偏差が大きかった。

<実地指導実施件数（単位：件）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	331	4.4	5.4	0	52
区	18	5.7	4.5	1	14
町	103	1.7	1.6	0	10
村	9	1.1	1.1	0	4
政令指定都市	16	42.0	24.1	8	97
中核市	51	15.3	18.3	1	94
広域連合	25	6.9	9.2	0	46

実地指導の実施件数の平均は村の 1.1 か所から政令指定都市の 42.0 か所まで、自治体区分によって大きな開きがあった。また、標準偏差が大きく、特に政令指定都市、中核市と一般市、広域連合において大きかった。

< 実地指導実施率（単位：％） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	327	33.2	43.8	0.0	700.0
区	18	29.0	17.0	3.1	54.5
町	103	48.9	36.3	0.0	100.0
村	8	75.0	38.8	0.0	100.0
政令指定都市	16	24.2	10.3	5.4	49.5
中核市	51	20.8	13.7	2.5	60.5
広域連合	24	27.2	16.8	4.0	66.7

実地指導実施率の平均は 20.8%~75.0%と幅が広がった。自治体によって実施率が 0%のところから、100%を超えるところもあった。なお、本実施率の計算は実地指導の実施数を平成 30 年度当初の事業所数で除している。この場合、①平成 30 年度に新規に整備された認知症対応型共同生活介護に対して年度中に実地指導を行った場合、実地指導の実施件数は平成 30 年度当初の事業所数を上回る、②近隣市町村と合同で実地指導を行った場合、他市町村の自治体のサービス事業所にも実地指導に入ることから、自地域の事業所数を上回る、といった理由から 100%を超えることになる。そのため、100%を超えた値も残した形で平均値や標準偏差を求めていることに留意されたい。

< 実地指導時平均訪問職員数（単位：人） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	324	2.8	0.8	2	6.5
区	18	3.0	0.8	2	4
町	98	2.8	1.2	1	10
村	9	2.8	1.0	2	5
政令指定都市	17	2.4	0.6	2	4
中核市	50	2.5	0.8	1	5
広域連合	23	3.1	0.8	2	5

実地指導時の平均職員数は 2.4~3.1 人であった。なお、最大値には都道府県職員の同行者数も含まれている自治体があることに留意されたい。

< 実地指導にかける平均時間（単位：分） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	319	193.3	75.7	30	510
区	18	316.7	88.6	180	420
町	91	157.5	67.9	30	420
村	9	156.7	51.5	60	240
政令指定都市	16	209.4	96.4	90	420
中核市	51	198.4	65.0	60	360
広域連合	22	195.7	94.9	90	525

実地指導にかける平均時間は町や村は 157 分前後（約 2 時間 30 分）、政令指定都市、一般市、中核市と広域連合は 200 分前後（3 時間 20 分）であったのに対し、区は 316.7 分（約 5 時間 15 分）と他の自治体区分に比べて長い結果であった。

< 実地指導時の延べ所要時間の平均（単位：分） >

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	319	558.9	329.0	60	2520
区	18	960.0	403.3	360	1680
町	89	450.3	290.3	60	1500
村	9	466.7	324.2	120	1200
政令指定都市	17	485.9	258.0	240	1260
中核市	51	500.5	256.1	150	1440
広域連合	22	533.2	222.2	150	900

実地指導の延べ所要時間は、区を除くと約 450 分～560 分（7 時間 30 分～9 時間 20 分）であり、区の 960 分（16 時間）と 400 分（6 時間 40 分）以上の差がみられた。

<報酬請求の確認にかかる平均時間（単位：分）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	316	169.1	165.0	0	1200
区	18	318.3	238.0	60	900
町	89	107.5	91.1	15	480
村	9	76.7	54.3	0	180
政令指定都市	16	153.7	100.7	30	420
中核市	50	191.4	194.4	0	1200
広域連合	20	220.7	167.9	30	600

報酬請求の確認にかかる時間の平均は76.7分～318.3分（約1時間15分～約5時間15分）と差が認められた。全自治体において標準偏差が大きく、0分と回答した自治体から1200分（20時間）と回答したところもあるなど、報酬請求の確認にかける時間に大きな幅がみられた。

<報酬請求の確認にかかる時間の割合（単位：％）>

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
市	315	29.9	18.5	0.0	100.0
区	18	34.9	20.9	35.7	83.3
町	87	26.9	17.4	3.3	75.0
村	9	19.2	16.5	0.0	50.0
政令指定都市	16	32.8	15.1	10.0	66.7
中核市	50	40.7	22.0	0.0	100.0
広域連合	20	36.5	20.5」	10.0	83.3

報酬請求の確認にかかる時間の割合の平均は、19.2%～40.7%であった。全体で見ると、少ない自治体は0%であったのに対し、多いところは100.0%であった。

<実地指導に同行する専門職の割合>

	常に同行 (%)	必要に応じ (%)	同行なし (%)	無回答 (%)
市	24.1	9.0	42.1	24.8
区	47.4	21.0	26.3	5.3
町	13.4	3.3	18.7	64.6
村	13.5	0.0	21.6	64.9
政令指定都市	20.0	15.0	50.0	15.0
中核市	25.0	9.6	61.5	3.9
広域連合	25.0	16.7	37.5	20.8

実地指導の際の専門職の同行について確認したところ、区は約半数が「常に同行」と回答した。なお、町と村は無回答が60%以上であり、本結果から実態を把握することは難しい。

⑥ 保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定の事業所に対し、通報があった場合を除く、
 実地指導を定期的に行っているか

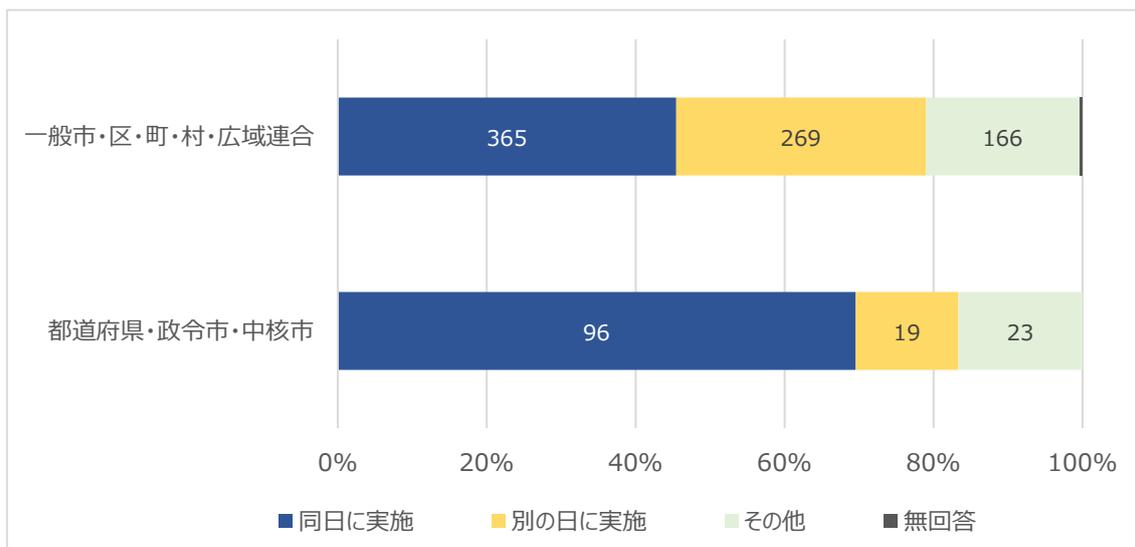
	回答数	割合
はい	18	13.0
いいえ	91	66.0
その他	29	21.0
無回答	0	0.0
計	138	100.0

訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護における保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定の事業所に対する定期的な実地指導を行っているか否かについて、都道府県、政令指定都市、中核市を対象に確認したところ、「はい」と回答した自治体は18か所であった。「その他」の回答には、「通所リハビリテーション事業所のみ行っている」、「訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションのみ行っている」といった回答が寄せられたほか、「実地指導の対象ではない」といった回答があった。

⑦ 併設事業所がある場合、実地指導は基本的にどのように行っているか

	回答数	割合
同日に実施	461	49.0
別の日に実施	288	30.6
その他	189	20.1
無回答	3	0.3
計	941	100.0

併設の事業所がある場合に、実地指導を同日に実施している自治体は461か所と全体の約半数を占めた。また、「その他」の回答には、「担当課が異なるため、調整して実施する場合がある」、「指導監督権限のある併設事業所のみ実施」といった回答の他、「併設事業所がない」、「実地指導そのものを行っていない」といった回答もあった。



回答の傾向の違いをみるため、主に地域密着型サービスの实地指導を行っている一般市、区、町、村、広域連合を1つのグループ（以下、市区町村グループ）とし、それ以外のサービスの实地指導を行っている都道府県、政令指定都市、中核市を1つのグループ（以下、都道府県・政令市・中核市グループ）にまとめ²、それぞれの回答割合の違いを見たところ、都道府県・政令市・中核市グループは約70%が併設事業所の实地指導を同日に行っているのに対し、市区町村グループは45%程度であった。ただし、それぞれのグループが实地指導を行う介護保険事業所は種類が異なるため、単純に比較できないことに留意されたい。

また、別の日に实地指導を行っている自治体288か所に対し、实地指導の日程をどのように決めているかを複数回答で求めたところ、「1回の实地指導にかけられる職員数や時間によって決めている」と回答した自治体が121か所で最も多く、次いで「事業所の負担軽減のため、別々に行っている（90か所）」であった。

	回答数	割合*
特に考慮していない	69	24.0
实地指導の担当係/グループごとに決めている	34	46.5
1回の实地指導にかけられる職員数や時間によって決めている	121	42.0
事業所の負担軽減のため、別々に行っている	90	31.3
その他	40	13.9

*割合は、「別の日に実施」と回答した288か所に対する値

² 政令指定都市、中核市は地域密着型サービスの实地指導も行っているが、本調査結果をまとめるにあたり、自治体規模も考慮の上、都道府県と同じグループとした。

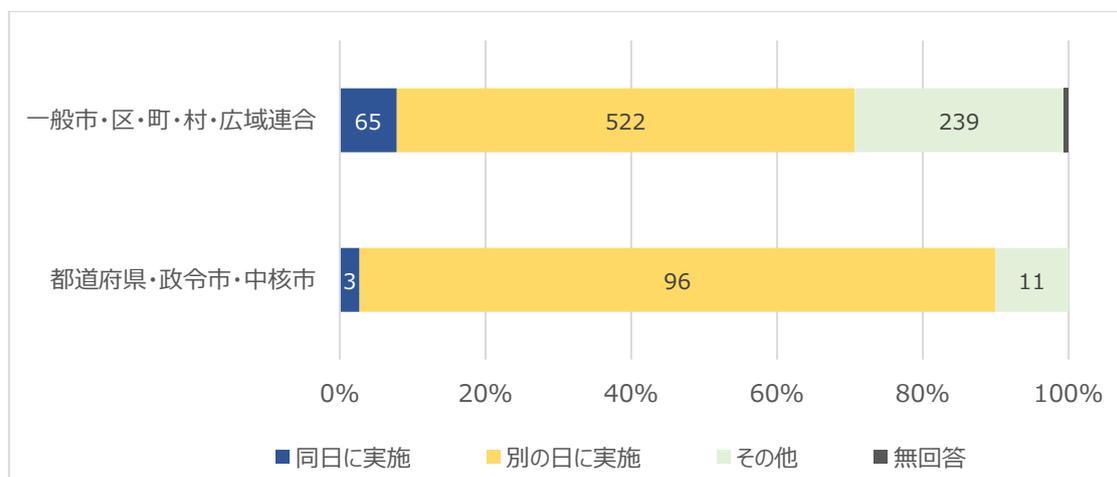
【「その他」の回答のうち代表的なもの】

- 3年に1度程度の間隔で実地指導を行っているため、併設事業所においては、別日となる可能性あり
- 指定更新に合わせて実施している
- 県所管施設の場合、県と調整し、臨機応変に対応している
- 別の日だが、連日に実施している
- 同日に実施可能な場合は、調整を行い実施
- サービス種別ごとに実地指導を行う月を決めている
- 事前に事業所に日程の確認を行っている
- 時期を決め、事業所へ都合の良い日を確認し、決定する

⑧ 併設を除く、同一法人による同一サービス事業所（担当管内に複数有）に対する実地指導をどのように行っているか

	回答数	割合
同日に実施	68	7.2
別の日に実施	618	65.7
その他	250	26.6
無回答	5	0.5
計	941	100.0

同一法人による同一サービス事業所が担当管内に複数ある場合に、実地指導をどのように行っているかを確認したところ、「同日に実施」と回答した自治体が68か所（7.2%）であった。また、「その他」の回答が250か所（26.6%）あったが、「そのような事業所がない」という回答の他、「実地指導そのものを行っていない」といった回答もあった。



回答の傾向を見るため、自治体のグループで割合を比較したところ、市区町村グループにおいて同日実施の割合が若干高い傾向がみられたが、ともに 10%以下で、都道府県・政令市・中核市グループでは別の日に設定していると回答した自治体の割合が高かった。

また、「別の日に実施」と回答した 681 か所の自治体に対し、実地指導の日程をどのように決めているかを複数回答で求めたところ、「1 回の実地指導にかけられる職員数や時間によって決めている」と回答した自治体が 216 か所で最も多く、次いで「特に考慮していない（202 か所）」であった。

	回答数	割合*
特に考慮していない	202	29.7
実地指導の担当係/グループごとに決めている	50	7.3
1 回の実地指導にかけられる職員数や時間によって決めている	216	31.7
事業所の負担軽減のため、別々に行っている	185	27.2
その他	79	11.6

*割合は、「別の日に実施」と回答した 681 か所に対する値

⑨ 介護老人福祉施設への指導監査の同日実施（都道府県、政令指定都市、中核市）

	回答数	%
はい	68	61.8
いいえ	17	15.5
行う場合と行わない場合がある	19	17.3
その他	1	0.9
実地指導の対象外	4	3.6
無回答	1	0.9
計	110	100.0

都道府県、政令指定都市、中核市を対象に、介護老人福祉施設への指導監査の同日実施を行っているかを確認したところ、68 か所（61.8%）が実施していると回答した。

II 現行の実地指導マニュアルについて

① 現行の実地指導マニュアルに対する認識

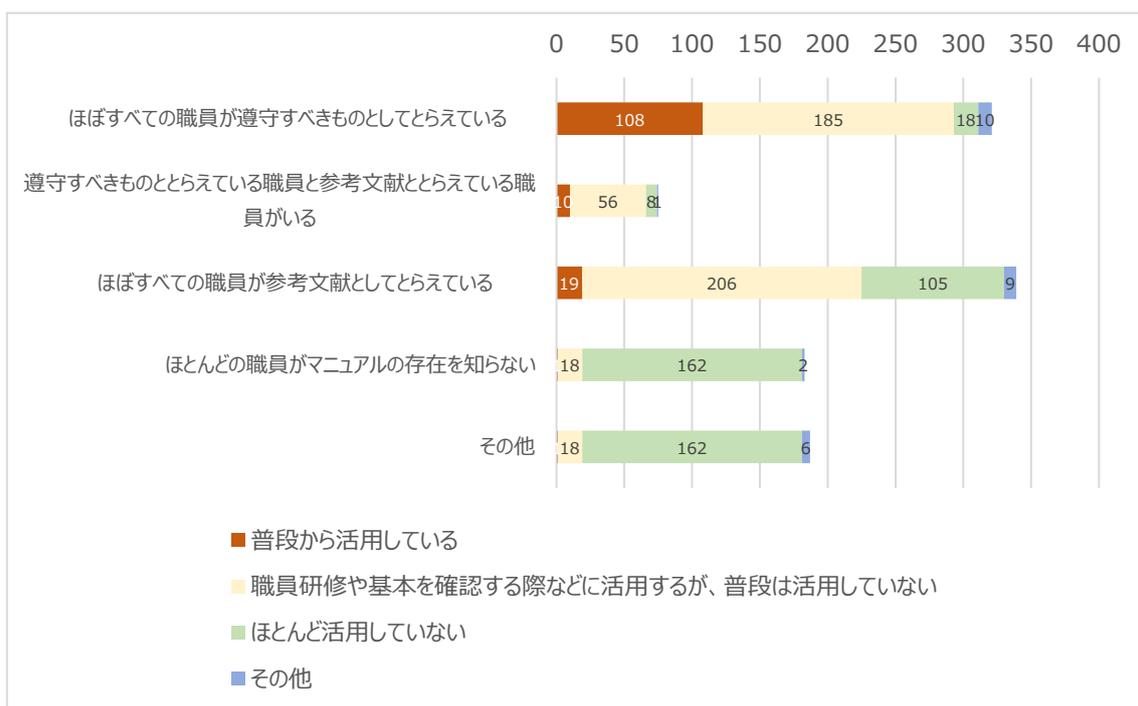
	回答数	%
1. ほぼすべての職員が遵守すべきものとしてとらえている	323	34.3
2. 遵守すべきものととらえている職員と参考文献ととらえている職員がいる	75	8.0
3. ほぼすべての職員が参考文献としてとらえている	339	36.0
4. ほとんどの職員がマニュアルの存在を知らない	184	19.6
5. その他	16	1.7
無回答	4	0.4
計	941	100.0

「介護保険施設等実地指導マニュアル（平成22年改訂）」について、担当職員がどのように認識しているかを確認したところ、「ほぼすべての職員が参考文献としてとらえている」が最も多く339か所（36.0%）、次いで「ほぼすべての職員が遵守すべきものとしてとらえている」（323か所、34.3%）、「ほとんどの職員がマニュアルの存在を知らない」（184か所、19.6%）、「遵守すべきものととらえている職員と参考文献ととらえている職員がいる」（75か所、8.0%）であった。

② 現行マニュアルの活用状況

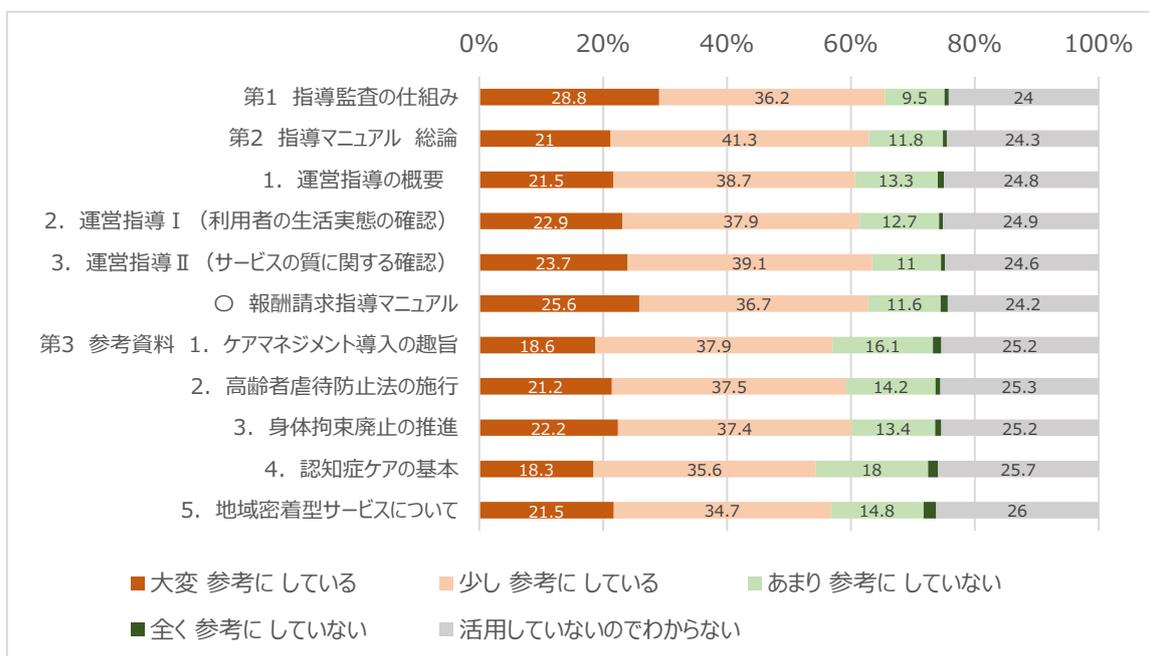
	回答数	%
1. 普段から活用している	138	14.7
2. 職員研修や基本を確認する際などに活用するが、普段は活用していない	473	50.3
3. ほとんど活用していない	296	31.5
4. その他	28	3.0
無回答	6	0.6
計	941	100.0

現行マニュアルの活用状況について確認したところ、「職員研修や基本を確認する際などに活用するが、普段は活用していない」と回答した自治体が最も多く473か所（50.3%）、次いで「ほとんど活用していない」（296か所、31.5%）、「普段から活用している」（138か所、14.7%）であった。



現行の実地指導マニュアルに対する認識と活用状況について、いずれかの問いに対し無回答の自治体を除くクロス集計したところ、「ほぼすべての職員が遵守すべきものとしてとらえている」と回答した自治体において、「普段から活用している」割合は33.4%（108か所）と半数に満たず、「職員研修や基本を確認する際などに活用するが、普段は活用していない」の回答の割合（57.3%、185か所）が上回った。

③ 現行マニュアルで参考になっている部分



全自治体を対象に、現行マニュアルで活用している部分を確認したところ、すべての章において大体同じような傾向がみられた。また、「活用していないのでわからない」という回答も、全項目において24%以上であった。

④ 現行マニュアルに対する自由意見

現行マニュアルに対する自由意見として、「平成 22 年度以降の制度改正などを踏まえていないので、改定が必要」、「3 年に 1 度改訂してほしい」といった意見の他、「図や表、イラストでわかりやすく示してほしい」、「事例などを多く掲載していただけるとありがたい」、「自己点検シートとリンクした作りだとよい」といった、改善に向けた提案が多数あった。また、「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」を踏まえて改訂すべきといった意見が複数あった。

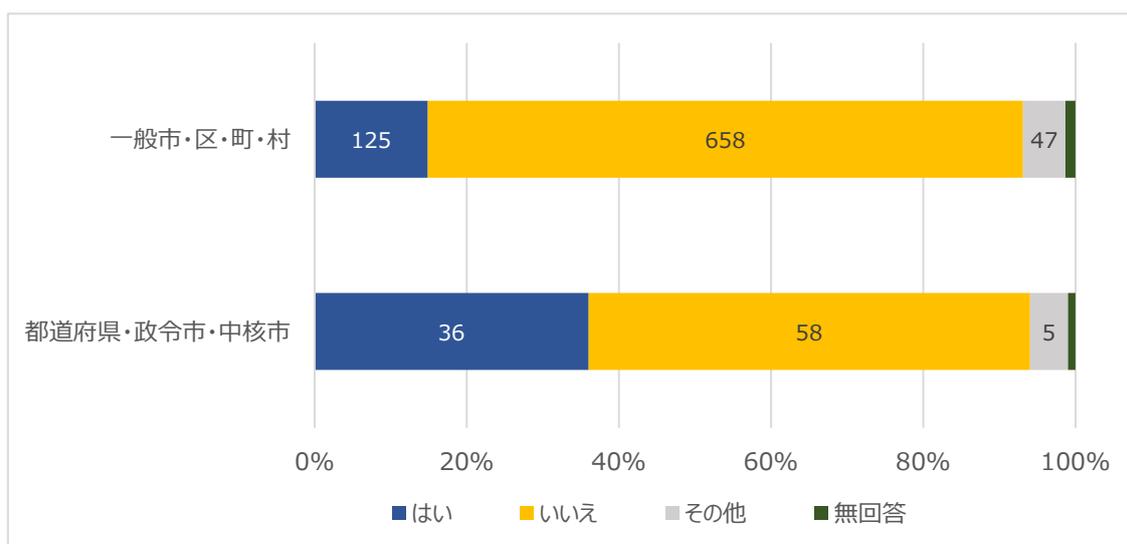
その他、「実地指導に対する基本的な考え方が示されており、新規配属職員の研修用として有効」といった意見が複数あった他、「老人福祉法、医療法、労基法関係等の確認部分を示して欲しい」など、介護保険法に基づく実地指導において確認すべきか迷う意見もあり、実地指導において幅広い確認を行っている自治体があることがうかがえた。

⑤ 自治体独自の实地指導マニュアルを作成しているか

	回答数	%
はい	161	17.1
いいえ	716	76.1
その他	52	5.5
無回答	12	1.3
計	941	100.0

自治体独自の实地指導マニュアルを作成しているか確認したところ、161 か所（17.1%）の自治体が「はい」と回答した。

自治体グループ別にみると、都道府県・政令市・中核市のグループにおいて、その自治体独自のマニュアルを作成している割合が高く、約 35%程度であった。それに対し、市区町村のグループでは約 80%が作成していないとの回答であった。



⑥ 自治体独自の实地指導マニュアルを作成した背景

自治体独自の实地指導マニュアルを作成した自治体に対し、その背景を聞いたところ、「实地指導を効率よく短時間で実施するため」、「新任の業務遂行に役立てるため」、「指導の効率化及び内容の統一を図るため」といった意見が多く見られた。

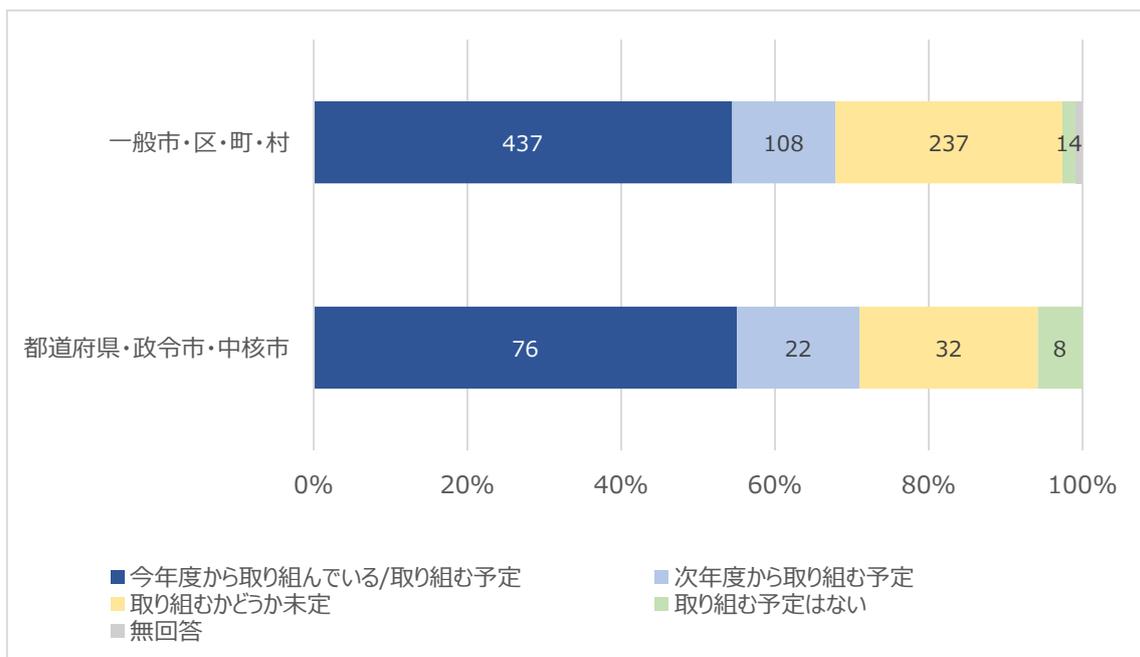
Ⅲ 令和元年5月の「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」について

① 「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」にそった実地指導の標準化・効率化に取り組んでいるか

	回答数	%
1. 今年度から取り組んでいる／取り組む予定	513	54.5
2. 次年度から取り組む予定	130	13.8
3. 取り組むかどうか未定	269	28.6
4. 取り組む予定はない	22	2.3
無回答	7	0.7
計	941	100.0

令和元年5月に発出された「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」にそった実地指導の標準化・効率化に取り組んでいるかを確認したところ、513か所(54.5%)の自治体が「今年度から取り組んでいる/取り組む予定」と回答し、「次年度から取り組む予定」と回答した自治体(130か所、13.8%)と合わせると約70%に達した。それに対し、「取り組むかどうか未定」と回答した自治体は269か所(28.6%)であった。

自治体区分でみると、都道府県・政令市・中核市グループと市区町村グループ間の差は特に見られなかった。



また、「取り組む予定がない」と回答した自治体（22 か所）に対し、その理由を聞いたところ、「現状で行っている内容とほぼ変わらないため」、「これまでとほぼ同じ内容なので、見直す必要がない」など、すでに効率的に実地指導を行っているとの回答が多く寄せられた反面、「指針で示された内容では指導の内容が薄くなってしまう」、「内容が不十分で介護保険で規定する運営基準の確認を行うことができない」と、実地指導での確認項目を減らすべきでないとする自治体の意見もあった。

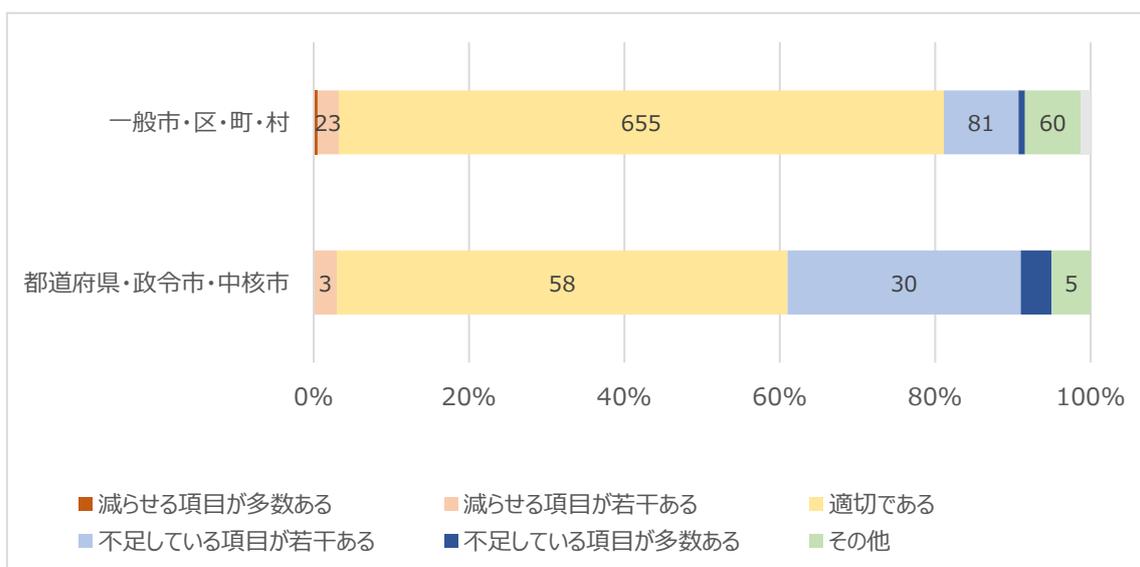
その他、「事務職員が一人で介護保険に係る業務をすべて担っているため、実地指導の優先順位が低い」、「マンパワーがない」、「確認できていない」といった回答もあった。

② 指針にある「標準確認項目」はそれぞれのサービスの運営基準を確認するうえで適切か

	回答数	%
1. 減らせる項目が多数ある	4	0.4
2. 減らせる項目が若干ある	26	2.8
3. 適切である（ちょうどよい）	713	75.8
4. 不足している項目が若干ある	111	11.8
5. 不足している項目が多数ある	11	1.2
6. その他	65	6.9
無回答	11	1.2
計	941	100.0

指針にある「標準確認項目」はそれぞれのサービスの運営基準を確認する上で適切かを確認したところ、「適切である（ちょうどよい）」と回答した自治体が最も多く 713 か所(75.8%)で、次いで「不足している項目が若干ある（111 か所、11.8%）」であった。

自治体でみると、市区町村のグループにおいて「適切である（ちょうどよい）」と回答した自治体の割合が約 80%であったのに対し、都道府県・政令市・中核市のグループは 53%にとどまった。



また、その他と回答した自治体からは、「報酬・加算関係の項目が不足している」の意見が最も多く、「7つのサービス種別以外についての標準確認項目も示してほしい」との意見もあった。その他、「未確認のためわからない」、「適切かどうか判断できるだけの経験がない」といった意見も複数寄せられたほか、「実地指導を16%以上³達成できているので、減らす必要はないと思う」、「その項目のみでよいのかと疑問に感じるものがある」など、項目そのものを減らすことに対する疑問の声もあった。

その他、基準にある項目として不足していると指摘も複数あったが、下記の③の調査項目と重複することから、下記の回答を参照されたい。

③ 標準確認項目において過不足と思われる項目

標準確認項目において過不足と思われる項目について自由記述で確認したところ、「報酬・加算関係」との意見が大変多かった。その他、「利用料等の受領」、「事故の取扱い」、「苦情窓口」、「研修参加」、「衛生管理」、「文書の保存年数」、「会計区分」、「協力医療機関」、「従業員の健康管理」、「変更届出書」、「虐待防止措置」、「重要事項の掲示」、「感染症対策キット設置の確認」、「地域との連携」、「高齢者虐待防止への取組」、「リハビリテーションに関する項目」、「食事・栄養管理」、「備品」などが不足項目として挙げられた。

また、不要な項目として「運営規程は実地指導時に見ていない」、「広告」、「医療費控除の記録」といった意見があった。

その他、「おおむね適切と思う」、「現時点で確認している項目とほぼ同じ」といった意見

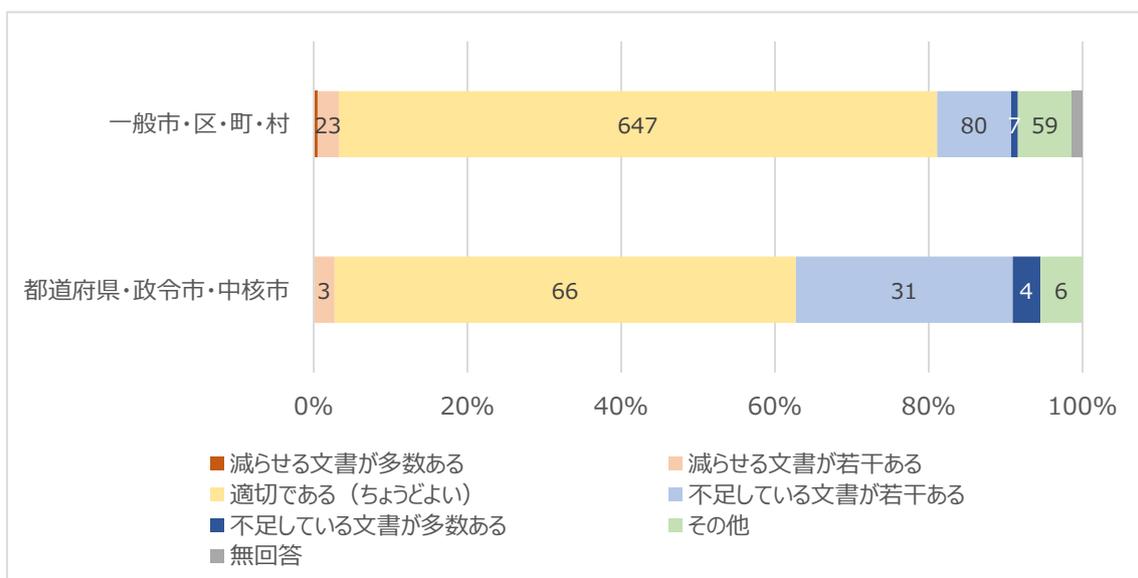
³ 介護保険事業所の指定期間である6年に1回程度、実地指導が実施できているという目安の割合

もある反面、「本指針で削減された大半（の項目が不足）」、「標準確認項目では確認内容が不十分」といった意見の他、「役員の氏名、生年月日及び住所」が不足しているとの意見もあった。

④ 指針にある「標準確認文書」は標準確認項目を確認するうえで適切な資料か

	回答数	%
1. 減らせる文書が多数ある	3	0.3
2. 減らせる文書が若干ある	25	2.7
3. 適切である（ちょうどよい）	763	81.1
4. 不足している文書が若干ある	63	6.7
5. 不足している文書が多数ある	7	1.0
6. その他	61	6.5
無回答	19	2.0
計	941	100.0

指針にある「標準確認文書」は標準確認項目を確認する上で適切な資料かを確認したところ、「適切である（ちょうどよい）」と回答した自治体が763か所（81.1%）と最も多く、次いで「不足している文書が若干ある（63か所、6.7%）」であった。



自治体別にみると、「標準確認項目」に対する回答の傾向と同様、市区町村のグループにおいて「適切である（ちょうどよい）」と回答した割合が約80%であったのに対し、都道府県・政令市・中核市のグループは約60%であった。

また、その他と回答した自治体からは「今年度から取り組んでいるため判断できない」、「どちらともいえない」といった意見の他、過不足に関する意見もあった。こちらについては下記の⑤と重複することから、下記の回答を参照されたい。

⑤ 標準確認文書において過不足と思われる文書

標準確認文書において過不足と思われる文書について自由記述で聞いたところ、「報酬・加算関係の文書」という意見が最も多かった。その他、不足しているとの指摘があった文書としては、「預り金取扱いマニュアルと預かり金管理簿」、「給与台帳」、「法人の組織図」、「備品一覧」、「損害賠償保険証書（事故発生時の対応）」、「調理等の委託契約書（勤務体制の確保）」、「会報、行事の案内（社会生活の支援）」、「献立表、給食の委託契約書、給食の会議録（食事）」、「協定書（協力病院等）」、「労働基準監督署関係書類」、「（勤務実績確認のため）給料振込状況がわかる書類」などの他、「フェイスシートなどの個人の詳細記録」といった意見があった他、「書面で確認ができるであろう基準をすべて対象とすることが好ましい」といった意見や「自治体が既に保有している文書については、再提出を求めず、自治体内での共有を図るものとする」とあるが、新規・更新時の資料では現状と相違があり、今後も引き続き、実地指導の前月か前々月の資料にて対応する予定である」といった意見もあった。

その他、削減できる文書として「タイムカード」、「平面図」、「資格証」、「請求書」などが報告された。

⑥ 指針に対する意見や見直すべき点

指針に対する意見や見直すべき点について自由記述にて意見を求めたところ、「すべてのサービスにおいて標準確認項目を示してほしい」、「報酬・加算に関する項目を示してほしい」との意見が多かった。その他代表的な意見を下記にまとめる。

<肯定的意見>

- ・ 指針が整備されたことで特に重要なポイントの所在が明確になり、指導しやすくなった。
- ・ 指針に沿った実地指導を実施する以前と比較して30分程度の時間短縮が図られた。さらには保険者側で設定したわけではないが、その短縮された30分は自ずと事業者側から質問や意見が挙がり、そのテーマにつき互いに話し合う時間となる流れが生まれた。この流れが、今後の保険者と事業者のより良い関係作りに繋がることが期待される。
- ・ 今まで曖昧なまま行ってきた事柄が整理・標準化され良かった。
- ・ 事業者と視点を共有できるようになった。

<改善を求める点>

- ・ 指針において、『「標準確認項目」以外の項目は、特段の事情がない限り行わないものとし、』としているが、市町村によって独自の項目を確認する際に、事業所から拒否される等の支障が出るのが懸念されるので、柔軟な対応が可能な内容に改めて頂きたい。
- ・ 医療費控除の記載が適切かどうか、という点について、適切でない場合、システムの仕様で変更できない場合がほとんどである。システム会社に適切な記載方法について周知すべきだと思う。
- ・ 「過去の実地指導において、事業運営に特に問題がないと認められる事業所の頻度を緩和し、集団指導のみとすることなども含めて検討すること」とあるが、法改正による基準の改正や事業所の管理体制が変更となるため、良い状態が継続しているとは確認できない。確認項目を減らすことはできるが、集団指導のみとするのは想定しにくい。
- ・ 「居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人あたり1～2名の利用者について確認する」とあるが、ケアマネが複数いる事業所では自治体の業務量が著しく増加するため、「事業所あたり1～2名」が妥当だと考える。
- ・ 利用者の記録等の確認が原則3名までであると、加算の有無等でもっと多くの方を確認する必要がある場合があるので、その制限はないほうが良い。
- ・ 「確認する文書の期間」は、「前年度から直近まで」と示されていますが、保存期間（2年）や文書作成の頻度（毎月・年1回）を考慮して確認項目別に求める期間を決める必要があると考えます。

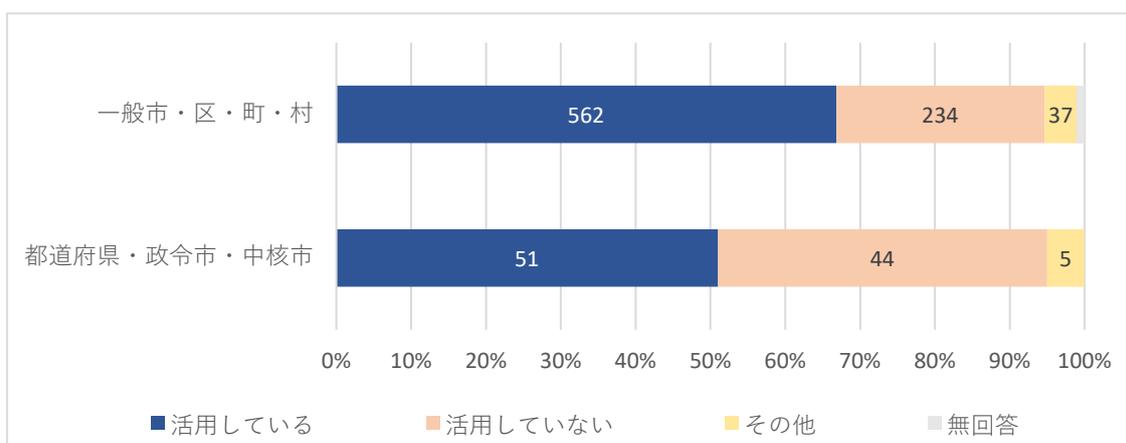
IV 報酬請求に関する文書確認について

① 「各種加算等自己点検シート」を活用しているか

報酬請求（加算を含む）について確認するにあたり、厚生労働省が用意している「各種加算等自己点検シート」を活用しているか確認したところ、「活用している」と回答した自治体が最も多く、613 か所（65.1%）であった。

	回答数	%
1. 活用している	613	65.1
2. 活用していない	278	29.5
3. その他	42	4.5
無回答	8	0.8
計	941	100.0

自治体別にみると、市区町村のグループにおいては 67.2%が活用していると回答したのに対し、都道府県・政令市・中核市のグループでは 46.4%にとどまった。



次いで、活用している自治体（613 か所）に対し、どの程度活用しているかを確認したところ、「全ての項目」と回答した自治体が 517 か所（活用している自治体のうちの 84.3%）であった。また、一部の項目を活用している自治体における活用項目の割合の平均は 56.4%であった。

	回答数	%
1. 全ての項目	517	84.3
2. 一部の項目	85	13.9
無回答	11	1.8
計	613	100.0

*一部項目の場合の割合：

(回答数 84、平均 56.4(%)、標準偏差 22.4、最小値 1、最大値 90)

また、各種加算等自己点検シートを活用している自治体に対し、提出状況を確認したところ、「事前提出」と回答した自治体が最も多く 474 か所 (77.3%) であった。

	回答数	%
1. 事前提出	474	77.3
2. 記入を依頼し、当日確認	68	11.1
3. 提出は求めず、口頭確認	53	8.7
無回答	18	2.9
計	613	100.0

事前提出を求めている自治体 (474 か所) に対し、提出期日について確認したところ、最も多い回答は実地指導の「7 日前」で 210 か所、次いで「14 日前」の 111 か所であった。また、回答のあった自治体の平均は 10.9 日前であったが、都道府県・政令市・中核市の平均は 9.3 日、市区町村の平均は 11.0 日と、約 2 日の差があった。

	回答数	平均	標準偏差	最小値	最大値
全体	465	10.9	6.4	1	60
都道府県・政令市・中核市	43	9.3	4.7	1	30
市区町村 (広域連合含む)	422	11.0	6.6	1	60

「各種加算等自己点検シート」を活用していない自治体（278 か所）に対し、何を使って確認しているかを確認したところ、「自治体で独自作成しているシート」と回答した自治体が最も多く、143 か所（51.4%）であった。

	回答数	%
1. 自治体で独自作成しているシート	143	51.4
2. シート類の提出なし（口頭のみ）	93	33.5
3. その他	38	13.7
無回答	4	1.4
計	278	100.0

② 「各種加算等自己点検シート」に対する意見

「各種加算等自己点検シート」に対する意見を自由記述で求めたところ、「事業所が自己点検でき、運営・管理を振り返る機会になる」、「項目がわかりやすくまとまっている」、「使いやすい」といった意見が多数を占めていた。その他、「年度初めにシートを改定してほしい」という意見も多かった。

また、「点検結果をチェックさせるだけでは形骸化しているように感じるので、具体的な実施状況を事業所に記載させる形式が良い」、「どの文書を確認すればよいか曖昧な項目があるため、標準的な確認文書を記載してほしい」、「〇〇加算の場合、省令文、解釈通知、QA など当該加算に関する事項を一目でわかるシートにしていただければ、活用できる。（あれもこれも見なくていける状態）」、「点検事項が簡易な内容であるため、当該シートのみでは要件が理解されているか確認できない」といった意見もあった。

③ 届出をしている加算の確認状況

届出をしている加算に関し、確認状況について聞いたところ、「算定のあるもの全てを確認」と回答した自治体が最も多く 661 か所（70.2%）で、「届出のうち一部を確認」が 205 か所（21.8%）であった。

また、「その他」としては、「すべてを確認することを基本としているが、時間不足でできないことがある」、「報酬の担当部署から不要との意見があり、また標準項目にないため、確認は行っていない」といった意見があった。

	回答数	%
1. 算定のあるもの全てを確認	661	70.2
2. 届出のうち一部を確認	205	21.8
3. 加算の確認をしていない	29	3.1
4. その他	36	3.8
無回答	10	1.1
計	941	100.0

届出のある加算のうち、一部を確認していると回答した自治体（205 か所）に対し、確認する加算・項目をどのように決めているかを複数回答で確認したところ、「新設加算や制度改正に関するもの」が最も多く 152 か所（74.2%）で、「過去に指摘の多かった加算」も 113 か所（55.1%）であった。

	回答数	%
1. 過去に指摘の多かった加算	113	55.1
2. 新設加算や制度改正に関するもの	152	74.2
3. 加算の額が大きいもの	52	25.3
4. その他	33	16.1

また、「その他」としては「事業所による」、「加算の内容があいまいでわかりにくいもの」などが報告された。

④ 各種加算の確認をする際の対象者の選定

各種加算の確認をする際、対象者をどのように選定するかについて聞いたところ、「当該加算対象者のうち、一部の者について確認」と回答した自治体が最も多く 779 か所 (82.8) であった。また、「当該加算算定者全員について確認」と回答した自治体が 82 か所 (8.7%) であった。

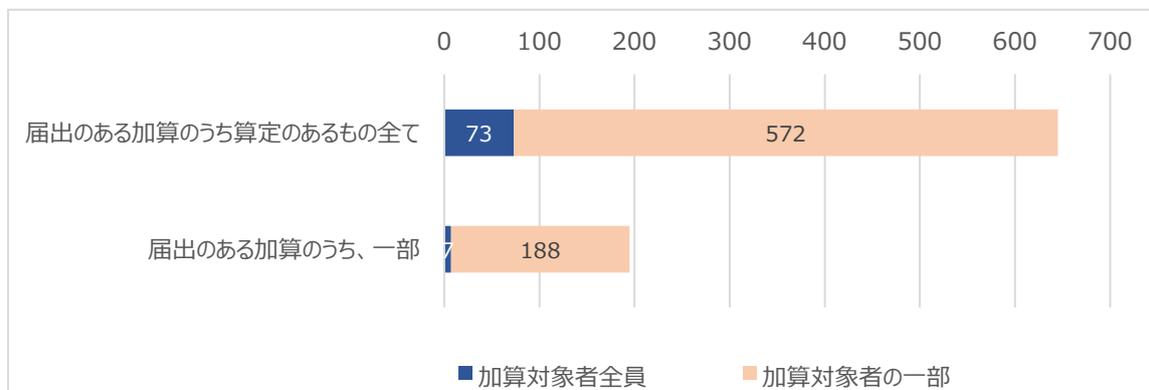
	回答数	%
1. 当該加算算定者全員について確認	82	8.7
2. 当該加算算定者の一部の者について確認	779	82.8
3. その他	68	7.2
無回答	12	1.3
計	941	100.0

また、「当該加算算定者の一部の者について確認」と回答した自治体 779 か所に対し、複数回答にて選定方法を確認したところ、「複数の加算を算定している者」と回答した自治体が 412 か所 (52.9%)、「新設の加算を算定している者」が 378 か所 (48.5 件) であった。

「その他」の回答は「無作為抽出」、「担当職員による」といった回答の他、「事業所から加算算定をしている利用者について複数提出してもらおう」など事業所側に選出を依頼している自治体も複数あった。

	回答数	%
1. 複数の加算を算定している者	412	52.9
2. 新設の加算を算定している者	378	48.5
3. 加算額の大きなものを算定している者	169	21.7
4. レセプトで特異な傾向を示す者	182	23.3
5. その他	35	16.1

なお、「届出のある加算のうち、算定のあるもの全て」を確認している自治体のうち、「加算対象者全員」を確認している自治体は73か所であった。



⑤ 報酬請求（加算を含む）に関し、マニュアルに記してほしいこと

報酬請求・加算に関し、マニュアルに記してほしいことを自由記述で求めたところ、代表的な意見として以下のようなものが挙げられた。

- ・ 重点的に確認すべき加算項目
- ・ 「標準確認項目」に「加算の算定要件を満たしているか。」「加算の算定に必要な記録が行われているか。」等に加え、「標準確認文書」に「加算の算定要件を満たしていることが確認できる文書」を載せたうえでマニュアルとして整理してほしい。
- ・ 加算相互の関連性、例えば、この加算を算定した場合は、算定できる。またはこの加算を算定している場合は、算定できない等
- ・ 加算の算定基準自体を明確にしてほしい。
- ・ 加算の算定要件に係る不備（一部不備含む）がみられた場合に、どの程度の不備があった場合に返還まで求めることが妥当かについての基準を示してほしい。
- ・ チェック方式にしてほしい。
- ・ 例示があるとわかりやすい。
- ・ 取り消しや指摘傾向から、多く見受けられる傾向や着眼点。指摘事項や変換・減算事例等の追記
- ・ すべての加算について、確認すべき項目と押さえるべきポイント、確認すべき文書、ヒアリング例を示してほしい。
- ・ よくある間違いなどの列記
- ・ 加算算定届時に添付する各種様式も解説の上参考資料としてほしい

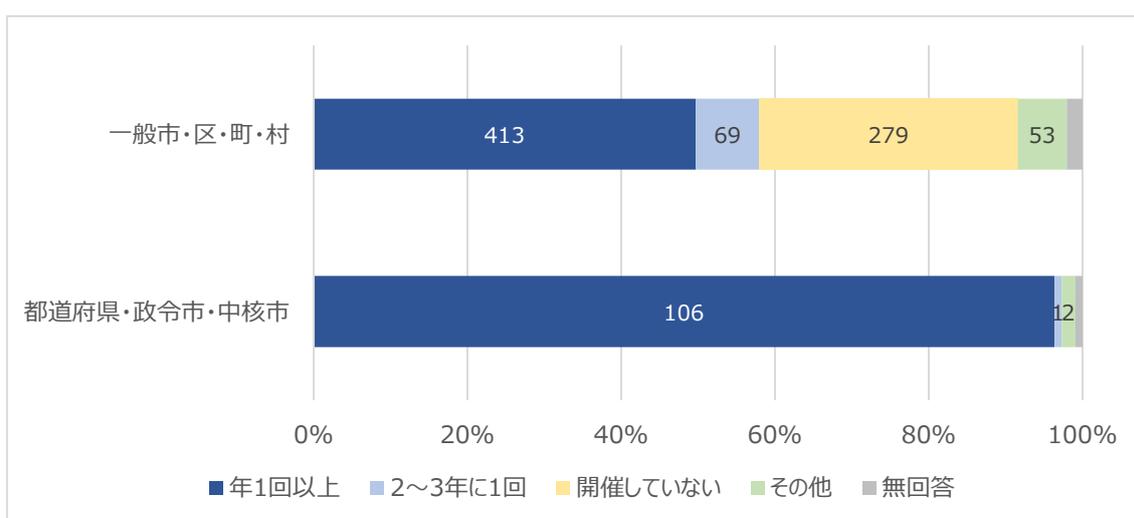
V 集団指導

① -1 集団指導の開催

集団指導の開催状況を確認したところ、「年1回以上」と回答した自治体が519か所(55.2%)と半数以上を占めた。その反面、「開催していない」と回答した自治体も279か所(29.7%)と約3分の1に達した。

	回答数	%
1. 年1回以上	519	55.2
2. 2～3年に1回	70	7.4
3. 開催していない	279	29.7
4. その他	55	5.8
無回答	18	1.9
計	941	100.0

また、集団指導の開催状況を自治体によってみたところ、都道府県・政令市・中核市においては年に1回以上開催している自治体は106か所(96.4%)、開催していない自治体は0か所であるのに対し、市区町村のグループは年1回以上開催している自治体は49.7%と約半数で、「開催していない」と回答した自治体(279か所)は33.6%に達した。なお、「開催していない」自治体の内訳は「市」が87か所、「町」が159か所、「村」が30か所、「広域連合」が3か所であった。



① -2 集団指導の開催主体（年1回以上もしくは2~3年に1回開催している自治体）

集団指導の開催主体について、年に1回以上もしくは2~3年に1回集団指導を実施している自治体（589か所）に対して確認したところ、単独で実施していると回答のあった自治体が471か所（80.0%）と最も多く、次いで「近隣自治体と合同（53か所、9.0%）」であった。

	回答数	%
1. 自治体単独	471	80.0
2. 都道府県と合同	31	5.3
3. 近隣自治体と合同	53	9.0
4. その他	32	5.4
無回答	2	0.3
計	589	100.0

① -3 対象事業所（年1回以上もしくは2~3年に1回開催している自治体）

集団指導を年に1回以上もしくは2~3年に1回開催している自治体（589か所）に対し、集団指導の対象事業所を確認したところ、「全てのサービス種別を対象に、一体的に開催」と回答した自治体が199か所（33.8%）、「一部のサービス種別を対象に、一体的に開催」と回答した自治体が121か所（20.5%）であった。

	回答数	%
1. 全てのサービス種別を対象に、一体的に開催	199	33.8
2. 全てのサービス種別を対象に、サービス種別ごとに開催	101	17.1
3. 一部のサービス種別を対象に、一体的に開催	121	20.5
4. 一部のサービス種別を対象に、サービス種別ごとに開催	116	19.7
5. その他	51	8.7
無回答	1	0.2
計	589	100.0

年に1回もしくは2~3年に1回実地指導を開催している自治体（589か所）を対象に、平成30年における集団指導の開催状況について確認したところ、「3月」に開催と回答した自治体が最も多く173か所（29.4%）であった。なお、下記の各月の値は回答のあった自治体数であり、複数月にわたって開催している自治体（例：6月~7月にかけて実施など）は、それぞれに「1」と入っていることに留意されたい。

	回答数	割合*
4月	31	5.2
5月	66	11.2
6月	58	9.8
7月	76	12.9
8月	67	11.3
9月	72	12.2
10月	54	9.1
11月	45	7.6
12月	29	4.9
1月	29	4.9
2月	61	10.3
3月	173	29.4

*割合は「年に1回もしくは2~3年に1回実地指導を開催している自治体（589か所）」に対する値

② 直近で実施した実地指導において取り上げた内容と時間数、日ごろの実地指導において重視している項目について

介護保険のサービス種別ごとに、直近で実施した実地指導において取り上げた内容と時間（分）、日ごろの実地指導において重視している項目について確認したところ、入所系サービス、通所系サービス、訪問系サービス/居宅介護支援ともに類似した傾向がみられた。

<入所系サービス>

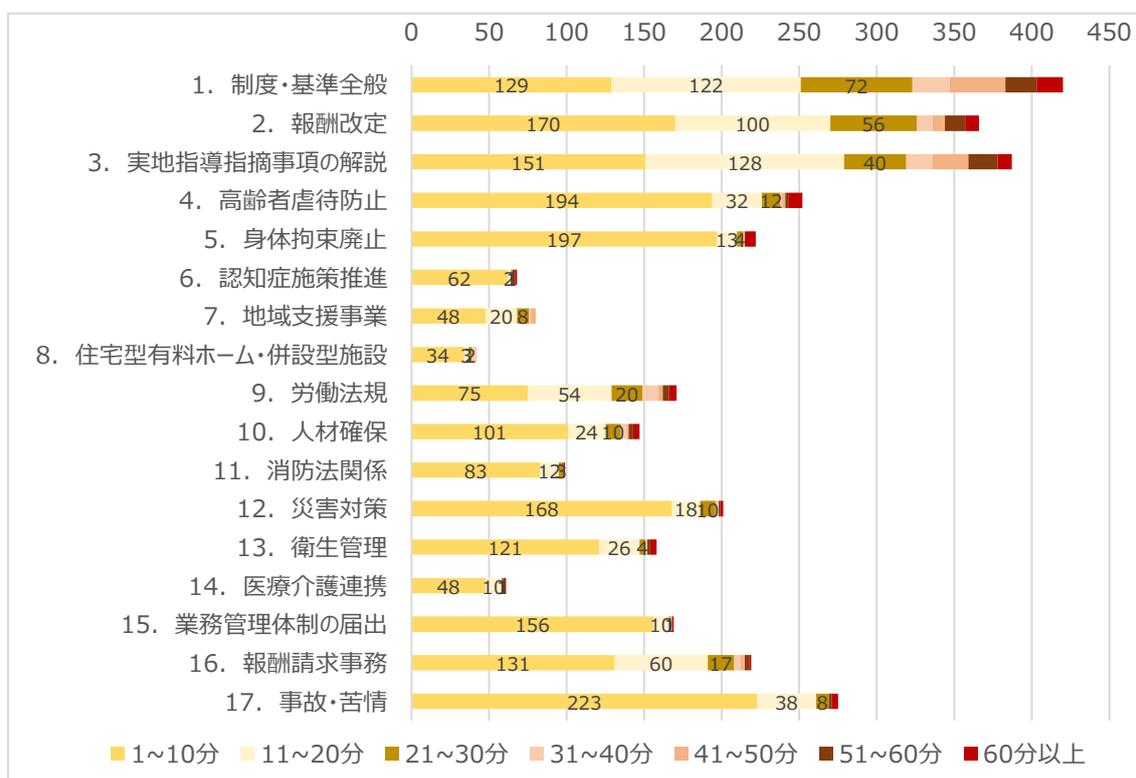
主に入所系サービスに対する実地指導において「制度・基準全般」を取り上げた自治体が最も多く420か所で、次いで「実地指導指摘事項の解説(387か所)」、「報酬改定(366か所)」であった。

なお、平均時間の算出については各項目を取り上げた自治体における平均値を出しているが、標準偏差が大きいことから参考値とされたい。

また、日ごろの実地指導で重視して確認している項目を5つまで聞いたところ、「制度・基準全般」が最も多く407か所、次いで「報酬改定」と「身体拘束廃止」が281か所、「報酬請求事務」が275か所であった。

	1) 入所系サービス			
	回答数 (か所)	(1) 集団指 導で取り上げ た時間 (分)	標準偏差	(2) 日頃の実 地指導で重視 して確認して いる(5つ以 内に○)(か 所)
1. 制度・基準全般	420	25.3	20.9	407
2. 報酬改定	366	19.5	19.4	281
3. 実地指導指摘事項の解説	387	21.5	19.7	173
4. 高齢者虐待防止	252	13.1	21.5	195
5. 身体拘束廃止	222	10.6	21.2	281
6. 認知症施策推進	68	8.8	14.5	12
7. 地域支援事業	80	12.8	11.0	15
8. 住宅型有料ホーム・併設型施設	42	9.8	10.4	7
9. 労働法規	171	19.5	19.1	33
10. 人材確保	147	13.9	17.4	41
11. 消防法関係	99	8.5	11.8	41
12. 災害対策	201	9.2	10.9	161
13. 衛生管理	158	11.2	18.1	75
14. 医療介護連携	61	9.3	10.6	8
15. 業務管理体制の届出	169	6.9	7.4	33
16. 報酬請求事務	219	13.9	12.8	275
17. 事故・苦情	275	9.9	12.5	236
18. その他()	195	23.0	25.3	35

入所系サービスに対する集団指導において取り上げた項目における所要時間を見たところ、「1. 制度・基準全般」において20分以上の時間をかけた自治体が多く、次いで「3. 実地指導指摘事項の解説」、「2. 報酬改定」であった。なお、このグラフにはすべてのサービス種別を一体的に開催した自治体が含まれていることに留意されたい。



<通所系サービス>

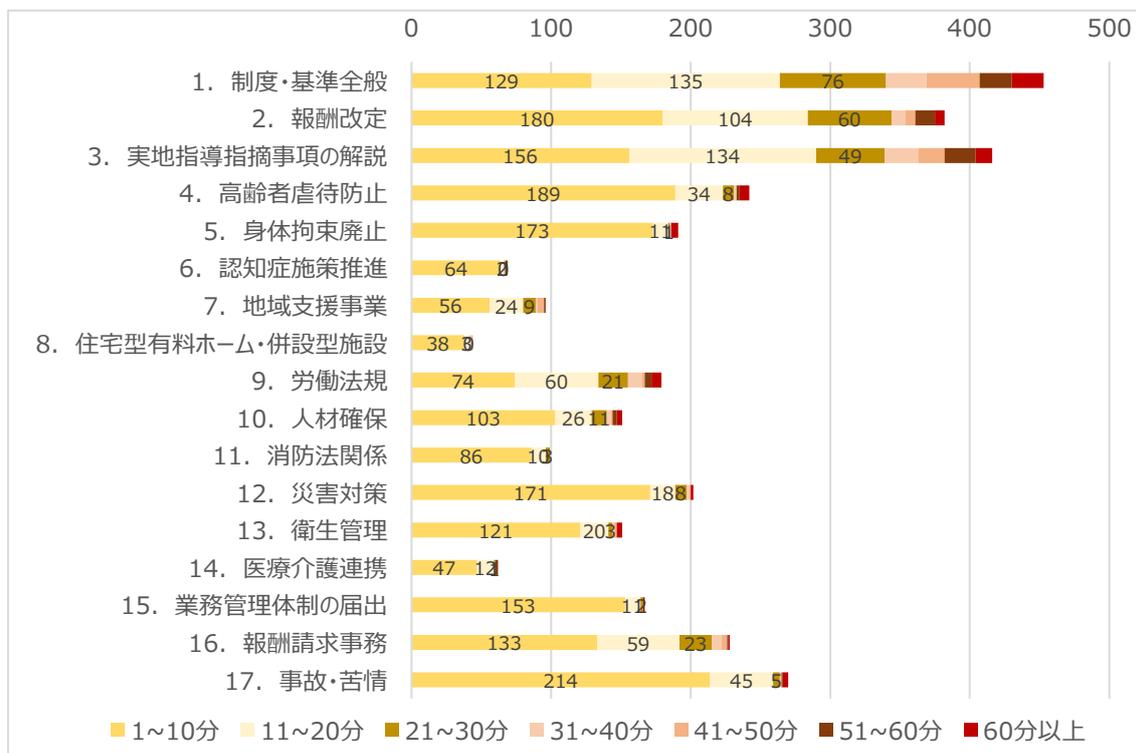
主に通所系サービスに対する実地指導において「制度・基準全般」を取り上げた自治体が最も多く 453 か所で、次いで「実地指導指摘事項の解説 (416 か所)」、「報酬改定 (382 か所)」の順であった。

なお、平均時間の算出については各項目を取り上げた自治体における平均値を出しているが、標準偏差が大きいことから参考値とされたい。

また、日ごろの実地指導で重視して確認している項目を5つまで聞いたところ、「制度・基準全般」が最も多く 438 か所、次いで「報酬改定 (308 か所)」と「報酬請求事務 (294 か所)」であった。

	2) 通所系サービス			
	回答数 (か所)	(1) 集団指 導で取り上げ た時間 (分)	標準偏差	(2) 日頃の 実地指導で 重視して確 認している (5つ以内 に○)(か所)
1. 制度・基準全般	453	26.7	22.2	438
2. 報酬改定	382	18.7	16.9	308
3. 実地指導指摘事項の解説	416	21.9	18.8	193
4. 高齢者虐待防止	242	12.3	21.9	171
5. 身体拘束廃止	191	9.7	20.1	156
6. 認知症施策推進	69	7.8	10.4	18
7. 地域支援事業	96	14.0	17.2	24
8. 住宅型有料ホーム・併設型施設	44	8.2	10.2	20
9. 労働法規	179	20.8	23.0	37
10. 人材確保	151	13.7	17.2	46
11. 消防法関係	99	7.4	5.9	50
12. 災害対策	202	8.9	10.4	167
13. 衛生管理	151	10.9	18.5	80
14. 医療介護連携	62	9.6	10.5	9
15. 業務管理体制の届出	167	7.0	6.8	41
16. 報酬請求事務	228	14.3	12.5	294
17. 事故・苦情	270	9.7	12.2	256
18. その他 ()	201	24.5	26.0	37

通所系サービスに対する集団指導において取り上げた項目における所要時間を見たところ、「1. 制度・基準全般」において20分以上の時間をかけた自治体が多く、次いで「3. 実地指導指摘事項の解説」、「2. 報酬改定」であった。なお、このグラフにはすべてのサービス種別を一体的に開催した自治体が含まれていることに留意されたい。



<訪問系サービス/居宅介護支援>

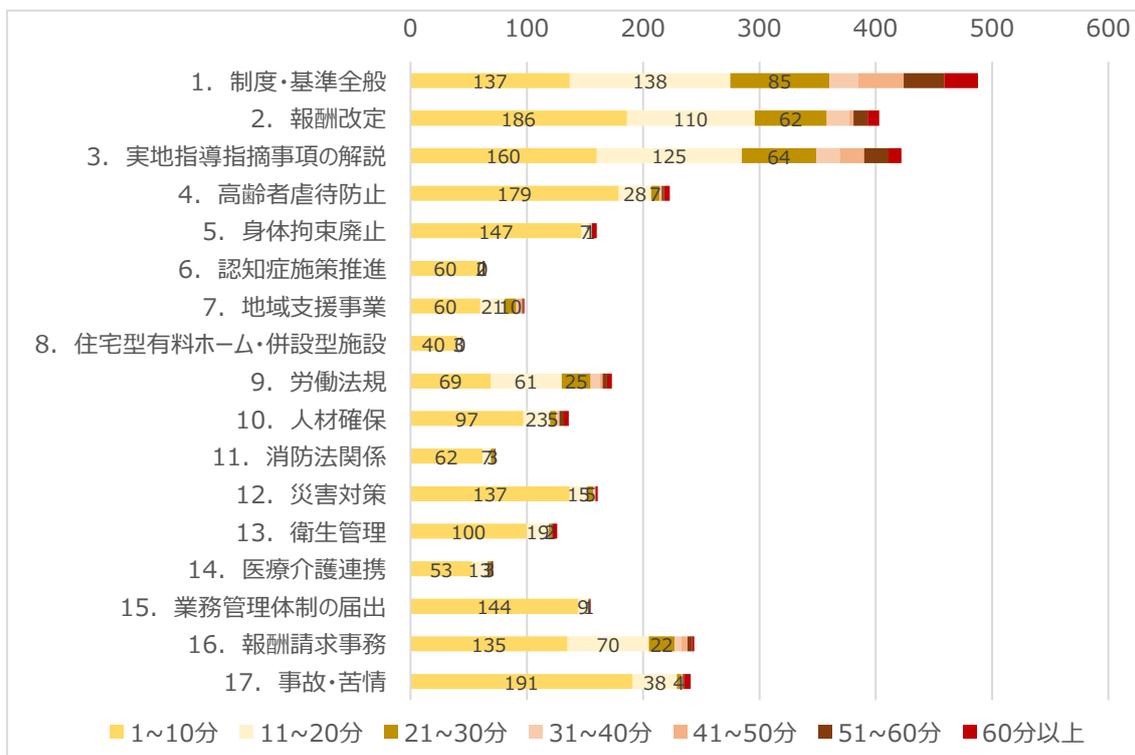
主に訪問系サービスと居宅介護支援に対する実地指導において、「制度・基準全般」を取り上げた自治体が最も多く 487 か所で、次いで「実地指導指摘事項の解説（422 か所）」、「報酬改定（402 か所）」の順であった。

なお、平均時間の算出については各項目を取り上げた自治体における平均値を出しているが、標準偏差が大きいことから参考値とされたい。

また、日ごろの実地指導で重視して確認している項目を5つまで聞いたところ、「制度・基準全般」が最も多く 465 か所、次いで「報酬改定（338 か所）」と「報酬請求事務（308 か所）」であった。

	3) 訪問系サービス/居宅介護支援			
	回答数 (か所)	(1) 集団指導 で取り上げた 時間 (分)	標準偏差	(2) 日頃の 実地指導で 重視している (5つ以内に○) (か所)
1. 制度・基準全般	487	28.6	25.8	465
2. 報酬改定	402	19.6	19.7	338
3. 実地指導指摘事項の解説	422	22.2	19.6	210
4. 高齢者虐待防止	223	11.3	19.0	140
5. 身体拘束廃止	160	9.3	20.1	109
6. 認知症施策推進	64	7.3	10.0	18
7. 地域支援事業	98	14.1	13.3	28
8. 住宅型有料ホーム・併設型施設	45	7.4	7.8	32
9. 労働法規	172	19.1	17.7	44
10. 人材確保	136	13.3	16.9	37
11. 消防法関係	73	8.3	8.6	15
12. 災害対策	161	8.9	10.6	74
13. 衛生管理	126	11.1	19.3	40
14. 医療介護連携	71	10.3	10.5	43
15. 業務管理体制の届出	154	6.8	6.7	46
16. 報酬請求事務	243	15.2	13.7	308
17. 事故・苦情	240	10.6	15.2	235
18. その他 ()	205	24.8	26.5	47

訪問系サービス/居宅介護支援に対する集団指導において取り上げた項目における所要時間を見たところ、「1. 制度・基準全般」において20分以上の時間をかけた自治体が多く、次いで「3. 実地指導指摘事項の解説」、「2. 報酬改定」であった。なお、このグラフにはすべてのサービス種別を一体的に開催した自治体が含まれていることに留意されたい。



③ 集団指導において心がけていること、工夫していること

集団指導において心がけていることとしては、「わかりやすさ」や「要点を絞った説明」、「指摘事項の多いものを中心に説明」といった回答を中心に、様々な工夫が報告された。また、市町村においては「県の集団指導に参加してもらっている」といった回答も複数あった。

- ・ 事業所とのコミュニケーションの場として考える。指導一辺倒ではなく、協力して正しい介護サービスを目指そうという考え。
- ・ 参加事業所に対し効率的に情報提供できる貴重な機会として活用する。
- ・ 可能な限り実務における事務処理方法の具体例（様式例の提示等含む）を解説するよう心掛けている。
- ・ 正確を期すため、質問はその場で受けず、後日 FAX で提出するよう依頼している。
- ・ 短時間で話が終わるように、開催通知の案内時に質問票も送付し、事前に質問を受付け、集団指導当日に回答を行っている。
- ・ 国、県、国保連に協力をいただいて実施している。
- ・ 近隣市と合同で開催し、差異のないようにしている。
- ・ 介護報酬の改定時には、できるだけ素早く開催するようになっている。
- ・ 毎年度解説している内容について、その内容に変更がない場合は説明を簡略化する。
- ・ 制度改正や県における各基準の取扱方針の変更等事業所が知るべき情報を重点的に説明する。
- ・ 従事者不足問題に鑑み、労基や人材確保の面からも指導を行うこととしている。
- ・ 入所系サービスについては、管理者が出席することが多いため、虐待（特に身体拘束）につながりやすい困難事例の吸い上げとフィードバックを積極的に行うよう指導している。
- ・ 事業所に統一して知っていただきたいことを優先して伝えること、また、今後は実地指導等における重点事項を伝えるなど、自治体としての方針を明確にしていきたい。
- ・ 介護保険制度に関する説明以外に、業務運営の参考となるような情報を提供するようになっている。
- ・ 事業所の負担とならないよう開催日程や時間帯を配慮している。

VI 実地指導や集団指導を通じた事業所の質の向上に向けた取組

① 実地指導時に他事業所の優良事例を紹介することがあるか

事業所育成の観点から、実地指導時に他事業所の優良事例を紹介することがあるか確認したところ、「ほとんど行っていない」が最も多く、403 か所（42.8%）であった。また、「その他」の回答の多くは「実地指導を行っていない」が多かった。

	回答数	%
1. いつも行っている	30	3.2
2. たまに行っている	263	27.9
3. あまり行っていない	173	18.4
4. ほとんど行っていない	403	42.8
5. その他	54	5.7
無回答	18	1.9
計	941	100.0

② 集団指導時に管内・管外事業所の優良事例の紹介をすることがあるか

集団指導時に管内・管外事業所の優良事例を紹介することがあるか確認したところ、「ほとんど行っていない」が最も多く、515 か所（54.7%）であった。また、「その他」の回答の多くは「集団指導を行っていない」であった。

	回答数	%
1. いつも行っている	23	2.4
2. たまに行っている	95	10.1
3. あまり行っていない	148	15.7
4. ほとんど行っていない	515	54.7
5. その他	132	14.0
無回答	28	3.0
計	941	100.0

③ 実地指導や集団指導以外で、事業所に優良事例を紹介することができるか

実地指導や集団指導の時以外に事業所に優良事例を紹介することができるかを確認したところ、「いいえ」と回答した自治体が714か所（75.9%）であった。

「はい」と回答した自治体に、方法を確認したところ、「電話等の相談時に口頭で伝達」が174か所（「はい」と回答した208か所のうち83.7%）で、「メール等で配信」と回答した自治体は2か所（同1.0%）、「その他」として地域密着型サービスに対して「運営推進会議の際に伝えている」という報告が複数あった。

	回答数	%
1. はい	208	22.1
2. いいえ	714	75.9
無回答	19	2.0
計	941	100.0

* 「はい」の場合の方法

1. 電話等の相談時に口頭で伝達：174か所（83.7%）
2. メール等で配信：2か所（1.0%）

④ 優良事例として紹介する内容

自治体が事業所に対し、優良事例として紹介する内容としては、大きく分けて「事務・運営関係」、「記録の取り方、保管の仕方」、「ヒヤリハット、事故関係」などの他、ケアプランの作成や認知症ケアの方法、地域との連携方法、介護ロボットの活用、職員研修などさまざまであった。主な報告は以下となる。

- ・ 合理的な事務を行っている事例
- ・ 事業者オリジナル様式の活用、資料の効率的な管理方法
- ・ 効果的な介護サービスの実践例等
- ・ 効果的な研修の取り組み
- ・ 事故の検証、再発防止の取り組み
- ・ 非常災害時の地域との連携等
- ・ 職員間の申し送り、困難事例の情報共有方法など
- ・ 従業者を兼務させる場合の勤務時間や職務内容の区分の仕方、書類整備の仕方等
- ・ 運営に関する事項（重説、掲示、衛生管理、防犯、防災、事故、苦情等）については、合理的・効率的な手法、記録の書き方や保存の仕方など、他には職員のストレスケアやコミュニケーション方法等も紹介している。

VII ICT化に対する考えと取組状況

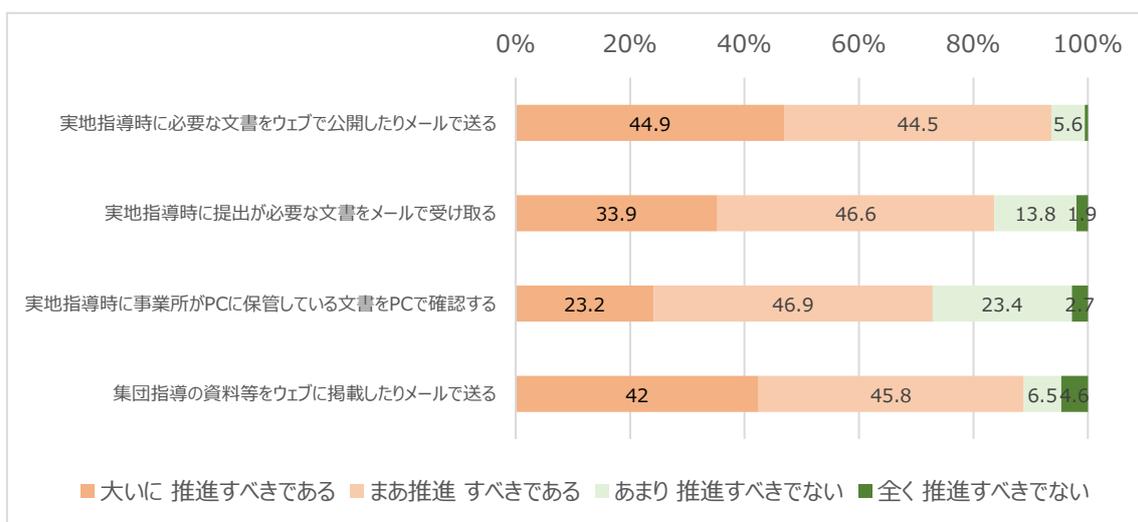
① 実地指導や集団指導においてICT化を進めることに対する考え

実地指導や集団指導において、ICT化を進めることに対する考えを聞いたところ、多くの自治体において「大いに推進すべき」、「まあ推進すべき」との回答があった。そのうち、「集団指導の資料等をウェブで掲載したりメールで送る」、「実地指導時に必要な文書をウェブで公開したりメールで送る」という、「自治体側が発信・送信する」項目については90%前後の自治体が「大いに推進」、「まあ推進」と回答しているのに対し、「実地指導時に提出が必要な文書をメールで受け取る」については、80.5%、「実地指導時に事業所がPCに保管している文書をPCで確認」については70.1%にとどまった。

また、これらの取組について、すでに取り組んでいる自治体の割合は、「実地指導時に必要な文書をウェブで公開したりメールで送る」が53.7%と半数強で、「実地指導時に事業所がPCに保管している文書をPCで確認」については27.6%にとどまった。ただし、この値には「事業所にある文書が全て紙ベースである」という自治体も含まれていることに留意されたい。

(上段：件、下段：%)

	大いに 推進すべき である	まあ 推進すべき である	あまり 推進すべ きでない	全く 推進すべ きでない	すでに取り 組んでいる 自治体
1. 実地指導時に必要な文書をウェブで公開したりメールで送る	423 (44.9)	419 (44.5)	53 (5.6)	5 (0.5)	505 (53.7)
2. 実地指導時に提出が必要な文書をメールで受け取る	319 (33.9)	438 (46.6)	130 (13.8)	18 (1.9)	260 (27.6)
3. 実地指導時に事業所がPCに保管している文書をPCで確認する	218 (23.2)	441 (46.9)	220 (23.4)	25 (2.7)	344 (36.6)
4. 集団指導の資料等をウェブに掲載したりメールで送る	395 (42.0)	431 (45.8)	61 (6.5)	11 (4.6)	295 (31.4)



② ICT化の推進に関する意見

ICT化の推進に関し、自由記述で求めたところ、「推進すべき」との意見が多数寄せられた他、「情報漏洩や改ざん」や「小規模事業所への配慮」、「個人情報の取扱い」などに対する不安の声も多く寄せられた。主な意見は以下を参照されたい。

- ・ 実地指導の簡便化を図るため推進すべき。
- ・ AIを活用した給付適正化やケアプラン適正化などが導入されると良い。
- ・ 事業所の使っているシステムによっては実地指導の際に確認が行いにくく効率が悪い場合もあるが、ICTの推進にはおおむね賛成である。
- ・ 紙媒体から電子媒体への移行を進めると同時に、紙・電子媒体を問わず、作成・保管しなければならない文書や記録を減らしていく必要があると思う。
- ・ ペーパーレスの観点から事前提出書類をメール等電子媒体で受け取ることには大いに推進したい。ただし、事業所のソフトによって見方が異なるため、スムーズに進めることができていないのが現状である。
- ・ 実地指導に関しては、ICT化への取り組みを進めており、事業所からの事前提出書類をメールで受信している。実地指導件数が増加しても、文書管理事務が効率的におこなえるため、今後もこの取扱いを継続していく予定である。集団指導に関しては、資料配布だけが目的でないため、是非とも出席を頂きたいため、ウェブ公開は控えたい。また、外部講師の資料をウェブ上で公開できないことも理由である。
- ・ ウェブの活用は最大限行うべきだが、文書をメールで受け取ったとしても、当方でペーパー印刷し保管する現状にあるため、効果が少ないと思われる。
- ・ 事業所の負担を減らすためにICTの推進は必要だと思われるが、実地指導時に紙に出力したもののほうが確認が容易なものもあると思われるため、事業所がPCで保管

- している文書も、必要に応じて出力してもらするなど、柔軟な対応が必要。
- ・ 実地指導時に PC で管理していると言われることがたまにある。ICT 化を進めるべきだと思うが、確認するのに時間がかかったり事業所内の PC を占領してしまうことがあった。
 - ・ データである以上、修正されるのではないかという疑念がぬぐえない。
 - ・ 資料を HP やメール等で公開は必要と考えるが、改正等ありなかなか対応ができていない。
 - ・ 市内事業者から、ICT による記録を認めてほしい旨の要望があるが、何を基準に認めていいかわからない。
 - ・ パソコンを使える事業所、使えない事業所があり、全てを ICT 化することが良いとは思わない。
 - ・ メールでの資料提出は施行したもののセキュリティ環境の強化により収受の手順が非常に煩雑になってしまったこと、不着等の確認が困難だったため現在は CD-R の提出のみとしている。
 - ・ 個人情報を含む文書の提出もあるため、メールでの提出は求めている。また、受信できる添付ファイルの容量についても、システム上の上限がある。
 - ・ 実地指導時に電子画面で書類を確認する場合、紙媒体での確認時より時間がかかってしまう。
 - ・ PC やインターネット環境等、整備されていない事業所もあるため、考慮が必要。
 - ・ 自治体規模から、必要性を感じない。

VIII 実地指導全般における課題と工夫

① 実地指導全般における課題

実地指導全般における課題について自由記述で求めたところ、大きく「人員不足」、「専門知識の不足」、「事業所の対応力・理解力」の3つが挙げられた。

主な意見を下記にまとめる。

【課題】

<人員不足>

- ・ 職員が人事異動により初めて介護保険を担当する場合もあり、知識不足、経験不足。また、そのための研修機会が少ない。
- ・ 小規模自治体のため、スケールメリットが無く、担当人員の確保、担当者のスキルアップが困難な状況にある。
- ・ 実地指導の経験に乏しい職員が多くノウハウの継承に苦慮している。
- ・ 実地指導を担当する部署ではあるが他業務も兼務しており、実地指導事務に専念することが困難。
- ・ 業務量が多いため、実地指導にまで手が回らない。
- ・ 人員の確保が難しく、他業務と兼務しながら行っているため、事前準備や事後の取りまとめ等、業務量の多さに苦慮している。
- ・ 実地指導（集団指導、許認可等制度の維持を含む）以外にも、様々な事業を担っているため、実地指導とその他の事業のバランスを取ることが年々困難になっている。
- ・ 小規模自治体では、事業所数が少ないこともあり指導の実施件数が少ない。他自治体では人事異動により未経験のまま異動してしまうこともあり、引継ぎされていないという話も聞く。

<専門知識の不足>

- ・ 実地指導を行う上で必要な法令等の知識は複雑であり、サービス数も多岐にわたるため、正しい実地指導ができていないか不安。
- ・ 介護保険制度自体が複雑かつ精緻である。
- ・ ケアプラン等の内容を確認するには見る側の専門的な知識が不足している。
- ・ 重点的に確認する項目やケース選定等、いかに効率的に確認するかが課題である。
- ・ 担当職員間で指導に差があること。
- ・ 職員の経験年数等により基準等の熟知度が異なるため、平準化が必要。
- ・ 事業所の整備数にばらつきがあり、事業所数が少ないものについては、ノウハウが蓄積されにくい。

- ・ 保健医療機関及び保険薬局のみなし指定により、指導監査の対象事業所が莫大になっているにも関わらず、その実態が把握できず、また適切な指導等ができていない。
- ・ 不適切な事象を発見した際に、監査に切り替えるべきかの判断が難しい。
- ・ 基準の解釈について保険者の裁量にゆだねられているが、広域的に事業展開を行っている事業者にとっては自治体ごとに異なった判断が出ることに困惑している様子がかがえる。個別に事例による判断が必要な場合もあるため、保険者の裁量が必要な部分もあると思うが、特に報酬に関わる部分に関しては国としての統一見解、統一解釈が提示されることを望む。

<事業所の対応力・理解力の不足>

- ・ 記録作業に追われ、実際の利用者処遇に力を割けていない事業所が多い。業務の効率化の視点からの助言の方法を考える必要がある。
- ・ 担当者が変わった際の引継ぎが上手くできていない事業所が見受けられる。
- ・ 事業者の事務遂行レベルと、複雑多岐にわたる運営基準や介護報酬請求基準、特に加算、減算の仕組みが見合っていないと思われる。
- ・ 実地指導等の指導結果が、末端のスタッフや、人事異動等の後任職員まで十分伝わっているのかどうか疑問に思う。
- ・ 介護サービス事業所職員の介護保険制度の理解度により、実地指導時間が増減する。
- ・ 事前通知をしても、必要な書類がなかなか出てこないことがある。
- ・ 指導対象事業所の増加、不適切な対応の事業所の増加。

② 文書量の削減や実施頻度を向上させる等、実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案

文書量の削減や実施頻度を向上させる等、実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案を自由記述で求めたところ、提案や要望を中心に多数寄せられた。また、提案や要望のうち、「ICTの活用」や「事業所との関係づくり」など、別の自治体においてすでに取り組みられているものが複数あった。

【取組・工夫】

<標準確認項目・標準確認文書の活用、実地指導の頻度の向上>

- ・ 標準確認項目に沿って、必要最低限の提出物におさえる。保険者側にある資料の再提出は求めている。
- ・ 先般発出された運用指針に沿った取り組みにより、ある程度文書量を削減できていると感じる。
- ・ 実地指導の運用指針に沿った実地指導を行ったところ、例年に比べ1時間余り時間

を短縮できた。

- ・ 6年間に2回（中間、更新前）、約3年ごとに実地指導を行い、事業所の質を確保している。
- ・ 標準確認項目を遵守し、検査前日までに可能なチェックを済ませておくことが必須。

<ICTの活用>

- ・ 入所系サービスにおいて、モバイルパソコンを持参し、指導職員の業務を削減。
- ・ 実地指導時に必要な文書をホームページ上で公開している。
- ・ 事前資料はデータでのやり取りを原則としている。
- ・ 居宅介護支援事業所の集団指導はクラウド上での発信を行っている。
- ・ タブレットを導入し、調書と指摘事項を連動させ、実地指導後の結果通知を作成するなどし、事務負担の軽減を図っている。

<集団指導の活用や指導対象・内容の調整>

- ・ 年度初めの集団指導で、前年度実地指導での助言及び指導した内容等を周知徹底することで、介護保険制度及び基準の理解の促進を図り、その後に実地指導を実施している。
- ・ 新任職員であっても年度の後半には慣れて効率的に行うことができるよう、居宅介護支援以外のサービス種別を年度ごとに集中させて行うようにしている。
- ・ 実地指導当日は担当者を二名以上配置し、例えば一人は請求担当、もう一人は設備・人員・運営基準担当というように分担し、同時進行でチェックを行う。

<事前提出書類の活用>

- ・ 事前提出書類等による重点項目の洗い出し。
- ・ 事前提出書類の内容の確認に時間をかけ、訪問時にはポイントをしばって短時間で終わらせるようにし、事業所の負担を軽減。
- ・ 各事業所の作成するマニュアル等については、実地指導の時間短縮を行うために事前にメールで提出していただき、訪問前に確認を行った。このように個人情報に伴わず、支障ない情報は、事前提出を求め、確認を行うことにより事業所での時間を短縮するなど、事業所に配慮した自治体の対応を進めることで、結果として効率を向上させ、実地指導の回数を増やすことにより、より効果的な指導が可能。
- ・ 重要事項説明書等事前に確認できるものは確認してから実地指導に臨む。
- ・ 契約書や重要事項説明書等を事前提出書類として提出させる。

<他部署、他機関や専門職との協力体制の構築>

- ・ 地域密着型サービスと総合事業の担当課が異なるため、二課で連携して同事業所を同日に実施している。また、県が所管する事業所に実地指導を実施する際には、同日に実施するよう調整している。
- ・ 近隣市と合同で年間スケジュールを組み実地指導及び集団指導を行っている。定期的に情報共有、意見交換を行うことで指導の統一化を図っている。
- ・ 県や他市町村から様式・マニュアル等のデータを提供してもらい、書類作成の事務の効率化を図っている。
- ・ 実地指導を専門で行う事業所に業務を委託している。
- ・ 介護支援専門員などの専門職による実地指導は大変有効。

<事業所との関係づくり・情報提供>

- ・ 実地指導では、行政目線で書類だけを確認して指摘事項ばかりにしてしまえば、施設職員のモチベーションを下げることもなるため、施設の良い取り組みや書類だけでなく職員の介護や働きそのものを確認して、良い指摘として講評時に挙げている。
- ・ 運営推進会議等事業所に赴く際に確認することで、日ごろからの事業所に対する管理体制は図れており、実地指導の効率化につながっている。
- ・ 運営推進会議等を活用し、日頃から事業所との意見交換を行っている。
- ・ 実地指導の実施時期を新規指定又は指定更新後 2 年以内（県と合同又は通報等が無い場合）と要綱に定め、新規及び指定更新時に管理者等のヒアリングを実施することでサービスの提供状況等を確認し、概ね翌年度の実地指導につなげている

【提案・要望】

<標準化にむけたマニュアルの作成・普及>

- ・ わかりやすいマニュアルやチェックリストの作成
- ・ 実地指導の標準化・効率化の運用指針を活用して指導ができれば効率化につながると思う。
- ・ 実地指導の標準化・効率化等の運用指針の標準確認項目に対応したチェックリストがあるとよい（標準確認項目は項目だけであり、視点が具体的でないため）。
- ・ 実地指導時の確認項目ごとのチェックリストや、確認項目ごとの視点・ポイントなど含まれているものが、加工可能なデータで一律に示されると、自治体職員の事務負担は軽減されると考える。
- ・ 重点項目を定め、保険者・事業者が同様の課題意識を持ち共に実地指導を行う体制を確保する。
- ・ 事業所の自己点検＝自己責任で適正サービスに努めるべき点と、行政の指導・監督すべき点とを再検討し、考え方を整理し、指導監督体制を強化する。

- ・ 優良事業所として基準を満たしていると認証を受けている場合は、実地指導を省略したり、点検項目を減らすことができればよい。
- ・ どのサービスでも1～2時間以内で終わる全国一律の指導マニュアル及び実地指導に必要な文書のフォーマットを作成し、指導方法の一元化をしてほしい。

<様式の統一>

- ・ 全国で統一した確認文書を用いることで、指導内容の平準化や指導時間の短縮が図られる。
- ・ 基本的な様式については全国統一様式とし、指定基準を確認するために不足する様式については各市町村で追加するといった対応ができるよう、様式は統一してほしい。

<ICT化の推進>

- ・ 文書等による提出は徐々にデータに置き換えていき削減していきたい。指導のポイントの洗い出しや判定を自動化等で合理化したい。
- ・ 事業者所有のPCでも内容確認できる旨、見解を統一してほしい。
- ・ マンパワーの低下により実施頻度の向上は難しい。これを補うためには、AIやICTの活用を推進していくことが一つの打開策ではないかと考える。AIやICTによる実地指導を行うためには、事業所側資料(ケア記録等)の電子化や一定程度の様式の統一化等が必要となると思われる。
- ・ AIを活用することで、対象となる事業所、指導のポイント等抽出できれば、人事異動、職員削減等により限られた職員だけでも質を落とすことなく実地指導が行えると思う。
- ・ 指定届等の書類提出を電子届出できるように介護保険システムと連動したシステムを開発し、自治体がPC上で事業者情報をいち早く確認できるようにする。
- ・ 県単位で公表している「介護サービス情報公表システム」の充実を図る。上記データは各事業所が各々入力しているため、各事業所の自己評価の状況や意識の持ち方を知ることができるため。
- ・ 自治体側のICT化を進め、タブレットで実地指導を行えるようになれば、紙の資料を持ち歩いたり、打ち出す手間も削減される。

<介護保険制度の整理>

- ・ 介護保険制度をシンプルなものに整理することを強く提案したい。
- ・ 加算数の精査(報酬体系のシンプル化)
- ・ 事業所負担軽減、実地指導確認事項軽減のため、介護職員等処遇改善加算、特定処遇改善加算については、報酬算定に含めていただきたい。
- ・ 実地指導は制度の枠の中で行われ、それらを確認する場なので、制度全体で文書量の

削減を図る必要がある。特に加算。

- ・ 人員基準や報酬告示等を探す方法がわからない、探せても読み解くのが難しい等、制度のわかりにくさが適正な運営を阻害している。補完する図やフローチャートなど、視覚的に理解できる資料が必要と考える。

<他部門、他機関との協力>

- ・ 他保険者と協働した実地指導や集団指導の実施。
- ・ 指導については広域組合や共同体（いくつかの市町村が連携したもの）を設立し、構成市町の事業所の指導や監査を専門に行うようにしたら良いのではないか。
- ・ 都道府県と市町村が合同で実施すると効率化が図れるのではないか。

<研修の実施や先駆的事例の紹介>

- ・ 指導や監査担当職員のスキルアップの研修について現在都市圏のみで行われているが、県レベルでも研修を行うべき。
- ・ 県による研修や近隣市町村との合同実地指導の実施など、指導担当職員の知識・スキル向上の機会の確保。
- ・ 他自治体の最も効率的な手法の例示（文書にて指導を行う際の指導手法（様式等）や指導の中身、改善報告の方法など）。
- ・ 自治体からの質問を他都道府県、他市町村が共通認識を持つことで、知識不足や、ノウハウ不足をカバーできる。国⇄都道府県市町村が気軽に質問しあえる質問箱等を作成してほしい。
- ・ 効率化のためには経験が必要で、保険者内でのノウハウの蓄積が必要だが、保険者間で情報交換を行う web 上の掲示板のようなものがあつたらいいと思う。
- ・ 実地指導における確認事項を担当職員が理解していないと無駄な書類を作成させることになるため、まずは市町村の指導監督体制の向上が必要。
- ・ 文書の簡素化など、先進的に取り組んでいる自治体の情報がほしい。
- ・ 全国で取り組んでいる工夫やノウハウの情報共有ができる環境を整備してほしい。

<事業所との関係づくりと情報提供>

- ・ 実地指導の際だけではなく、日頃の事業所の状況を把握し、疑問点についてお互いに都度確認しあうことが、結果として実地指導の効率に繋がると思われる。
- ・ より簡略かつ具体的なマニュアルを作成し、どのような観点から指導を行い、どのような場合に文書指摘にあたるのか等を明確にした上で、あらかじめ事業者と共有しておくこと。
- ・ 集団指導の内容の充実や日常的な指導等により、事業所が基準等の理解を深めるような取組を実施する必要がある。

第3章 調査結果のまとめと課題・工夫の整理

1. 自治体調査のまとめ

自治体調査の結果は膨大であり、人口規模や実地指導の頻度、集団指導の実施状況等様々な実態が明らかになった。これらの結果をまとめ、課題・工夫を整理する。なお、本調査に対する回答率の正確な数は、母数が不明であることから算出不可能であるが、保険者数から見ると約60%であった。残りの40%の自治体における実地指導の状況は不明であるが、実地指導の実施率が国の平均よりも高いことから、回答のなかった自治体の多くが実地指導を実施していない可能性があることに留意されたい。

① 介護保険事業所数と自治体規模、実地指導の状況

自治体のタイプによって、介護保険事業所数に大きな違いが認められた。これは人口規模の違いによる当然の結果であり、これまで地域のニーズに応じて自治体が介護保険事業所の整備を進めてきた成果である。しかし、都道府県、政令指定都市、中核市、市町村、東京特別区という自治体タイプ別に実地指導の際の訪問職員数や平均時間を見た場合であっても、自治体タイプ間で大きなばらつきがあった。例えば、居宅介護支援事業所への実地指導において、2名程度で2～3時間で実地指導を行っている自治体もあれば、4人程度で5～6時間かけて実施している自治体もある等の傾向がみられた。これはつまり、実地指導の対象事業所や人口規模を大まかに調整したとしても、自治体間の差が大きいということである。

実地指導に必要な職員数や時間は、対象となる介護保険サービスや職員の経験、事業所の準備状況等によって変わるものである。加えて、例えば介護老人福祉施設等の実地指導において、都道府県が保険者である市区町村に同行を求めるケース、居宅介護支援事業所の実地指導において、権限移譲によりまだ実地指導の経験の浅い市区町村が都道府県に同行を依頼するケース、市区町村が近隣と合同で実地指導を行っているケースなどがあり、それによって訪問職員数や実地指導の延べ時間が多い自治体も含まれていることに留意が必要である。しかし、そういった要因を加味したとしても、自治体間の差の大きさが目立ち、自治体によって実地指導の流れや確認事項の数や深掘りする内容等に違いがあることが数値から明らかである。

なお、実地指導の実施率については、介護保険事業所の指定期間である「6年間に1回の実施」である16.7%を超えていた。ただし、本調査に協力のあった自治体は実地指導の実績の多いところに偏っている可能性がある。また、実地指導の実施率については、自治体によって実地指導の対象サービスを年度ごとに絞っていることがある（例：平成30年度は訪問系サービス、令和元年度は通所系サービスを中心に実地指導を行う、など）。そのため、実地指導の実施率が極端に低い、もしくは0となるサービス種別のある自治体が含まれてい

ることに留意されたい。

② 現行の実地指導マニュアルの活用ならびに「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」の取扱い

平成 22 年に改定された実地指導マニュアルについては、「遵守すべきもの」ととらえている職員と「参考文献」としてとらえている職員に 2 分され、実際の実地指導で活用している自治体は約 15%にとどまる等、活用頻度は高くなかった。その理由として、情報がアップデートされていないことや分量が多いことなどが報告された。その反面、実地指導の考え方などを学ぶには適しており、異動したばかりの職員の研修には有効であるとの意見が複数あった。

また、自治体独自のマニュアルを作成している自治体も 161 か所 (17.1%) に達しており、特に人口規模の大きな自治体において作成している割合が高く、その理由としては実地指導の効率化と職員間の意識の統一のためとの意見が多かった。

「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」については約半数 (513 か所、54.5%) の自治体が「今年度から取り組む/取り組む予定」と回答しており、次年度から取り組む予定という自治体と合わせると約 70%が早期に対応している。「取り組むかどうか未定」と回答した自治体も 269 か所 (28.6%) あったが、そのうちの 251 か所は市区町村、広域連合の自治体であり、実地指導の実施が少ないもしくは実施していない自治体であることが考えられる。

標準確認項目や標準確認文書については、報酬関係の文書が不足しているとの指摘が多かったが、そもそも標準確認項目や標準確認文書は運営基準を確認するために検討されたものであり、報酬関係については別途検討が必要である。また、「それぞれのサービスの運営基準を確認する上で適切だと思うか」の質問に対しては、標準確認項目、標準確認文書とも、「適切である (ちょうどよい)」と回答した自治体が 3 分の 2 以上を占め、実地指導において確認すべき基本項目・文書を網羅していることが示唆された。その反面、「基準のすべての確認をすべき」、「事業所の不正を見抜けない」といった、標準確認項目・標準確認文書では不足しているといった意見も少数ではあるが報告された。

なお、標準確認項目や標準確認文書について、「原則としてはそれ以上のものを求めない」としているが、事業所が準備した文書では基準を満たしているか確認が取れない場合や整合性の取れない案件が生じた場合などにおいて、標準確認項目にない基準を確認したり標準確認文書以外の文書を求めることを妨げるものではない。しかし「実地指導においては標準確認項目・標準確認文書のみしか確認してはいけない」ととらえた自治体や、「事業所からそのような指摘があった」という報告があったことから、早急に周知を行うことが必要である。

③ 報酬請求に関する文書確認について

報酬請求については、厚生労働省が用意している「各種加算等自己点検シート」を活用している自治体が全体の 65.1% (613 か所) であった。また、自治体独自でシートを作成しているところも 143 か所あった。

昨年度の老健事業における検討事項として報酬請求や加算に関する項目や文書は挙げられていなかったことから、標準確認項目や標準確認文書では報酬請求や加算には触れていないが、自治体からはどのような文書を用いて、何をどこまでみるとよいか等の具体的な流れが示されることを期待する声が多く寄せられた。

④ 集団指導の開催状況と事業所の質の向上に向けた取り組みについて

集団指導の開催は、年に 1 回以上開催している自治体が 519 か所 (55.2%) と半数以上を占めたが、小規模な自治体を中心に「開催していない」と回答した自治体も約 30% (279 か所) に達した。開催時期は自治体によってさまざまであり、年度初めの 4 月に行っている自治体もあれば、年度半ばに行っているところもある。最も回答が多かったのは 3 月であるが、自由記述を見ると「次年度に向けた集団指導」を行っている自治体と、「年間の総括としての集団指導」を行っている自治体があるようであった。

また、入所系サービス、通所系サービス、訪問系サービス/居宅介護支援の 3 つのカテゴリーに分け、集団指導で取り上げた内容と時間、ならびに実地指導で重視している項目について確認したところ、サービス種別による違いが若干見られたが、大きな違いはなかった。その理由として、集団指導を全サービスに対して一体的に行っている自治体が一定数あることや、集団指導の場を法改正や新しい加算の説明など、「制度に関する情報提供の場」としてとらえている自治体が多いことが推測される。実際、集団指導の場で「管内・管外事業所の優良事例の紹介をしている」と回答した自治体は少数 (118 か所、12.5%) であった。

集団指導は管内事業所を一堂に会し、様々な情報提供を行う貴重な機会である。制度改正や加算に関する説明も重要であるが、それと同時に事業所の質の向上に向けた取り組みや地域包括ケアシステムの構築といった市町村が力を入れている案件に対し、事業所に協力を得るための貴重な機会でもあることから、集団指導の活用を今後推進していくことが必要と思われる。

また、集団指導を実施していない自治体が市町村を中心に 279 か所報告された。小規模な自治体ほど職員数が少なく、業務内容が多岐にわたることから、集団指導の開催に向けた準備の時間が取れないことなどが考えられる。しかし、集団指導は事業所に対して様々な情報を提供する貴重な機会である。事業所の適切な運営を支援し、サービスの質の向上を図るためにも、ぜひ近隣市町村との協働や都道府県等の協力を得るなどして集団指導の開催に向けた検討を期待したい。

⑤ ICT化の推進に対する考えと取組状況

国は様々な文書のICT化を推進しており、社会保障審議会介護保険部会における「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間とりまとめにおいても、方向性の1つとして「ICT等の活用」が挙げられている。また、平成29年度に当センターが実施した老健事業の調査結果に比べ、実地指導におけるICTの活用について肯定的な意見が多くみられるようになっており、現場では着々とICTの活用が進められてきていると考えられる。

ICT化に関する4つの質問のうち、「集団指導の資料をウェブに掲載したりメールで送る」、「実地指導時に提出が必要な文書をメールで受け取る」、「実地指導時に必要な文書をウェブで公開したりメールで送る」については、80%以上の自治体が「大いに推進すべき」、「まあ推進すべき」と回答しているのに対し、「実地指導時に事業所がPCに保管している文書をPCで確認する」については70.1%にとどまった。

また、その取組状況には濃淡があり、「実地指導時に必要な文書をウェブで公開したりメールで送る」については半数以上の自治体がすでに取り組んでいるが、「実地指導時に提出が必要な文書をメールで受け取る」については27.6%にとどまった。その理由として、セキュリティや個人情報の保護、受信が確実とは言えない点などが挙げられた。

ICT化が進むことで、実地指導に限らず、指定申請、更新申請等の手続き・文書の簡素化や標準化が促進されると考えられることから、今後こういった取り組みが一層推進されることに期待したい。

2. 実地指導における課題と実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案

本調査に対し、自治体から寄せられた実地指導全般における課題としては、大きく分けて「人員不足・専門知識の不足」、「介護保険制度の複雑さ」、「事業所の対応力・理解力」の3点であった。また、実地指導を効率的・効果的に行うための工夫としては、大きく分けて「標準化、マニュアルの作成・普及と様式の統一」、「事前提出書類の活用」、「協力体制の構築と職員研修の充実」、「事業所との関係づくり」が挙げられた。

① 実地指導における課題

全国的に人口が減少傾向にあり、自治体職員の数も減ってきている。それに対し、介護保険事業所数は、最近でこそ横ばい傾向にある自治体もあるが、2000年以降増加の一途をたどっており、それに加えて実地指導が都道府県から中核市、一般市区町村に権限移譲されているサービスが複数あることから、「人員は増えないが、業務は増える」状況となっている。

加えて行政職員は定期的に異動があり、多くは2~3年程度でローテーションがある。しかも、分野の異なる部署からの異動も多く、事務職の場合は専門知識がないことに加えて初

めて聞く用語も多いことから、介護保険制度を理解し、基準や加算の算定要件を読み解き、実地指導を一通りこなせるようになるまでに一定の時間がかかると考えられる。

また、介護保険事業所における課題として、人員不足に加えて事務職員が不在の事業所もあることが挙げられる。医療機関や大規模な社会福祉法人、民間企業であれば事務担当職員を配置し、運営基準や人員基準の順守、加算の算定に必要な文書の作成・保管等を担当することができるが、小規模な事業所ではケアに携わる専門職をそろえるのに手いっぱい、運営基準・人員基準や報酬算定の確認に必要な文書の作成・保管に慣れた職員の数が限られる。さらに言えば、利用者のケア記録については日々の業務で慣れ親しんだものでも、職員のシフト表や就労規則、重要事項説明書や契約書、研修計画書といった文書の作成・保管は管理職になって初めて携わるものである。そのため、そういった文書の作成や保管方法等について学ぶ機会がないまま、多くの専門職が手探りで事業所運営を行っている可能性がある。

「実地指導で助言をすると管理者に感謝される」というコメントもあったことから、事業所の管理者に対し、「適切な事業所運営に何が必要か」を伝えていくことが必要と考える。

② 実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案

実地指導を効率的・効果的に行うための工夫として「標準確認項目・標準確認文書の活用、実地指導の頻度の向上」、「ICTの活用」、「集団指導の活用や指導対象・内容の調整」、「事前提出書類の活用」、「他部署、他機関や専門職との協力体制の構築」、「事業所との関係づくり・情報提供」が報告された。また、自治体からの提案、要望としては「標準化に向けたマニュアルの作成・普及」、「様式の統一」、「ICT化の推進」、「介護保険制度の整理」、「他部門、他機関との協力」、「研修の実施や先駆的事例の紹介」、「事業所との関係づくりと情報提供」が挙げられた。

そのうち、最も要望が多かったのは、「標準化に向けたマニュアルの作成・普及」である。標準確認項目ならびに標準確認文書が示されたことで、実地指導の標準化に向けた第一歩が踏み出された形だが、それだけでは次のステップには進めず、それらの項目・文書を使って、何をどのようにみるかについて記されたマニュアルやチェックリストが欲しいという声が多数寄せられた。また、様式を統一することで確認にかかる負担が減るであろうとの意見も多かった。

様式の統一は、ICT化を促進する上でも重要である。現在、介護保険事業所は様々なソフトウェアを使用したり、手書きにて必要な文書を作成している。今後ICT化を推進するにあたっては、メールでのやり取りや自治体のホームページを使った情報提供のみならず、利用者の記録や職員の勤務体制など、基準や報酬の算定要件を満たしているかを確認することができるシステムが導入されることが期待され、そのためにも様式を統一していくことが重要であろう。

また、介護保険事業所は指定申請・更新申請時、届出事項に変更が生じた際に伴う変更届

など、様々な文書を自治体に提出している。外部評価・第三者評価を受けている事業所も多く、それらの情報はインターネット上に公開されている。加えて、実地指導時には勤務体制一覧表や重要事項説明書、運営規定等の事前提出を依頼している自治体もあり、実地指導前に自治体が保有する、もしくはインターネット上で公開されている様々な情報を確認することで、事業所の状況を大まかではあるが把握することができ、このような事前準備を行うことで、実地指導はさらに効率的・効果的に実施できると考えられる。

さらに、自治体職員の多くが兼務をしていたり人員不足などにより、実地指導に行くこと自体が難しく、経験値が挙がらないといった課題が主に小規模自治体から上がったが、一部自治体においては協議会を設立して共同で実地指導を行ったり、様式やマニュアルなどのデータを提供してもらうなど、他機関と協力することで、実地指導の効率化やノウハウの継承を行っている自治体もある。さらに、実地指導への専門職の同行や、職員研修の充実を図り、複雑な介護保険制度に対して理解を深める機会を設けている自治体もあるなど、様々な工夫に取り組んでいることが報告された。

そして実地指導の効率的実施をしていくうえで欠かせないのは、「事業所との関係づくり・情報提供」であろう。そもそも、事業所が基準を理解・遵守し、必要な文書を整備の上、質の高いケアを実施していれば、実地指導の負担はかなり軽減する。であるとすれば、事業所に対し、日ごろから必要な情報提供を行うと同時に、疑問点について確認しあう関係を築くことが重要である。

そのため、例えば事業所の希望に応じ、または初めて管理者になった者や新しい加算が算定された際などに、適宜基準や加算の算定要件を満たしているかの確認・助言を行う関係・仕組みが構築できれば、「実地指導」という場を設けなくても、「事業所育成」という実地指導本来の目的は達することができる。実際、集団指導の場において、制度や報酬改定のことだけでなく、先駆的取組をしている事業所の同意のもと、サービスの質の向上に関する事例紹介や、様式の紹介といった情報提供を行っている自治体もある。このように、「事業所の理解を深める取組」を増やすことで、実地指導の効率化も図れると考えられる。

ただ、ごく一部の自治体からは事業所の不正を疑う声や形骸化を懸念する意見など、実地指導の効率化への否定的意見が報告された。確かに、実地指導を効率化することで、見落とししてしまうことも出る可能性は否定できない。しかし、実地指導の頻度を上げ、集団指導やメール等を使って事業所に情報提供を行うことで、見落とし部分をカバーすることは可能と考えられる。

多くの自治体は事業所を信頼していると同時に、実地指導の効率化による自治体・事業所双方の負担軽減を推進したいと考えている。今後、人口減少がさらに進んでいくことを考えると、自治体職員がさらに減少することも十分ありうると考えられ、実地指導の効率化に早急に取り組んでいくことが重要であろう。

第4章 効率的な実地指導を行っている自治体の取組（事例紹介）

第3章でまとめた効率的な実地指導における課題・工夫を踏まえ、全国の自治体のうち、効率的な実地指導を行っていると思われる自治体の取組を紹介する。

1. 集団指導・実地指導等を活用した事業所への情報提供

- 埼玉県飯能市
「集団指導時に事前に質問を受付けることで事業所の疑問に丁寧に対応」
- 青森県青森市
「集団指導を3月に実施し、報酬改定や変更事項等を早めに伝達するとともに市の施策に関する情報提供を行う」
- 北海道川上郡標茶町
「集団指導と包括ケア会議を効果的に開催し、事業所理解を促進」
- 東京都大田区
「区の独自マニュアルを作成・活用するとともに、事業所への情報提供の機会を複数回用意し、事業所の理解を促進」
- 山梨県南アルプス市
「実地指導の際に事業所に優良事例を紹介し、質の向上を図る」

2. 人員不足・専門知識の不足に対応する取組

- 千葉県柏市
「職員研修の充実により指導担当者の平準化と指導力向上を図る」

3. 市町村間の協力体制の構築

- 静岡県賀茂地域
「近隣の市町で協議会を作り、介護保険事業所の指定・指導監督業務を共同実施」

4. 実地指導の平準化と頻度向上に向けた取組

- 静岡県
「2年に1度の細やかな実地指導により事業所の理解が促進され文書指摘率が低下」

集団指導時に事前に質問を受付けることで事業所の疑問に丁寧に対応

【自治体】 埼玉県飯能市

【概要】 居宅介護支援事業所を対象とした集団指導の際に、事業所から寄せられた質問に対する回答をまとめたものを参加事業所に配布。これにより、市の考え・視点を事業所職員が共有しやすい環境となっている。

【集団指導の時期・内容・参加率】※令和元年度の場合

集団指導の時期	令和元年 6 月
集団指導の内容	(1) 昨年度の指導内容の報告 (2) 指導方針及び注意事項 (3) その他
事業所数・参加率	居宅介護支援事業所 20 か所のうち、20 か所が参加（参加率 100.0%）

【質問票について】

配布時期と 送信・返信方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集団指導の案内と共に、集団指導日の約 1 か月前にメールにて送信 ※ 別紙という形で質問票を用意。 ・ 事業所は、事業所名と質問を記入し、市に返信
送付を始めた きっかけ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年度に初めて集団指導を行った際、質問が一切なかったが、後日事業所より「当日いきなりでの質問では聞きづらい」、「口頭で話されるより、書面で残した方が事業所内で共有できる」といった意見があった。 ・ そこで、令和元年度の集団指導より、事前に質問を受付け、集団指導当日に細かい説明と共に書面での回答を行った。
質問のあった 事業所数	質問のあった事業所数：5 件（うち、同じ質問があったので、質問数は 4 件）
質問内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケアプランの長期目標・短期目標の期間について ・ 居宅介護支援事業所の管理者について ・ ショートステイ中の福祉用具貸与について ・ 平成 30 年度の実地指導による指導項目について

【その他】

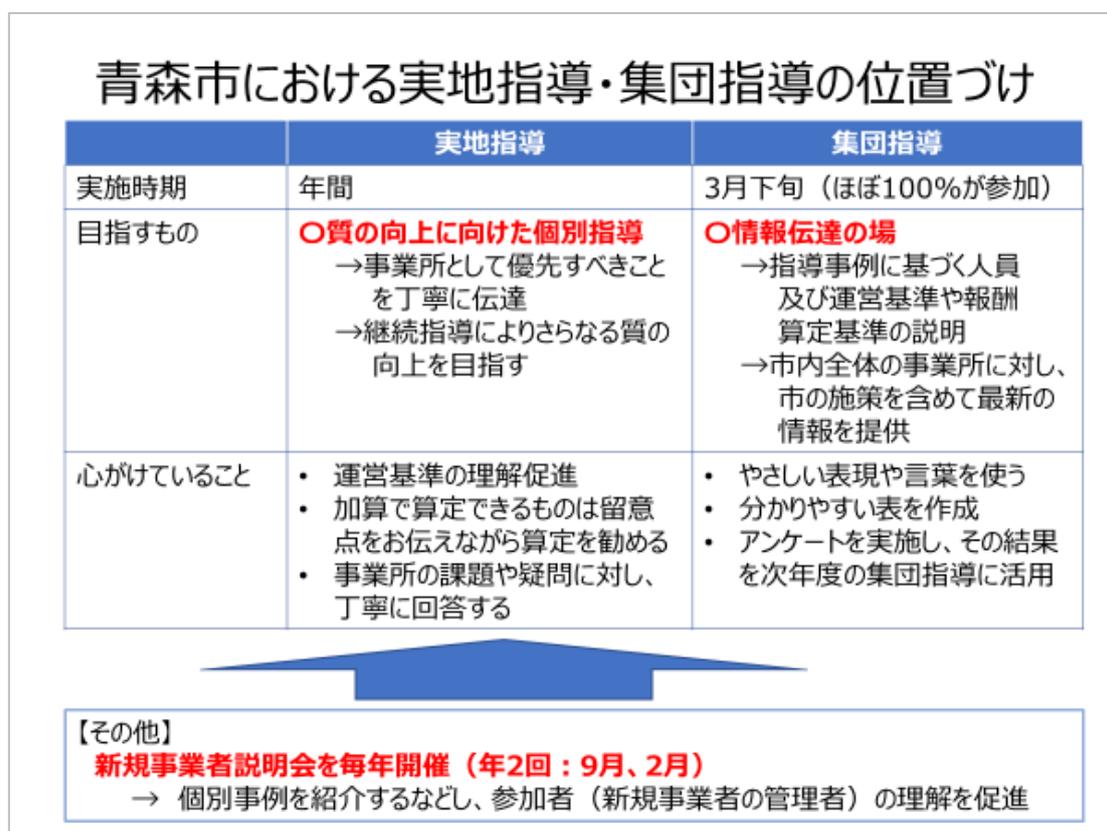
- 飯能市では居宅介護支援事業所の集団指導に地域包括支援センターの職員にも出席を依頼。居宅介護支援事業所・地域包括支援センター・市が共通理解をもって介護保険事業を行えるように取り組んでいる。

**集団指導を3月に実施し、報酬改定や変更事項等を早めに伝達するとともに
市の施策に関する情報提供を行う**

【自治体】 青森県青森市

【概要】 市内の全サービス事業所を対象に3月中旬に集団指導を実施。新年度からの変更点や報酬改定の情報等について伝達、4月からの運営に役立ててもらっている。また、新規事業者に対して説明会を実施し、条例や報酬の理解促進や個別事例の紹介をするなどして事業所の理解促進を目指している。

【実地指導と集団指導の位置づけ】



【集団指導の準備と当日の流れ】

11月初め	集団指導の会場の確保
12月中旬ごろから	関係部署に連絡をし、集団指導で取り上げる内容に関する情報収集 → 介護保険課（報酬関係等）、高齢者支援課（介護予防等） 消防（防災、災害等）、保健所（感染症等）等 ※労働基準監督署は3年に1回程度、集団指導に参加
2月中旬ごろ	事業所に集団指導の連絡
3月上旬	（全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議開催） → 資料の確認、集団指導で紹介する内容をピックアップ → その他、社会保障審議会の資料等を確認
3月下旬	集団指導開催

【平成 30 年度介護サービス事業者等集団指導の実施内容】

日時	平成 31 年 3 月 25 日（月）午後 2 時～ 4 時 30 分
次第	<p><第 1 部> 対象：全事業者等</p> <p>（1）青森労働基準監督署からのお知らせ</p> <p>（2）青森県からのお知らせ</p> <p>（3）平成 30 年度介護報酬改定に係る留意事項等について</p> <p>（4）（仮称）高齢者等帰宅支援事業の実施について（案）</p> <p>（5）高齢者虐待防止対策について</p> <p>（6）平成 30 年度実地指導等の結果について</p> <p>（7）他都市の処分事例について</p> <p>（8）その他資料について</p> <p><第 2 部> 対象：訪問介護事業所及び有料老人ホームの設置者</p> <p>（1）訪問介護事業と有料老人ホームの基準等の遵守について</p> <p>（2）平成 30 年度実地指導等の結果について ～訪問介護事業者と有料老人ホーム設置者が特に注意すべき点～</p> <p>（3）有料老人ホーム併設型介護サービス事業所の処分事例について</p>

* 資料は上記の次第にそつたものの他、参考資料として以下を添付（カッコ内は資料作成者）。

- ① 旅客自動車運送事業と自家用自動車の使用について（東北運輸局青森運輸支局）
- ② 結核にご注意（青森市保健所）
- ③ 初期救急医療体制の御案内（青森市保健所）
- ④ お薬の準備を万全に！！（青森市保健所）
- ⑤ 入浴施設におけるレジオネラ症発症の予防について（青森市保健所）
- ⑥ 理容師又は美容師による出張業務について（青森市保健所）
- ⑦ 犬の飼育について（青森市保健所）* 利用者への情報提供を期待
- ⑧ 猫の飼育について（青森市保健所）* 利用者への情報提供を期待
- ⑨ 社会福祉施設等において食品衛生法上必要となる届出（青森市保健所）

【集団指導時に実施しているアンケートの項目】 ※アンケートは無記名で実施。帰りに提出を依頼。

- ① 開催時期（今の時期でよいか、別の時期がよいか）
- ② 開催時間（長い、今回ぐらいでよい、短い）
- ③ 今回の集団指導の理解度
（おおむね理解できた、半分程度は理解できた、わからないことがあった、全くわからなかった）
- ④ 集団指導で取り上げてほしい内容、その他ご意見（自由記述）

集団指導と包括ケア会議を効果的に開催し、事業所理解を促進

【自治体】 北海道川上郡標茶町

【概要】 職集団指導を年に 1 回、包括ケア会議を偶数月に開催し、毎回「介護保険係から」という議題において事業所に注意してほしいこと、忘れがちな制度上のルール、新しい情報の提供などを行っている。

【職員体制と実地指導の体制】

実地指導担当部署	標茶町保健福祉課介護保険係
職員数	3 名（うち、事業所指導・担当は 1 名、補助 1 名） ※3 名が介護保険業務の全て（計画、議会对応、会計管理、統計調査、ケアプラン点検、事業所研修、認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携事業、介護システム、高額介護、適正化事業、介護認定申請・調査・審査会運営、その他）を担当

【事業所への情報提供の機会】

包括ケア会議	偶数月に開催（年 6 回）。出席者は介護保険事業所の管理者や責任者の他、病院関係者、地域包括支援センター、保健福祉課各係で、課題や連絡事項の確認を行っている。また、情報提供の時期が合えば、国や北海道の実地指導の結果情報や指摘事項なども説明し、各自見直しを行ってもらうように促している。
集団指導	毎年 1 回開催。日頃包括ケア会議にて情報提供を行っていることから、集団指導では要点を絞ってより詳しい説明を行っている。また、集団指導の開始時に、「事業運営に関することその他、介護従事者が注意しなければならないことを説明」することを伝えた上、「資料を事業所の経営者、従事者全員で共有」してもらうことを依頼している。

【標茶町の実地指導の特徴】

- 人口は約 7,000 人と小さな町であり、日ごろから事業所との距離が近いことから、事業所が保険者に聞きやすい体制を作り、不安に思うこと、自信がないこと等を相談してもらえるようにしている。
- 相談内容が他事業所への共有又は注意喚起したほうが良いものについては、包括ケア会議・集団指導のいずれか近いほうで説明、共有する。

【小規模自治体における課題】

- 自治体規模に関わらず、介護保険事業の内容は変わらず、少人数で介護保険全般を担当しなければならない。人事異動により、全く分野の違う部署から異動してくる職員がいるが、介護保険には専門用語が数多くあり、学ぶ内容が大変多い。
- 事業所数が少なく、実地指導の経験できる機会が少ない。

**区の独自マニュアルを作成・活用するとともに、
事業所への情報提供の機会を複数回用意し、事業所の理解を促進**

【自治体】 東京都大田区

【概要】 職員異動のスパンは3～4年ごとだが、職員のうち3分の1程度が介護や障害といった福祉関係部署を経験している。また、人員・運営基準を確認するチェックリストや加算の算定要件を確認するためのシートを大田区独自で作成。実地指導の平準化を図っている。

【職員体制と実地指導の体制】

担当部署	実地指導：福祉管理課法人指導担当 指定・更新：介護保険課指定担当（法人指導担当も立合う場合有） 3か月訪問：介護保険課介護サービス担当 （法人指導担当も立ち合う場合有）
実地指導 担当職員数	8名（ジョブローテーションは3～4年に1度程度） ※うち3分の1程度は障害関係や介護関係の部署の経験者
介護保険サービス 事業所数	約900か所 （うち、地域密着型事業所と居宅介護支援事業所は400か所程度）
実地指導時の 体制	平成30年度まで：4名体制×1日1事業所 令和元年度：1班3名体制×2班×1日に1事業所＝1日2事業所 令和2年度：1班3名体制で実施予定、週4回で実施予定
集団指導参加率 （平成30年度）	居宅介護支援事業所193か所中のうち169か所が参加 （参加率約87%）

【区独自のマニュアル・指導チェック表について】

担当者マニュアル	実地指導・集団指導の位置づけや当日の流れ等についてまとめたもの。 以前からあったマニュアルを平成30年度に修正している。
人員・運営基準 指導チェック表	サービス種別ごとに重点的に確認する項目を選定し、まとめている。 ※確認項目は標準確認項目とほぼ同じ
加算等算定要件 指導チェック表	サービス種別ごとに加算の算定要件を満たしているかを確認するチェック表を 独自に作成。訪問介護であればA4サイズで4枚程度。

【事業所への情報提供の機会】

職能団体との 連絡会への参加	毎年6月ごろに職能団体と介護保険課（介護サービス担当主催）との連絡 会を開催。そこに指定担当、法人指導担当も参加。
集団指導	年2回、事業所全般を対象に開催
個別集団指導	毎年3月ごろにサービス種別ごとに集団指導を実施。資料はウェブにて公開。

【文書確認を行う際の視点】

○ 事業所の運営が適切に行われているか

⇒ 家族等から開示要求があった際に、それに対応できるだけの記録が残されているか。

実地指導の際に事業所に優良事例を紹介し、質の向上を図る

【自治体】 山梨県南アルプス市

【概要】 事務職 1 名、専門職 2 名で実地指導を担当。主任介護支援専門員が中心となってケア計画等を確認し、他事業所の優良事例を紹介したり、厚生労働省が示している様式を紹介するなどして事業所の質の向上に向けた情報提供を行っている。

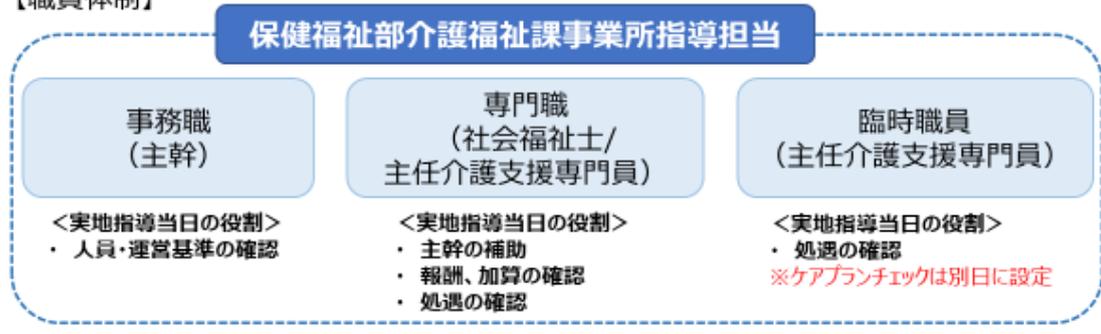
【実地指導実施状況】

山梨県南アルプス市における実地指導実施状況

【平成30年度における実地指導実施数等】

事業所種別	事業所数	実地指導実施数	実地指導の平均時間
居宅介護支援事業所	38	13	150分
認知症対応型生活介護	4	2	300分
地域密着型通所介護	30	11	150分
認知症対応型通所介護	2	0	—
小規模多機能型居宅支援	1	0	—

【職員体制】



【実地指導で行っている優良事例の具体例】

	紹介している内容
認知症の人に対するケア	認知症対応型共同生活介護事業所において、毎日の介護記録に認知症の人の生活リズムを確認するシート（「認知症の人のためのケアマネジメント センター方式」D-3シート）と、24時間の生活変化を記録するシート（同 D-4シート）を用いることで、利用者の生活リズムにあった支援と気分の変化があったときの状況把握やその要因の推測ができるようになった、ということを紹介。
通所介護計画書の様式	厚生労働省が出している参考様式を用いることで、事業所の書式に不足している項目や視点があることを伝える。 （背景）事業所の多くが、専門職が不在で事業所同士のつながりもないことから、悩みながら運営をしている。そのため、この様式や通知を確認していない事業所も多いことから、情報提供を行っている。

【令和元年度集団指導（居宅介護支援）における資料】

＜ケアマネジメントプロセスの説明の一部＞

※「目的」、「何を」、「いつ」、「誰と」、「どのように」などを分かりやすく整理して提示。

資料1

マネジメントプロセスについて

1. アセスメント <運営基準第13条六・七、 解釈通知⑥・⑦>

【目的】 居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要。

【どこで】 利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き必ず利用者の居宅を訪問しなければならない。

【誰に】 利用者及びその家族に面接しなければならない。
面接の趣旨を利用者及びその家族に対して説明し、理解を得なければならない。

【何を】 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

【どのように】 課題の把握は、合理的なものと認められる適切な方法により課題分析が行われなければならない。
(課題分析の方式：平成11年11月12日 老企第29号別紙4 課題分析標準項目参照)

資料2

2. 利用者自身によるサービスの選択 <運営基準第13条五、 解釈通知⑤>

【なぜ】 利用者自身がサービスを選択することを基本とする。

【何を】 利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の指定居宅サービス事業所等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するものとする。(集合住宅等において、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等のサービス事業者のみを居宅サービス計画書に位置付けることがあってはならない)

3. 居宅サービス計画原案の作成 <運営基準第13条八>

【何を】 居宅サービス計画(1-3表+6-7表)の原案の作成をしなければならない。

【どのように】 利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、作成されなければならない。

資料3

4. サービス担当者会議の開催 <運営基準第13条九・十五、 解釈通知⑨・⑬>

【目的】 効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため。

【何を】 サービス担当者会議を開催しなければならない。

【いつ】 居宅サービス計画を新規に作成した場合。
要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合。
要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
居宅サービス計画を変更する場合。

【誰と】 利用者及びその家族の参加を基本とする。
居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集する。
(やむを得ない理由がある場合、担当者に対する照会等により意見を求めることができる)

【どのように】 利用者の状況等に関する情報を担当者と共有する。
居宅サービス原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求め調整を図る。
(末期の悪性腫瘍の利用者についてはサービス種類や利用回数等の変更等を、利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、今後利用が見込まれる指定居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で日常生活上の支障が出現する前に予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましい)

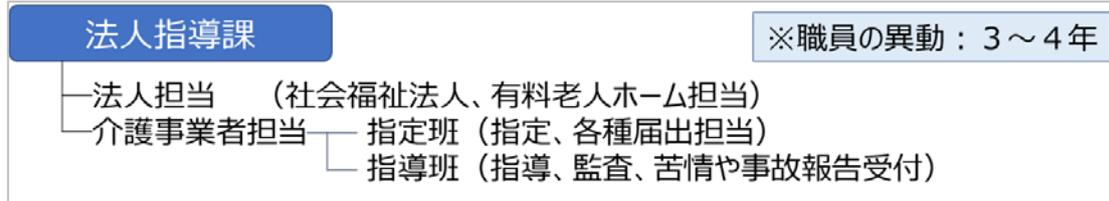
資料4

職員研修の充実により指導担当者の平準化と指導力向上を図る

【自治体】 千葉県柏市

【概要】 異動が3～4年ごとに行われることから、職員への研修・育成を計画的に実施することで、介護保険制度ならびに課の業務の理解を促進。実地指導における指導内容の標準化を図ると同時に、職員の心理的負担の軽減に努めている。

【組織体制】



【異動後の研修】

内部 研 修	担当内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月1回、15分程度 （勤務表確認方法、指定事務、国保連台帳、苦情対応・事故報告、等） ・ 指定班・指導班両方の業務内容を取り上げる →市の指導方針の共有や業務概要の把握 ・ 講師は当該業務の主担当から、今年度から担当になった人を優先して選定 →研修レジュメ作成や研修内容の整理も担当 ・ 外部研修持ち帰りの内容の共有
	担当内 ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ・ 週初めの始業直後に5～10分 ・ 前週に行った業務、今週の予定について一人ずつ発表 ・ 加算届や研修申込の締切り、指定申請・廃止予定の事業所、受付している苦情や対応中の監査案件について情報共有
	新規異動者 研修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当内研修の一部。新規異動者のみを対象に、当課業務の紹介を実施
O J T	集団指導 【対象】 全事業所 10月開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料（改正のない年：50ページ程度）を分担して執筆。指定班・指導班両方の業務内容を取り上げる ・ 講師役を分担し、指導経験の少ない職員や指定班の職員が人前で話すことに慣れるようにする ・ 対象事業所は548件、出席率は9割程度（令和元年度）
	集団指導 【対象】 新規事業所 5月開催	<ul style="list-style-type: none"> ※令和元年度から実施 ・ 当該年度に異動してきた職員（主任級～中堅職員を想定）を講師役 ・ 前年度1年間に新規指定をした事業所を対象に、基準省令の基本的な部分の解説、必要な届出等について説明する ・ 資料は担当内研修にも活用する予定

【着任から実地指導に出るまでの流れ】

1 年目：新規指定・更新・変更届処理担当
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規指定・更新・変更届処理で勤務表や運営規程の見方、設備基準について習得 ※人員基準、運営規程チェックリスト（独自様式）を使用 ・ 体制届、請求エラー対応で加算の種類や要件について把握 ※体制届処理では加算要件チェックリスト（独自様式）を使用 ・ 見学者として実地指導に同行（令和元年度後半から試験導入）
2 年目春： 実地指導参加、運営聞き取り OJT
<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算・請求関係の担当者として実地指導に参加 ※加算要件チェックリスト（独自様式。体制届処理で使用するものと同一）を使用 ・ 請求の確認の傍ら、運営基準確認における事業所への聞き取りのやり取りを聞く ※運営聞き取り OJT 期間中は実地指導の担当職員を 1 名増員して対応。
2 年目夏ごろ～：運営基準の聞き取りを含む、実地指導全般を担当

【業務を伝えていく中で、力を入れていること】

- 基準省令のどこに何が書いてあるか
※柏市の各種チェックリストは、基準を基に実用に即して加工しているが、「元はこういう書き方をしている」ということを伝えている。
- 基準省令に基づく確認と当市独自の指導項目の線引き
※各種チェックリスト内にある項目のうち、国基準と市の独自指導の差を明確に伝える。
実地指導時においても、事業所に対し「基準には書いていない」ことを明言する。

【市で作成しているチェックリスト】 ※事業所向けに URL で公開しているものは「○」

- (1) 指定班・指導班共通
 - ・ 人員基準チェックリスト
 - ・ 設備基準チェックリスト
 - 加算要件チェックリスト
- (2) 主に指定班が使用
 - ・ 運営規程チェックリスト
 - 変更届連絡票（変更届が必要な事項、届出に必要な書類のチェックリスト）
 - 申請書の記載例（指定申請書類のチェックリスト）
- (3) 主に指導班が使用
 - ・ 実地指導チェックリスト
 - ・ 運営基準チェックリスト
 - ・ 非体制加算チェックリスト

近隣の市町で協議会を作り、介護保険事業所の指定・指導監督業務を共同実施

【自治体】 静岡県賀茂地域（下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町）

【概要】 平成 30 年 4 月から居宅介護支援事業所の指定・指導監督権限が市町に移譲されることを踏まえ、任意の協議会である「賀茂地域介護事業所指定・指導監督推進協議会」を 6 市町と県で設立、県の技術的指導・支援を得ながら市町職員が指定・指導監督業務を加茂管内で共同実施している（取りまとめは県健康福祉センターが担当）。

【協議会設立の背景】

静岡県伊豆地域にある賀茂地域は、人口規模の小さな自治体が多いエリアである。人口減少問題をはじめとする地域課題や危機管理体制強化、加茂地域の振興等に向けた施策を進めるため、平成 27 年 4 月より加茂地域 6 市町と県が連携し「賀茂地域広域連携会議」を設置した。

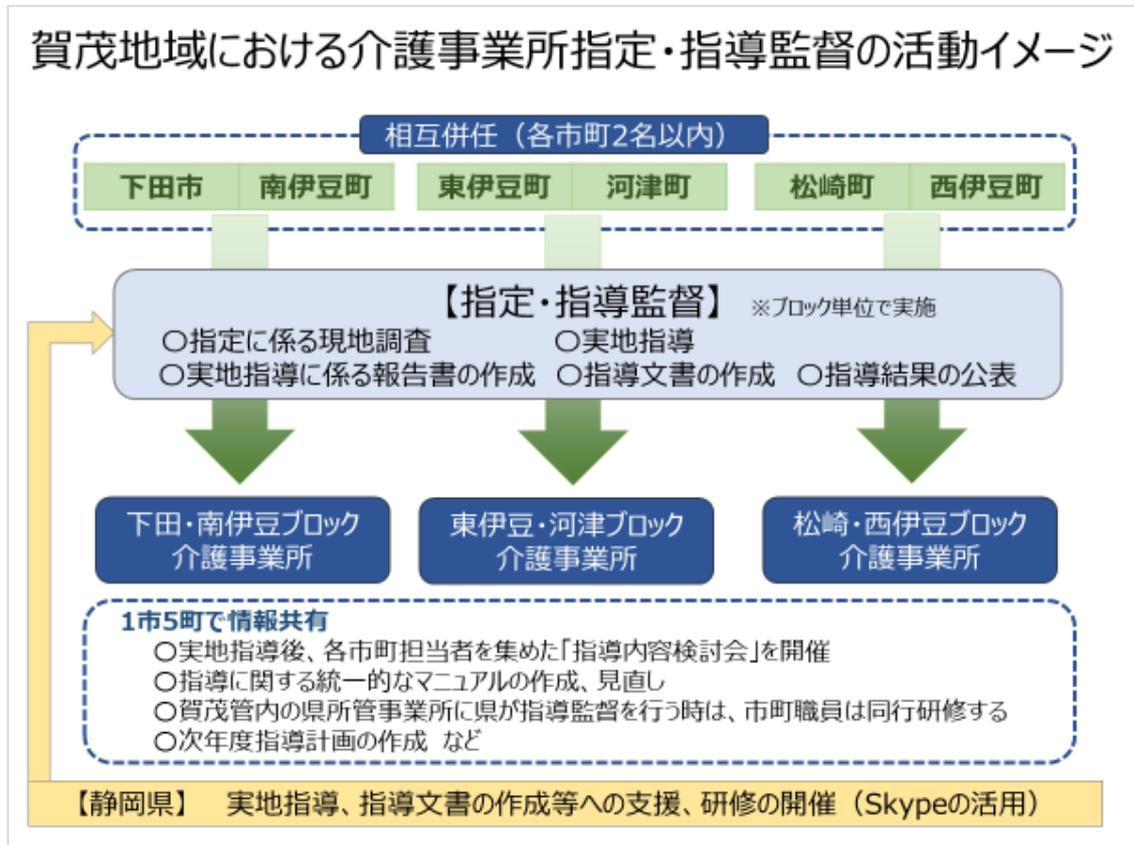
【共同実施体制】

項目	内容
実施方法	○ 6 市町による相互併任協定を締結し、ブロック単位での活動を基本として実施
市町専任人数	○ 各市町の正規職員 2 名以内（相互に併任をかけあう）
県の支援	○ 市町実施指導への助言 ○ 研修会や指導内容検討会の実施 ○ 県と市町両方の指定事業所を有する施設等への、県と市町合同での実地指導実施による研修
共同実施の期間	○ 事業所への実地指導は原則 2 年に 1 度行うことから、各事業所への実地指導が 2 巡する概ね 4 年を共同実施の期間とし、市町の状況を踏まえ、見直しを行う
県の支援の期間	○ 概ね 4 年間実施し、市町の状況を踏まえて見直しを行う

【令和元年のスケジュール】

	内容
平成 31 年 4 月	○ 各市町 2 名ずつの併任職員任命（併任協定締結、身分証明書発行）
令和元年年 5 月	○ 第 1 回担当者会議を開催し、年間指導計画を策定 ○ 第 1 回運営連絡会を開催し、平成 31 年度の取組等について検討 ○ 県福祉指導課による事前研修会開催
令和元年 6 月～	○ 共同実施による指定・更新及び実地指導開始
令和元年 7 月	（指導内容検討会の開催）
令和 2 年 2 月	○ 第 2 回担当者会議を開催し、共同実施の効果検証、課題整理、次年度年間指導計画策定と研修内容についての検討 ○ 第 2 回運営連絡会を開催し、市町担当課長に令和元年度の取組と令和 3 年度の取組（案）についての検討 など
令和 2 年 3 月	○ 身分証明書の返却

【活動イメージ】



【職員が感じている効果】

- 県福祉指導課による研修、事例検討会の機会を創設されたことで、市町担当者は多様な事例に触れることができ、実地指導のスキルを取得できた。
- 県福祉指導課と同行し、指導監督を行うことで、県のスキルを取得できた。
- 共同実施に伴い、他市町が指導監督を行うときのポイント等を取得することができた。
- ブロック単位で実施するため、実地指導経験が少ない市町でも効率的な指導ができた。
- 県福祉指導課に同行したことで、助言を受けながら指導ができた。
- 指導内容検討会の開催により PDCA サイクルを行うことができた。また、県福祉指導課が参加したことで、より法令に基づいた指導ができた。
- 他地域にある事業所を自地域の町民が利用することもあるので、状況がわかる。
- 介護や福祉の経験がない職員でも、経験のある他自治体の職員と一緒に実地指導に行けるので、流れや確認すべきポイント等を実地で学ぶことができる。

【職員が感じている課題】

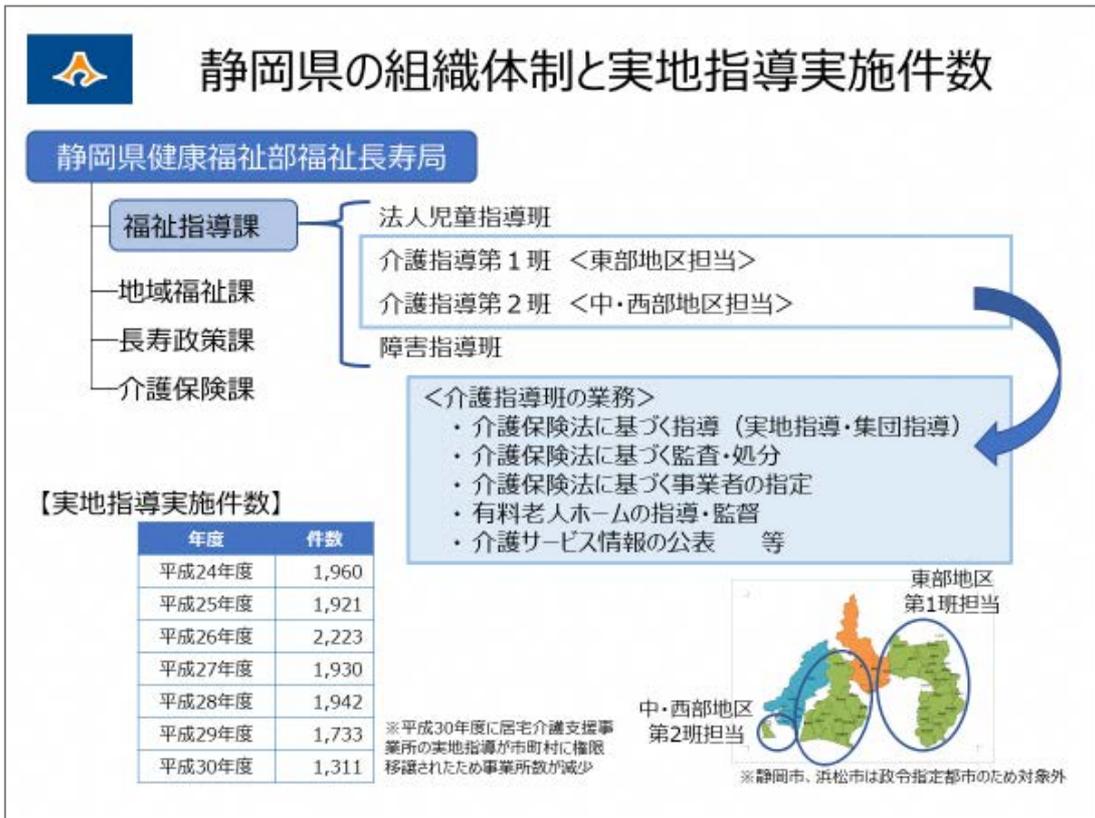
- 共同実施をすることで、実地指導の経験を積むことができた反面、自地域にある事業所にプラスして他地域の実地指導を行わなければならない。

2年に1度の細やかな実地指導により事業所の理解が促進され文書指摘率が低下
【自治体】 静岡県
【概要】 県内の各健康福祉センターが実施していた実地指導を平成 22 年度に本庁による一元な実施に切り替え 2 年に 1 回の頻度で実施したところ、文書指摘率が徐々に低下している。

【これまでの流れ】

静岡県は、平成 22 年度まで県内にある健康福祉センターが実地指導を行っていたが、複雑化している介護保険制度に対応するとともに、担当する職員の視点の統一（指導内容の平準化）と専門性をもって取り組んでいくために本庁で一元的に実施することとした。当初は「介護指導課」としてスタートしたが、その後障害福祉施設や社会福祉法人に対する指導業務も加わり、「福祉指導課」となった。

【組織体制と実地指導実施件数】



【静岡県の実地指導の特徴】

本庁による一元的な実施	指導の平準化を図るため、出先機関である各健康福祉センターで実施していた事業者指導業務を平成 22 年度から本庁に集約し、一元的に実施
2年に1回の実施	実地指導は 1 事業所につき原則として 2 年に 1 回の頻度で実施
市町との合同実施	市町における実地指導に関するノウハウの獲得、保険者としての監督権限行使の機会の確保のため、可能な限り、市町と合同して実施。

【実地指導の流れ】

	内容
指導方針の公表	年度初めに当該年度の指導方針を公表（ホームページ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な考え方 ・ 指導の重点事項 ・ 主な介護報酬請求等の誤り
実施通知	指導日の概ね 1 か月前に通知 指導日の 1 週間前までに、「人員基準チェックリスト」、「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」、「加算等自己点検シート」、「行動障害のある利用者リスト（施設のみ）」の提出を依頼。
事前準備	1. 職員の役割分担の決定 2. 事前提出資料、事業者のホームページ、パンフレット、前回実地指導時の復命等からの情報等を整理して、指導に備える。
指導当日	1. あいさつ 2. 施設巡回（通所系 10 分程度、施設系 30 分程度） 3. 指導の実施（事前に決めた役割分担に基づいて実施） 4. 講評（協力へのお礼、問題点の説明と指摘又は助言、よい取組の評価）
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設巡回時、事業所側に説明者として最小限の従業員の同行を依頼する ○ 利用者等に不安感・不快感を与えたり、迷惑をかけないように注意する ○ 業務に精通した担当者に説明を求め、必要に応じて管理者等に対応を求める ○ 事業所の取組で好事例がある場合には評価する旨を伝え、今後の実地指導の参考とする ○ 当日に判断することが困難な事項は、持ち帰って検討する ○ 介護報酬の返還が必要なことが明らかな場合は、明確に伝える

【実地指導の実施率と文書指摘率の推移】* 実地指導の実施件数は前頁を参照



第5章 実地指導の効率化推進に向けた提案 ～本事業のまとめ～

実地指導の効率化推進に向けた提案

今年度の自治体調査を通じ、自治体のタイプ（都道府県、政令指定都市、中核市、一般市町村、東京特別区）や実地指導の対象サービスにかかわらず、実地指導の実態は多様であること、そして実地指導の対象事業所数の多少によって若干異なる部分はあるが、自治体はおおむね業務量の多さ、事業所数の増加からくる「人員不足」、制度の複雑さや専門職の不在、定期的な異動により経験がつかないといった「専門知識の不足」、また、介護保険事業所においては慢性的な人手不足であり、加えて制度に対する理解の不足といった「事業所側の課題」など、同じような課題を抱えていることが明らかとなった。

また、実地指導の効率的・効果的实施に向けた提案、要望として、大きく分けると「標準化にむけたマニュアルの作成・普及」、「様式の統一」、「介護保険制度の整理」、「ICT化の推進」、「研修の実施や先駆的事例の紹介」、「他部門・他機関との協力」、「事業所との関係づくりと情報提供」が挙げられた。特にこのうち「標準化にむけたマニュアルの作成・普及」と「様式の統一」、「ICT化の推進」については、国レベルで検討を行っていくべきであり、社会保障審議会介護保険部会における「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間報告において「今後検討されるウェブ入力や電子申請の取組とケア記録等のICT化が両輪で進むことにより、例えばケア記録作成業務と報酬請求業務を一気通貫で行うことがさらに促進される等、ICT化を通じたさらなる効率化が期待できる」と記されているように、ICT化を国レベルで進めていくことで様々な記録・文書が連動し、指定申請・更新申請はもちろんのこと実地指導においても活用できる形になることが望ましい。また、標準確認項目・標準確認文書を用いた実地指導の流れや、「何を、どの文書で確認していくか」といった点を整理し、マニュアルにまとめていくことで、実地指導の効率化・標準化が図れると考えられる。

そのためには、実地指導の際に確認をする運営・人員基準と加算の算定要件に焦点を当て、どの項目を確認する際にどの文書が必要なのか等を整理していくことが必要であろう。今年度は検討委員会等で議論できなかったが、標準確認項目・標準確認文書と、加算の算定要件を突き合わせ、内容を整理することで、実地指導時に確認すべき項目・文書のボリューム感や、標準確認項目・標準確認文書の妥当性等の検討を深める際の具体的な資料になると考えられる。

【たたき台】標準確認項目・標準確認文書と加算要件の整理

居宅介護支援の場合

基準	条文	標準確認項目	関連する加算等	標準確認文書
人員	従業者の員数	利用者に対し、職員数は適切であるか		・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・従業員の資格証
		必要な資格は有しているか		
		専門員証の有効期限は切れていないか		
		○常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2名以上	特定事業所加算（Ⅰ）	
		○常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3名以上		
		○常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	特定事業所加算（Ⅱ）	
		○常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 3名以上		
	○常勤かつ専従の主任介護支援専門員 1名以上	特定事業所加算（Ⅲ）		
	○常勤かつ専従の介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く） 2名以上			
管理者	第3条	管理者は常勤専従か、他の職務を兼務している場合、兼務体制は適切か		・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード
運営	内容及び手続の説明及び同意	利用者への説明と同意の手続きを取っているか		・重要事項説明書 ・利用契約書 (利用者又は家族の署名、捺印)
		重要事項説明書の内容に不備等はないか		
		○指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者には複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて、文書を交付して説明を行う	運営基準減算	
		○利用者は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて、文書を交付して説明を行う		

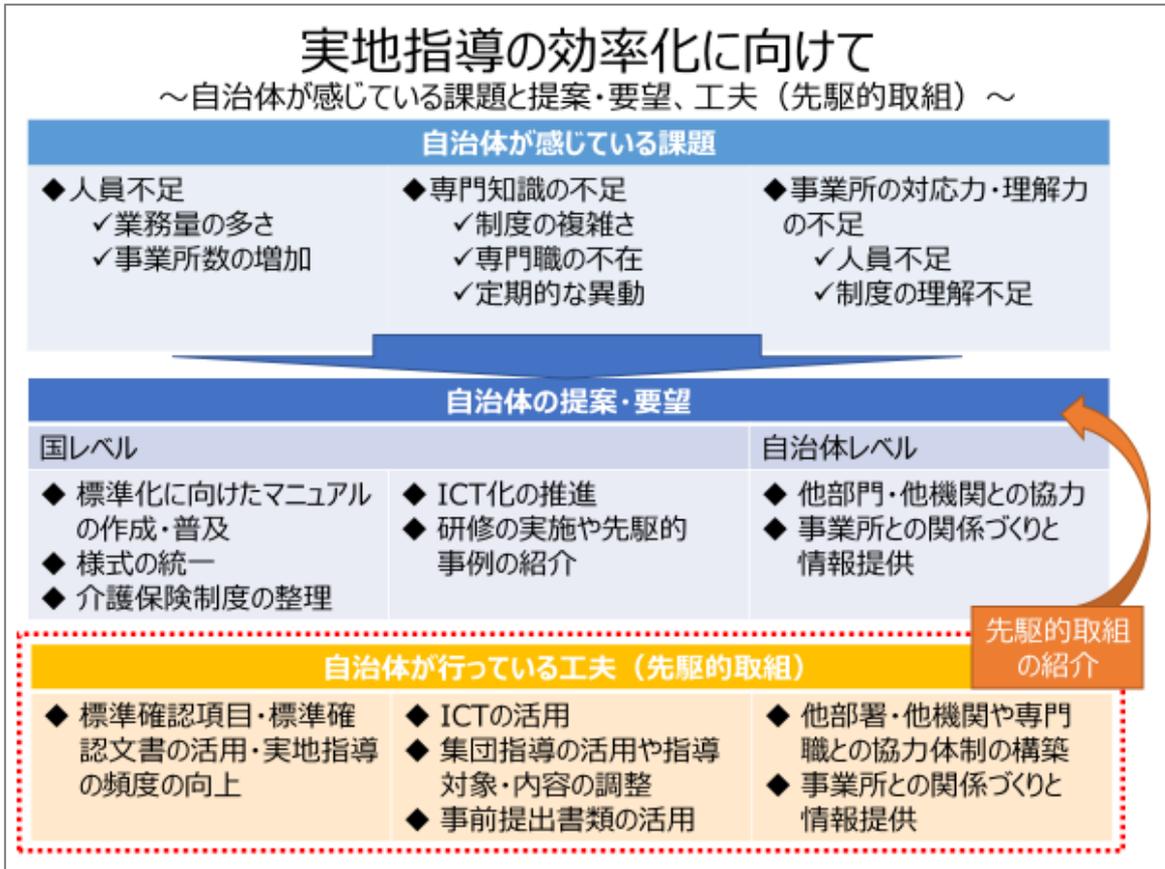
* 上記は基準と加算の算定要件の関係を見るためのたたき台であり、この表の妥当性やまとめ方の検討は今後になることに留意されたい。

上記表のうち、黒字は標準確認項目ならびに標準確認文書の項目・文書、赤字は各種加算等自己点検シートにある項目を挿入したものである。この表はあくまでも「標準確認項目・標準確認文書と、加算等自己点検シートを合体・整理するためのたたき台」として作成したものであり、このような整理が自治体や事業所にとって役に立つものか、別の形式が良いのか等については、今後自治体職員や有識者による議論が必要である。

また、今回の自治体調査により、自治体がすでに取り組んでいる工夫として「標準確認項目・標準確認文書の活用、実地指導の頻度の向上」、「ICTの活用」、「集団指導の活用や指導対象・内容の調整」、「事前提出書類の活用」、「他部署、他機関や専門職との協力体制の構築」、「事業所との関係づくり・情報提供」といったものが挙げられた。このうちのいくつかは前述した「提案、要望」にある項目に合致しており、逆に言えばこういった取組をしている自治体の事例を収集し、ウェブサイトで公開をしたり研修時に紹介をするなどしていくこと

で、自治体が実地指導の効率化に取り組む際の参考になろう。

今年度の自治体調査のまとめとして、自治体が感じている課題と提案・要望、そして自治体が行っている工夫を整理すると以下の図のようになる。



あいにく、新型コロナウイルス感染拡大防止の影響を受け、好事例のグループインタビューが実施できなかったが、一部自治体の協力をいただき第4章に優良事例をまとめている。こういった事例を今後も収集し、ウェブサイト等で公開したり、近隣市町村で意見交換を行ったりするなど、情報提供・情報交換を行う場を作っていくことが、人員不足や専門知識の不足を補う一つの手段となりうる。また、事業所に対して集団指導等を活用し、積極的に情報提供を行うことで、事業所が制度を理解し、必要な文書等を整えていくことで、実地指導の効率化を図ることができるであろうし、事業所にとっても、必要な書類を整備しておくことで、実地指導に対する不安感を払しょくすることができる。さらに、居宅介護支援事業所に対してはケアプランチェックを行ったり、第三者評価、外部評価を受けている事業所も数多いことから、そういった情報を活用することで、実地指導はさらに効率的に実施できるようになるであろう。

実地指導の効率化は、単に自治体職員や事業所職員の負担軽減のためだけに行うものではない。むしろ、空いた時間を事業所の質の向上にむけた支援に充てるためである。自治体職員と事業所職員が直接意見を交わせる場合は、特に大規模な自治体ほど少なく、実地指導ほど貴重な機会はない。基準にある項目すべてを確認することよりも、頻度を上げて訪問し、重要事項を効率的に確認し、事業所の悩みや課題に対して助言をすることで、サービスの質を高めることが実地指導の効率化の最大の目的である。

今年度の事業を通じ、市区町村を含めた自治体の実地指導の実態把握を行うことができた。この調査結果は今後実地指導の効率化を検討する上で大変貴重なデータであり、多忙な中協力をいただいた自治体職員に深くお礼を申し上げたい。今後、この貴重なデータを活用し、さらなる検討が進められることに期待したい。

参考資料

自治体調査票

(回答は赤字で記載。なお、空欄の部分は本文を参照されたい)

令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
介護保険施設等実地指導マニュアルのあり方に関する調査研究事業
【自治体調査票】

この調査は、介護保険サービス事業所に対する実地指導において、実施状況や担当部署の確認の他、現行マニュアルの活用状況や報酬請求に関する文書の確認状況、実地指導全般に対する課題等について把握をし、自治体職員の事務負担軽減につながる文書削減の可能性について検討する資料となるものです。調査内容や研究方法に関するご質問は、下記「お問合せ先」にご連絡ください。

【調査対象】

全国の都道府県、市町村（悉皆）

【個人情報の取り扱い及びプライバシーの保護】

皆様の回答は国立長寿医療研究センターにて適切に保管・管理のうえ、統計的に処理し、個人情報や勤務先の情報等が漏えいしたり、特定されることは一切ございません。また、調査データに本調査研究事業にかかわる職員、関係者以外が触れることはございません。調査結果は報告書の作成や関連学会、雑誌等での発表等、研究目的のみに使用いたします。また、研究データは当研究事業の担当者のみがアクセス可能な状態で PC に保管し、研究終了後 10 年間保管の後、再現不可能な状態で破棄いたします。

【研究資金と倫理・利益相反の審査、研究実施の許可】

この調査は厚生労働省老人保健健康増進等事業の一環として、本事業検討委員会ならびにワーキング委員会、ならびに厚生労働省老健局総務課介護保険指導室の指導・助言のもと実施しております。

【同意および参加の利益・不利益】

調査への協力は任意であり、お断り頂いても、不利益を被ることはございません。なお、この調査票への回答をもって、調査への協力の同意とさせていただきます。

【調査結果の公表】

調査結果は報告書の作成や関連学会、雑誌等での発表等、研究目的のみに使用いたします。また、報告書は令和 2 年 4 月以降に、国立長寿医療研究センターのウェブサイト（www.ncgg.go.jp）にて公開する予定です。

ご多用のところ恐れ入りますが、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

○記入に際しての注意

- この調査票は、実地指導を担当する職員の方がご記入ください。また、サービス種別ごとに担当が異なる場合、調整の上、回答をお願いいたします。
- 質問によって担当する部署が異なる場合は、統合した結果をご記入ください。
- 数字を記入する欄において、回答が 0（ゼロ）の場合には、空欄にせず、「0」とご記入ください。
- 自由回答欄には具体的な言葉や数字等をご記入ください。特にない場合には「なし」とご記入ください。

○ 調査実施機関・お問合せ先

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター（担当：企画戦略局 進藤、平川）

〒474-8511 愛知県大府市森岡町七丁目 430 番地

Tel. : 0562-46-2311（内線：2401）／Fax : 0562-87-3685

Email : rouken@ncgg.go.jp

①自治体名をお知らせください	都・道・府・県	市・町・村
②介護保険の広域連合に入っていますか	1. はい（貴自治体を含む広域連合の市町村数： 　　　 箇所） 2. いいえ	
③実地指導を担当している部署名をお知らせください。	* サービス種別によって異なる場合は、すべてご記入ください。	
④指定申請・更新申請を担当している部署名をお知らせください。	* サービス種別によって異なる場合は、すべてご記入ください。	

I. 介護保険サービス事業所数

- ① 貴自治体における 1) 平成 30 年度当初の介護保険サービス事業所数（介護予防含む。記入例：介護報酬：10 件、予防：件＝回答：17 件）、2) 平成 30 年度に実施した実地指導の件数、ならびに各サービス事業所に対する実地指導時の 3) 平均訪問職員数及び 3-2) そのうち報酬請求に要する平均職員数、4-1) 実地指導に要する平均時間ならびに 4-2) そのうち報酬請求に関する確認に要する平均時間、5) 保健師、介護支援専門員等の専門職の同行の状況についてお知らせください。
- 1)、2) における上段（ ）には、そのうちみなし指定の数を、下段には合計事業所数（介護予防、みなしを含む全事業所数）をご記入ください。
 - 実地指導の対象外（例：都道府県における地域密着型サービス）には 1) に「×」を、実地指導対象サービスであるが、自治体内にその事業所がない（未整備）の場合には 1) に「0」をご記入ください。また、その場合には 2)～5) は空欄で結構です。
 - 2) の実地指導件数は、1) 同様、介護予防を含めてください。
 - 都道府県と市町村が合同で実地指導を行っている場合など、複数の機関が実地指導に関わっている場合には、訪問者数全員を合算した上でおおよその平均値を出してください。

※1)～4-2)の回答は実地指導の担当自治体の平均、5)は回答のあった自治体における割合（無回答を除く）

・居宅サービス等・介護保険施設の場合→都道府県・政令指定都市・中核市（110 箇所）

・地域密着型サービス：政令指定都市・中核市・市区町村・広域連合（904 箇所）

サービス種別	1) H30 年度 当初 事業所数 (か所) * () 内: みなし指定数	2) H30 年度実 地指導件数 (か所) * () 内: みなし指定数	3-1) 平均 訪問 職員数 (人)	3-2) 実地指導 に要する 平均時間 (分)	4-1) 実地指導に 要する 延べ平均時間 (3-1×3-2) (分)	4-2) そのうち、 報酬請求に 要する 平均時間 (分)	5) 保健師、 介護支援 専門員等 専門職の同行 1: 常に同行 2: 必要に応じ 3: 同行なし (%)
記入例 (うち みなし指定数) 訪問看護	(1) 15	(0) 3	2	150	300	150	3
介護老人福祉施設	4	1	4	300	1200	500	2
訪問介護	306.4	55.1	2.2	181.8	391.4	154.9	36.8
訪問入浴介護	25.6	4.3	2.2	170.5	376.8	140.0	24.4
訪問看護	(1,057.9) 1,068.1	(1.0) 24.8	2.2	173.0	290.4	154.2	31.9
訪問リハビリテーション	(995.3) 889.0	(2.4) 6.1	2.2	168.3	364.7	124.3	30.8
居宅療養管理指導	(2470.6) 2403.2	(1.6) 3.4	2.2	153.5	337.7	88.4	19.5
通所介護	201.7	41.0	2.3	183.4	413.9	163.2	37.3
通所リハビリテーション	(769.6) 762.6	(9.8) 16.4	2.4	182.4	417.6	141.2	36.5
短期入所生活介護	153.9	42.6	2.6	193.6	511.1	184.8	37.8
短期入所療養介護	(59.2) 77.3	(10.7) 17.2	2.6	186.9	482.9	174.9	41.7

サービス種別	1) H30 年度 当初 事業所数 (か所) * () 内: みなし指定数	2) H30 年度実 地指導件数 (か所) * () 内: みなし指定数	3-1) 平均 訪問 職員数 (人)	3-2) 実地指導 に要する 平均時間 (分)	4-1) 実地指導に 要する 延べ平均時間 (3-1×3-2) (分)	4-2) そのうち、 報酬請求に 要する 平均時間 (分)	5) 保健師、 介護支援 専門員等 専門職の同行 1: 常に同行 2: 必要に応じ 3: 同行なし (%)
特定施設入居者生活介護	68.1	18.4	2.6	227.6	600.5	223.6	38.9
福祉用具貸与	108.0	15.0	2.1	158.6	341.4	122.4	25.8
特定福祉用具販売	108.9	15.0	2.1	155.0	333.1	119.1	24.6
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2.8	0.9	2.6	202.3	534.5	62.1	34.0
夜間対応型訪問介護	1.9	0.4	2.4	252.1	622.6	30.6	32.9
認知症対応型通所介護	7.7	2.4	2.7	196.2	532.7	97.0	42.5
小規模多機能型居宅介護	9.0	3.4	3.1	199.0	544.7	109.1	43.9
認知症対応型共同生活介護	18.0	6.1	3.0	197.0	559.1	133.0	45.9
地域密着型特定施設入居者 生活介護	2.1	0.7	2.9	219.7	641.7	55.0	38.8
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	20.9	6.2	2.7	190.7	521.5	122.9	41.8
看護小規模多機能型 居宅介護	3.4	1.7	2.9	229.7	682.3	121.0	45.6
地域密着型通所介護	2.3	0.7	2.8	198.7	551.9	61.5	42.4
居宅介護支援	39.5	9.2	2.7	191.3	536.5	136.1	50.3
介護老人福祉施設	72.6	26.3	3.0	291.4	877.8	317.8	50.0
介護老人保健施設	38.7	12.2	3.3	286.5	954.6	316.2	49.2
介護療養型医療施設	10.4	2.0	2.9	284.3	850.4	232.3	25.0
介護医療院	1.0	0.1	3.0	277.5	876.7	81.2	17.6

② 保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定の事業所に対し、通報があった場合等を除き、実地指導を定期的に行っていますか？

1. はい：18 か所 2. いいえ：91 か所件 3. その他（29 か所）

③ 併設事業所がある場合、実地指導は基本的にどのように行っていますか？

1. 同日に実地指導を行っている：461 か所

2. 別の日に実地指導を行っている：288 か所

→2-2. 「2」に○を付けた方に伺います。実地指導の日程をどのように決めていますか。

当てはまるものすべてに○をつけてください。

A. 特に考慮していない：69 か所

B. 実地指導の担当係/グループごとに決めている：34 か所

C. 1 回の実地指導にかけられる職員数や時間によって決めている：121 か所

D. 事業所の負担軽減のため、別々に行っている：90 か所

E. その他（40 か所）

3. その他：189 か所

④ 併設を除く、同一法人による同一のサービス事業所が担当管内に複数ある場合（例：通所介護事業所が市内に

2 か所ある）、実地指導は基本的にどのように行っていますか？

1. 同日に実地指導を行っている：68 か所

2. 別の日に実地指導を行っている：618 か所

→2-2. 「2」に○を付けた方に伺います。実地指導の日程をどのように決めていますか。

当てはまるものすべてに○をつけてください。

A. 特に考慮していない：202 か所

B. 実地指導の担当係/グループごとに決めている：50 か所

C. 1 回の実地指導にかけられる職員数や時間によって決めている：216 か所

D. 事業所の負担軽減のため、別々に行っている：185 か所

E. その他（79 か所）

3. その他（250 か所）

⑤ 介護老人福祉施設の実地指導の際、老人福祉法に基づく指導監査を、実地指導と同じ日に実施していますか？

1. はい：68 か所 2. いいえ：17 か所 3. 行う場合と行わない

場合がある：19 か所

4. その他（1 か所） 5. 実地指導の対象外：4 か所

Ⅱ. 現行の実地指導マニュアルについて

「介護保険施設等実地指導マニュアル（平成 22 年改訂）」（以下、「現行マニュアル」）について伺います。

① 担当職員の方々は上記マニュアルをどのように認識されていますか。当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. ほぼすべての職員が遵守すべきものとしてとらえている：323 か所
2. 遵守すべきものととらえている職員と参考文献ととらえている職員がいる：75 か所
3. ほぼすべての職員が参考文献としてとらえている：339 か所
4. ほとんどの職員がマニュアルの存在を知らない：184 か所
5. その他（16 か所）

② 現行マニュアルの活用状況について、もっとも当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. 普段から活用している：138 か所
2. 職員研修や基本を確認する際などに活用するが、普段は活用していない：473 か所
3. ほとんど活用していない：296 か所
4. その他（28 か所）

③ 現行マニュアルの中で参考にしている部分はどこですか？章・節ごとに当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

（単位：％）

	大変参考にしている	少し参考にしている	あまり参考にしていない	全く参考にしていない	活用していないのでわからない
第 1 指導監査の仕組み	28.8	36.2	9.5	0.7	24.0
第 2 指導マニュアル 総論	21.0	41.3	11.8	0.6	24.3
1. 運営指導の概要	21.5	38.7	13.3	1.0	24.8
2. 運営指導 I（利用者の生活実態の確認）	22.9	37.9	12.7	0.6	24.9
3. 運営指導 II（サービスの質に関する確認）	23.7	39.1	11.0	0.6	24.6
○ 報酬請求指導マニュアル	25.6	36.7	11.6	1.1	24.2
第 3 参考資料 1. ケアマネジメント導入の趣旨	18.6	37.9	16.1	1.3	25.2
2. 高齢者虐待防止法の施行	21.2	37.5	14.2	0.8	25.3
3. 身体拘束廃止の推進	22.2	37.4	13.4	1.0	25.2
4. 認知症ケアの基本	18.3	35.6	18.0	1.6	25.7
5. 地域密着型サービスについて	21.5	34.7	14.8	2.0	26.0

④ 現行マニュアルについて、気が付いたことやご意見等自由にお知らせください。

⑤ 自治体独自の実地指導マニュアルやそれに準じるものを作成していますか？

1. はい：161 か所 2. いいえ：716 か所 3. その他（52 か所）

⑥ ⑤で「1.はい」と回答した方に伺います。自治体独自の実地指導マニュアルを作成した背景をお知らせください。

Ⅲ. 令和元年5月の「実地指導の標準化・効率化等の運用指針」について

令和元年5月末に発出された「実地指導の標準化・効率化等の運用指針（以下、指針）」について伺います。

① 指針にそった実地指導の標準化・効率化に取り組んでいますか？

1. 今年度から取り組んでいる／取り組む予定：513 か所
2. 次年度から取り組む予定：130 か所
3. 取り組むかどうか未定：269 か所
4. 取り組む予定はない（理由をお知らせください：22 か所）

② 指針にある「標準確認項目」は、それぞれのサービスの運営基準を確認するうえで適切だと思いますか？

1. 減らせる項目が多数ある：4 か所
2. 減らせる項目が若干ある：26 か所
3. 適切である（ちょうどよい）：713 か所
4. 不足している項目が若干ある：111 件
5. 不足している項目が多数ある：11 件
6. その他（65 か所）

③ 標準確認項目において過不足と思われる項目を自由記述でお知らせください。

④ 標準確認文書は、標準確認項目を確認するうえで適切な資料だと思いますか？

1. 減らせる文書が多数ある：3 か所
2. 減らせる文書が若干ある：25 か所
3. 適切である（ちょうどよい）：763 か所
4. 不足している文書が若干ある：63 か所
5. 不足している文書が多数ある：7 か所
6. その他（61 か所）

⑤ 標準確認文書において過不足と思われる文書を自由記述でお知らせください。

⑥ 指針に対する意見や見直すべき点をお知らせください。

IV. 報酬請求に関する文書確認について

報酬請求（加算を含む）に関する文書確認について伺います。

①報酬請求（加算を含む）について確認するにあたり、「各種加算自己点検シート」を活用していますか？当てはまるものに○をつけてください。

1. 活用している：613 か所

→ 1-2. 「1」に○を付けた方に伺います。それはどのように活用していますか？

1) 全ての項目を確認している：517 か所

2) 一部の項目を確認している：85 か所

→すべての項目を100%とした場合：56.4%程度

→ 1-3. 「1」に○を付けた方に伺います。各種加算等自己点検シートを提出させていますか？

1) 事前提出させ、当日確認している：474 か所

→当日の10.9日前までに提出

2) 事前に記入を依頼しておき、当日確認している：68 か所

3) 提出は求めているが、当日はシートに沿って口頭で確認：53 か所

2. 活用していない：278 か所

→ 2-2. 「2」に○を付けた方に伺います。報酬請求（加算を含む）については何を使って確認していますか？

1)自治体で独自に作成している自己点検シート/状況報告書 等：143 か所

2)シート類の提出は求めているない（口頭で確認）：93 か所

3)その他（38 か所）

3. その他（42 か所）

②「各種加算等自己点検シート」に対するご意見をお知らせください。

③ 届出をしている加算の確認状況について、当てはまるもの1つに○をつけてください。

1. 届出のある加算のうち、算定のあるもの全てについて確認している：661 か所

2. 届出のある加算のうち、一部について確認している：205 か所

→ 2-2. 「2」に○を付けた方に伺います。確認する加算・項目はどのように決めていますか。当てはまるものすべてに○をつけてください。

1) 過去の実地指導等で多く指摘があった加算：113 か所

2) 新設の加算や制度改正に関するもの：152 か所

3) 加算の額が大きいもの：52 か所

4) その他（33 か所）

3. 届出のある加算の確認をしていない：29 か所

4. その他（36 か所）

④ 実地指導において確認する各種加算の対象者はどのように選定していますか？

1. 当該加算対象者全員について確認している：82 か所

2. 当該加算対象者のうち、一部の者について確認している：779 か所

→2-2. 「2」に○を付けた方に伺います。「一部の者」について、どのように選定していますか？当てはまるものすべてに○をつけてください。

1) 複数の加算を算定している者：412 か所

2) 新設の加算を算定している者：378 か所

3) 加算の額が大きいものを算定している者：169 か所

4) レセプトで特異な傾向を示す者：182 か所

5) その他（

3. その他（68 か所）

⑤ 報酬請求（加算を含む）に関し、マニュアルに記してほしいことがあればお知らせください。

--

V. 集団指導について

集団指導について伺います。

① 集団指導の実施形態について、最も当てはまるもの1つに○をつけてください。

1-1 集団指導の開催	1. 年1回以上開催している：519 か所 2. 2～3年に1回開催している：70 か所 3. 開催していない：279 か所 4. その他（55 か所）
1-2 開催主体	1. 貴自治体が単独で実施：471 か所 2. 都道府県と合同で実施：31 か所 3. 近隣自治体と合同で実施：53 か所 4. その他（32 か所）
1-3 対象事業所	1. 全てのサービス種別を対象に、一体的に開催している：199 か所 2. 全てのサービス種別を対象に、サービス種別ごとに開催している：101 か所 3. 一部のサービス種別を対象に、一体的に開催している：121 か所 4. 一部のサービス種別を対象に、サービス種別ごとに開催している：116 か所 5. その他（51 か所）

② 平成30年度における集団指導の開催状況について、各月の開催回数と延べ時間数（分）をお知らせください。開催がない場合には開催回数、延べ時間数に「0」とご記入ください。

* 開催回数は回答のあった自治体数、下記は平均の延べ時間数（分）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
開催回数（回）	31	66	58	76	67	72	54	45	29	29	61	173
延べ時間数（分）	180	271	470	281	269	160	232	186	223	130	176	194

VI. 実地指導や集団指導を通じた事業所の質の向上に向けた取組

実地指導や集団指導を通じた事業所の質の向上に向けた取り組みについて伺います。

① 実地指導時に、他事業所の優良事例等を紹介することがありますか？ 当てはまるもの 1 つに○をつけてください。

1. いつも行っている：30 か所 2. たまに行っている：263 か所 3. あまり行っていない：173 か所
4. ほとんど行っていない：403 か所 5. その他（54 か所）

② 集団指導時に、管内・管外事業所の優良事例等を紹介することがありますか？

1. いつも行っている：23 か所 2. たまに行っている：95 か所 3. あまり行っていない：148 か所
4. ほとんど行っていない：515 か所 5. その他（132 か所）

③ 実地指導や集団指導以外に、事業所に優良事例を紹介することはありますか？

1. はい：208 か所

→「1」に○を付けた方に伺います。その方法として当てはまるものすべてに○をつけてください。

1. 電話等の相談時などに口頭で伝達：174 か所 2. メール等で配信：2 か所 3. その他：（ ）
2. いいえ：714 か所

④ 優良事例として紹介する内容は、どのようなものでしょうか。

--

VII. ICT 化を進める上での課題

① 実地指導や集団指導において ICT 化を進めることに対するお考えをお知らせください。

(単位：%)

	大いに 推進すべき である	まあ推進 すべきで ある	あまり 推進すべき でない	全く 推進すべき でない	すでに 取り組んでいま すか
1. 実地指導時に必要な文書をウェブで公開したりメールで送る	45.0	44.5	5.6	0.5	はい：53.7
2. 実地指導時に提出が必要な文書をメールで受け取る	34.0	46.6	13.8	1.9	はい：27.6
3. 実地指導時に事業所が PC に保管している文書を PC で確認する	23.2	46.9	23.4	2.7	はい：36.6
4. 集団指導の資料等をウェブに掲載したりメールで送る	42.0	45.8	6.5	1.2	はい：31.4

② ICT の推進に関するご意見をお知らせください。

--

Ⅷ. 実地指導全般について

- ① 実地指導全般における課題をお知らせください。

- ② 文書量の削減や実施頻度を向上させる等、実地指導を効率的・効果的に行うための工夫や提案をお知らせください。

以上で質問は終わりです。

ご多用のところ、ご協力を頂き、誠にありがとうございました。

令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業補助金
老人保健健康増進等事業

介護保険施設等実地指導マニュアルの在り方に関する調査研究
報告書

令和2（2020）年3月

禁無断転載

国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター
〒474-8511 愛知県大府市森岡町七丁目 430 番地
TEL：0562-46-2311（代表）
<http://www.ncgg.go.jp>